

富士市公共施設再編計画

富士市

目次

第1章 公共施設再編計画とは	1
1.1. 公共施設再編計画策定の目的と背景	2
1.2. 対象施設	3
1.3. 基本原則	3
第2章 再編の考え方	5
2.1. 再編の視点と評価方法	6
2.1.1. サービスの適正化の視点	6
2.1.2. 建物の適正化の視点	7
2.1.3. 評価の整理	8
2.2. 再編の可能性、有効性の検証（再編シミュレーション）	9
2.3. 公共施設再編にあたっての共通事項	11
第3章 用途別再編計画	13
3.1. 用途別再編計画	14
3.1.1. 小学校	16
3.1.2. 中学校	22
3.1.3. 高等学校・専門学校	27
3.1.4. スポーツ施設	30
3.1.5. 社会教育施設	35
3.1.6. まちづくり施設	41
3.1.7. 文化施設、市民交流施設	47
3.1.8. 庁舎・事務所	52
3.1.9. 消防施設	58
3.1.10. 保育園	63
3.1.11. 幼稚園	69
3.1.12. 子育て支援施設	74
3.1.13. 高齢者福祉施設	81
3.1.14. 障害者福祉施設	85
3.1.15. 観光・産業施設	89
3.1.16. 保健施設、医療施設	94
3.1.17. その他施設	98
3.2. 再編後の施設延床面積見込み	101
第4章 進行管理	103
4.1. 取組の全体像	104
4.2. 個別計画及びアクションプラン	105
4.3. 関係住民等との合意形成	106

4.4. 施設の更新スケジュール.....107

資料編..... 109

第1章 公共施設再編計画とは

1. 公共施設再編計画とは

1.1. 公共施設再編計画策定の目的と背景

本市が保有している多くの公共施設は、昭和 41 年の 2 市 1 町による合併を契機として、人口の増加や行政需要に対応するため、建設、整備されてきました。

これらの公共施設の多くが老朽化の進行により更新の時期を迎えようとしており、その更新に係る費用は莫大な額になると見込まれています。これに対し、市の財政は、景気の低迷や少子高齢化による税収の減少等の影響により非常に厳しい状況にあり、公共施設を維持・更新していくための財源確保は難しくなっていくものと想定されます。

このような背景の下、本市では、将来に過度の負担をかけることのないよう、公共施設の長寿命化や計画的な予防保全、総量削減等の手法により財政負担の軽減・平準化を図るとともに、適切に維持・管理を行い安全と安心を確保するため、次のとおり取組を進めてきました。

平成 22 年度	『第 2 次富士市行政経営プラン』（平成 22 年 4 月）において、「公共施設マネジメントの推進」を掲げる。
平成 25 年度	「富士市公共建築物保全計画」策定
平成 26 年度	「富士市公共建築物保全計画」市民説明会実施 公共施設のあり方を考える市民ワークショップ実施 「富士市公共施設マネジメント基本方針（案）」パブリックコメント実施
平成 27 年度	「富士市公共施設マネジメント基本方針」策定 「富士市公共施設マネジメント基本方針」市民説明会実施 公共施設のあり方を考える市民ワークショップ実施

平成 27 年度に策定した「富士市公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」）」では、公共施設の更新費用に係る将来推計を行い、その結果、上下水道等の公営企業が保有する施設や、プラント施設を除いた公共施設に係る将来の更新費用は、過去 5 年間の施設の更新に係る年間平均費用に対して毎年約 30 億円不足することが判明しました。

このような状況の下、一般公共建築物については、中長期的な視点から公共施設の大規模修繕や更新時期を捉えて再編を進めていくことが必要となります。本計画は、基本方針に掲げる目標を具現化するため、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間を見据え、公共施設の再編について検討を行い、再編の手法や留意すべきポイント等を定めるものとします。

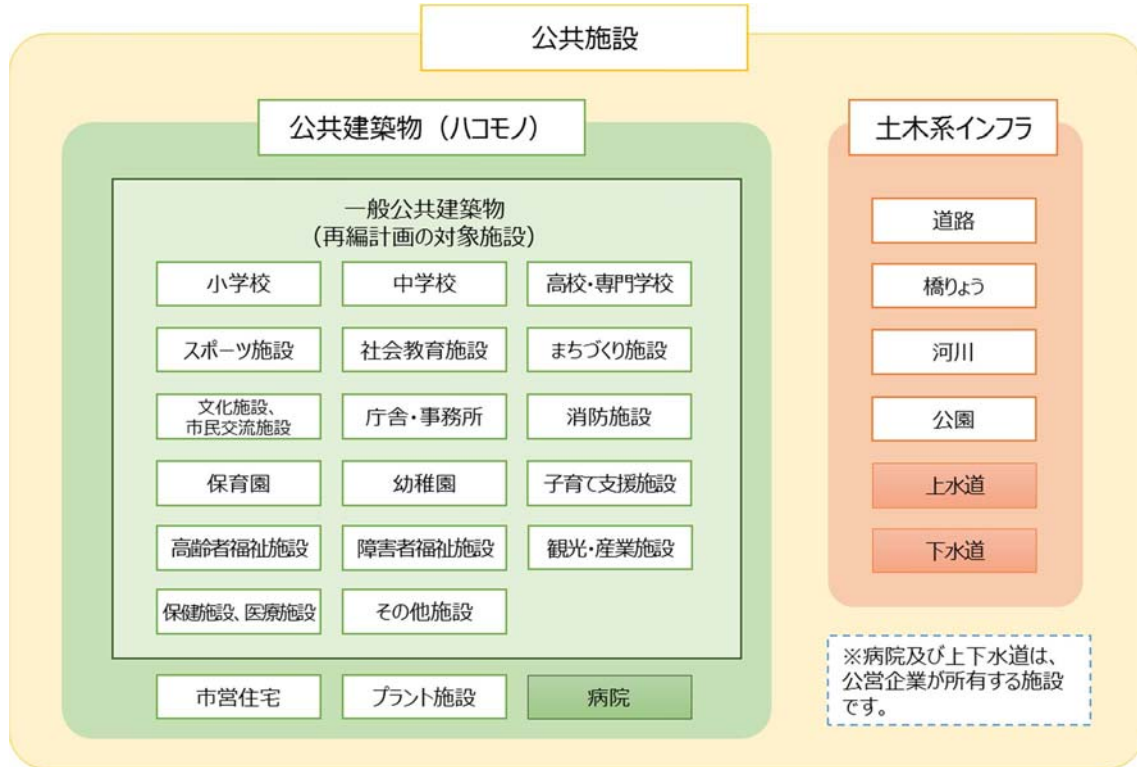
また、本計画に基づく公共施設の再編に合わせ、「富士市公共建築物長寿命化指針」、「富士市公共建築物短期保全計画」を策定し、施設の長寿命化、保全にも取り組んでいきます。



長寿命化：建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費を抑え、建物の物理的耐用年数を延ばす手法のこと。
予防保全：定期的な点検による施設の損傷状態の推移予測の下、補修、更新を行うことで施設の安全性の向上や長寿命化を図る手法のこと。
公営企業：市民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行うために地域公共団体が経営する企業のこと。本市では、水道事業、下水道事業、病院事業がある。
プラント施設：生産、処理などを行うための大型機械、設備などが主である施設。本市では、ごみ処理施設、生活排水処理施設がある。

1.2. 対象施設

本計画の対象施設は、基本方針で掲げる一般公共建築物とします。



1.3. 基本原則

基本方針では、公共施設マネジメントの推進にあたり、次の原則及び推進方策を掲げており、本計画においてもこれらに従い、再編についての検討を行います。

原則	推進方策	目標
公共サービスの提供方法を見直し、保有建築物の総量を削減します	<ol style="list-style-type: none"> 1. 将来的なニーズを的確に把握し、建築物の総量の適正化を図ります 2. 民間で提供可能なサービスは民間に委ねます 3. 市単独での施設整備から広域的な施設利用に転換します 	一般公共建築物の延床面積 20% 削減
一般公共建築物の維持管理手法を最適化し、ライフサイクルコストを削減します	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般公共建築物の長寿命化を推進します 2. 一般公共建築物の計画的な保全体制を整備します 3. 民間活力の導入により一般公共建築物の更新費用及び維持管理費用を削減します 	
一般公共建築物の資産価値を最大限引き出すために、効果的に活用していきます	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の潜在的な魅力を引き出せるよう、最大限有効活用を図ります 2. 一般公共建築物を資産として捉え、効果的な運用により収益を生み出します 	

※一般公共建築物の延床面積の削減目標は、平成 25 年度末時点（平成 26 年度中に建築中のものを含む。）でマネジメントの対象となる 579,059 ㎡を基準とします。



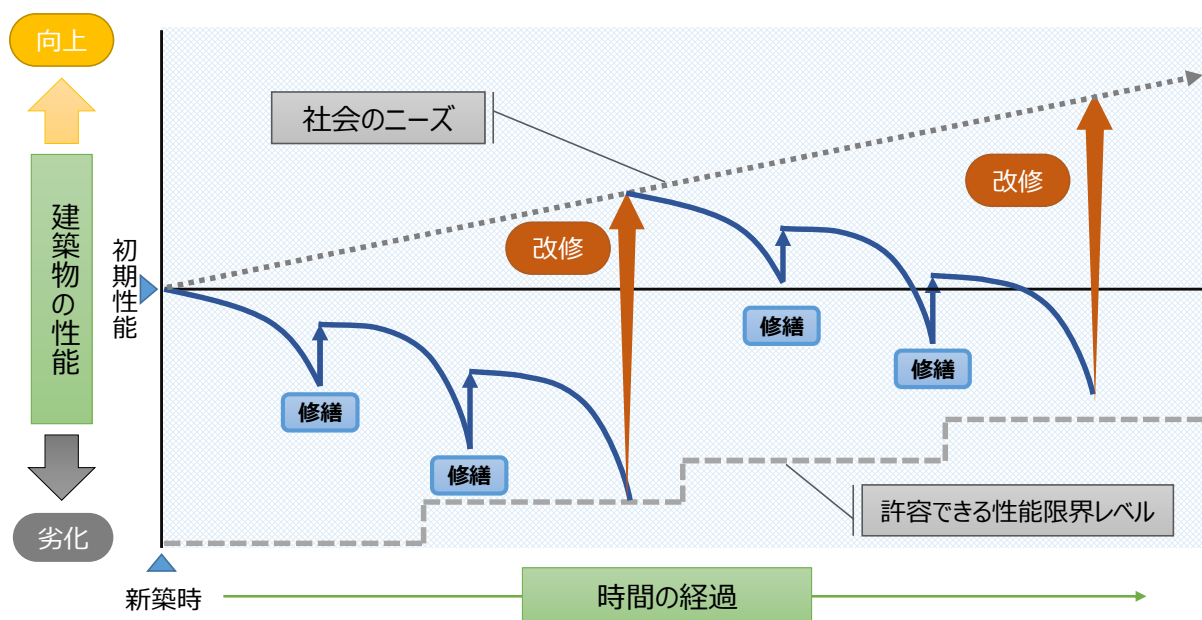
ライフサイクルコスト：建物の企画・設計・建築から維持管理、解体までに要する総額の費用のこと。

【TOPICS】

修繕と改修の違いについて

建築物は、経年により老朽化していくため、将来にわたって長く使い続けるには、一定のサイクルで部材や設備の劣化部の修理や取替えを行うことで劣化した建築物の性能・機能を建設当初の水準又は実用上支障のない状態まで回復させることが必要であり、これを修繕といいます。

一方、建物に求められる機能は時代とともに変化します。このニーズに対応するため、修繕による性能・機能の回復に加えて、建物の機能や性能を建設当初の水準以上にグレードアップすることを改修といいます。具体的には、建築物のバリアフリー化、省エネルギー化、防災安全性能の強化などがこれに該当します。



なお、修繕のうち部材や設備を取り替えることで機能回復を図ることを更新といいます。本計画における更新とは、施設全体を新しいものに建替えることも含めるものとします。

第2章 再編の考え方

2.再編の考え方

2.1. 再編の視点と評価方法

公共施設は、サービスと、そのサービスを提供するための建物で構成されています。ニーズの変化等によりサービスの必要性が変化したり、建物に余剰が生じたりしている中では、公共施設の再編において、サービスと建物を分けて検討していく必要があります。

そのため、施設の用途毎にサービスと建物の双方の視点から適正化について検討を行います。

2.1.1. サービスの適正化の視点

1) サービスの提供主体

法令上の義務付け、政策的な位置付け、民間市場の有無から、引き続き行政が主体となってサービスを提供していく必要があるか、民間事業者でもサービスを提供することが可能かを検討します。

指標	評価
法令上、市がサービスの提供主体となることが予定されており、行政の責任でサービスを提供する必要がある。	行政主体
政策的に行政がサービスを提供する必要があるが、行政の責任の下、一部のサービスの提供を民間事業者に委ねることができる。	行政主体 (一部民間)
民間事業者が主体となってサービスを提供することが可能であるが、民間事業者では十分なサービスが確保できないため、行政がこれを補完する(又は間接的に関わる)必要がある。	民間主体 (一部行政)
民間事業者が主体となってサービスを提供しており、民間市場の充実等から行政が関与する必要性は低い。	民間主体

※以下に該当するサービスは、市が関わる必要性が低いものとして、廃止することも考えられます。

- ・目的を達成しているもの、又は目的が市民ニーズと合致しなくなっているもの
- ・国又は県において、同種のサービス提供が行われているもの

2) サービスの提供場所

利用者の特性やサービスの内容等から、地域的に配置されることが望ましいサービスであるか、提供場所を問わない広域的なサービスであるかを検討します。

指標	評価
主な利用者が児童等の交通弱者である、又は提供しているサービスが地域に密着している等、徒歩圏内(概ね小学校区相当)で提供する必要がある。	地域的
利用者の利便性の向上や、安心、安全な市民生活の形成のため、複数地区(概ね中学校区相当)で一つ等、市全体でバランスを取りながらサービス提供する必要がある。	やや地域的
市全域から広く市民が利用するサービスであり、サービスの性質上、政策的に市内に施設を設置しておく必要がある。	やや広域的
市外からの利用者を受け入れたり、市外の施設を利用したり、市域をまたいだサービスの提供が可能である。	広域的

2.1.2. 建物の適正化の視点

1) 建物の供給量

施設の利用状況、建物保有量に係る類似団体との比較、民間事業者によるサービス提供状況等から、建物の供給量を検証します。

指標	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、施設の利用率、稼働率の状況に対する施設数、延床面積の適正量及び施設機能の要否 ・類似団体との人口あたりの延床面積、施設数の比較 	少ない
	やや少ない
	やや多い
	多い

※ 上記指標を総合的に勘案して評価を行います。

【類似団体の考え方】

公共施設の延床面積は、人口規模及び市域の変遷（合併状況）に関係していると考えられるため、富士市と人口が類似する市（施行時特例市（人口：20万人以上））のうち、平成元年以降、自団体を含め3団体以上の自治体と合併したものを除く市と比較することとします。

2) 建物の汎用性

建物の性能的に、現在提供しているサービス以外の他のサービスを提供するために活用（共用）することが可能であるか汎用性について検証します。

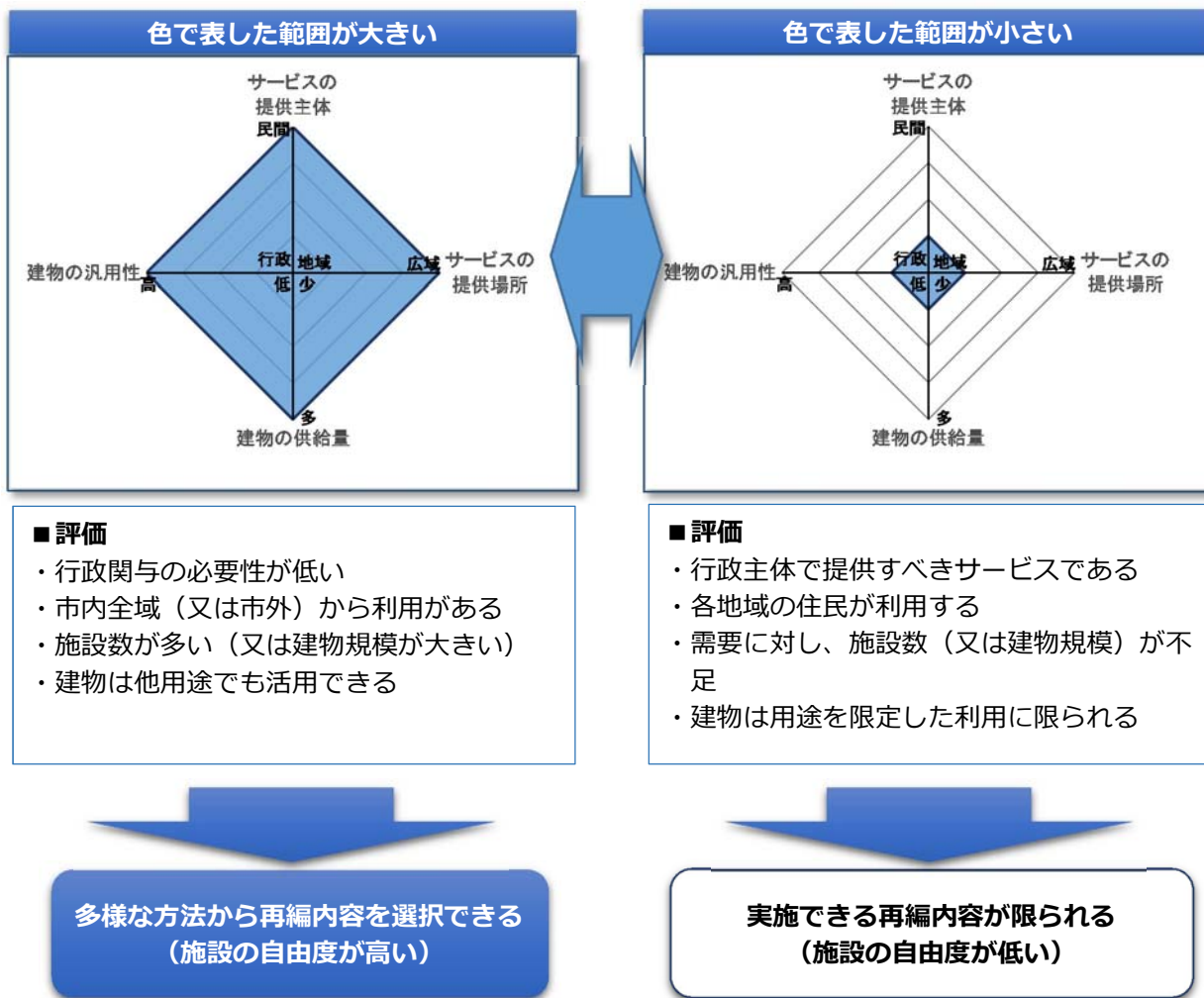
指標	評価
サービスを提供するために必要な専門機能又は特殊な設備が備わっており、他の用途で活用（共用）することが困難である。	低い
サービスを提供するために必要な専門機能又は特殊な設備が備わっているが、一部については他の用途で活用（共用）することが可能である。	やや低い
部分的にサービスを提供するために必要な専門機能又は特殊な設備が備わっているが、大部分は他の用途で活用（共用）することが可能である。	やや高い
専門機能又は特殊な設備はなく、他の用途で活用（共用）することが可能である。	高い

2.再編の考え方

2.1.3. 評価の整理

前項の検討指標の考え方に従って、用途別に判定した評価結果をレーダーチャートで表し、次章の「3.用途別再編計画」の中で示します。

基本的な考え方としては、下図で示すように、レーダーチャート上の色で表した範囲が大きいほど、今後の再編において、それぞれの施設の課題に応じて、多様な方法から再編内容を選択できる可能性が高いことを表しており、色で表した範囲が小さいほど、実施できる再編内容が限られることを示しています。



第3章の用途別再編計画では、それぞれの評価項目における現状と課題について、将来的な需要の変化等も勘案して分析を行っています。一方、各項目の評価は、あくまで施設の現状を基に行っているため、今後の要因の変化に伴い、見直していく必要があります。

2.2. 再編の可能性、有効性の検証（再編シミュレーション）

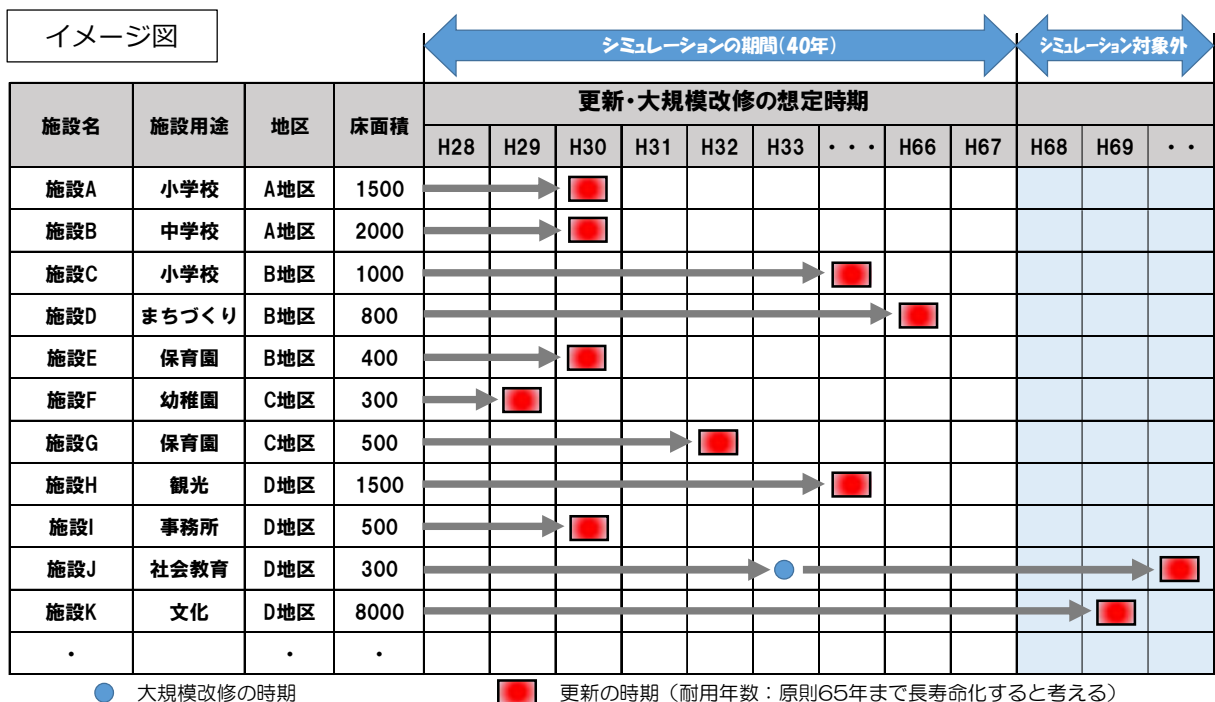
前項では、施設の用途毎にサービス及び建物の適正化の検証を行う手法を示しましたが、具体的な個別施設毎に、この検証結果を基にした再編が可能であるか、また、施設総量の削減やサービスの向上に有効であるか検証を行う必要があります。

そのため、市が保有する一般公共建築物についてデータベースを作成し、主に各施設の更新時期や大規模改修等の時期に合わせて、類似サービスや複合可能なサービスは用途を超えて一つの施設に集約化を図り、民間事業者で提供可能なサービスは極力民間移管を図る等、可能な限り現状のサービスを維持しながら、建物面積を削減する手法について検証しました。

このシミュレーション結果に基づく次章の「3.用途別再編計画」に従い、施設の再編を進めていきますが、ニーズや社会情勢の変化等に伴い、シミュレーションの要因に大きな変更があった場合は、見直しを行っていきます。

■ 基本データベース

はじめに施設カルテや公共建築物保全計画等のデータを基に、地区毎に施設の一覧表を作成します。このとき、建物の建設年度を基に、更新や大規模修繕の時期を「見える化」します。

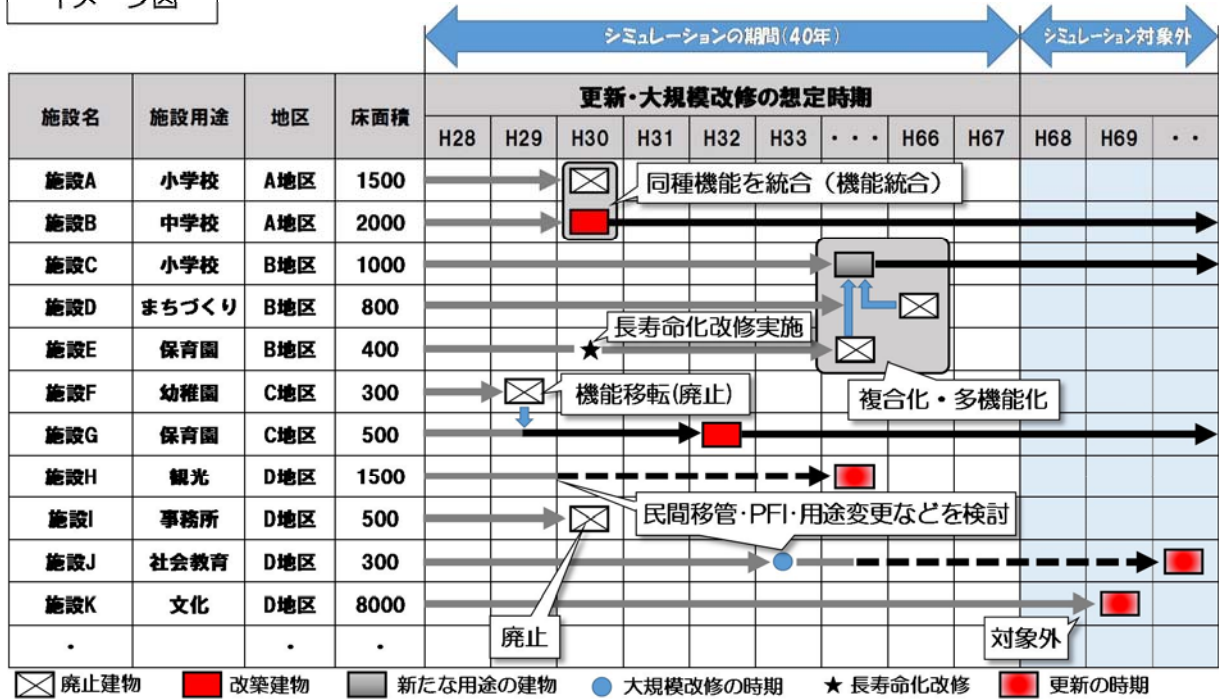


2.再編の考え方

■ 再編シミュレーション

施設用途毎のサービス及び建物の適正化の考え方に従い、個別施設毎の再編の組み合わせパターンやその手法について検証しました。併せて、その結果、どの程度の削減効果が生じるか推計を行います。その際の検討方法や削減効果の算定の考え方は、次のとおりです。

イメージ図



【再編時期について】

原則として、同じ地区内の施設で更新時期が近いものについて、サービスの内容や施設の適性上、再編が可能であるか検討を行いました。

更新時期が近い施設がない場合や、敷地面積が狭小であったり、サービスの内容的に複合化がなじまない等、更新時期が近い施設同士の再編が困難な場合は、学校等の地域の核となる施設や大規模な施設の更新時期に合わせて、周辺施設の複合化を検討しました。

なお、施設の更新時期は、これまで概ね築40年程度で更新を行っていたところ、築65年に長寿命化するものと設定してシミュレーションを行っています。

【再編後の面積の算定について】

小学校・中学校・幼稚園については、再編時点での利用者の予測数を基に、必要面積を算定しました。利用者の予測は、総合計画における人口推計のうち、出生率は現状を維持し、転出超過に一定の歯止めをかける標準的なケースである中位推計に基づき推計しました。

また、その他の施設は、サービスを提供するために必要な面積から算定しました。

2.3. 公共施設再編にあたっての共通事項

次章の「3.用途別再編計画」において、再編シミュレーションの結果を基に、施設用途毎の一般的な再編の手法や再編にあたってのポイントを示しますが、そのうち再編にあたってのポイントについて、全施設に共通する事項は、次のとおりです。

■ 再編の実施について

原則としてシミュレーションに従って施設を更新するものとしませんが、実際には、建物の劣化状況に応じて最適な時期に更新を行うものとし、また、施設を複合化する場合、複合化の時期に合わせ、既存建物を前倒して更新するときは、それを見越して建物の保全を行うものとし、既存建物の更新時期を引き延ばすときは、必要に応じて延命措置を図ります。

建物規模が大きい施設、その中でも特に民間移管の可能性が高い施設は、更新時期にかかわらず、早めに再編に着手した方が、財政的な効果が高い場合が考えられます。このような施設にあっては、可能な限り早い段階で再編に着手します。また、指定管理者制度を導入している施設にあっては、指定期間の終期に合わせて再編します。

なお、シミュレーションは、施設の経過年数や現時点で予測される施設の利用状況を基に行っていますが、実際に施設の再編に着手する際には、改めてその時点における施設の利用状況等を精査し、また、施設利用者や地域住民（以下「関係住民等」）と調整しながら進めていきますので、結果によっては、シミュレーションとは異なる再編手法を採ることも考えられます。

■ サービスの提供方法

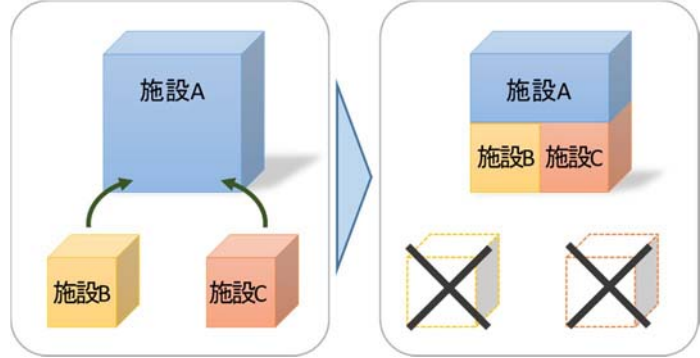
公共施設の再編により、一つの施設を様々な年代の利用者が様々な目的で利用することが考えられます。そのため、利用者（特に児童、園児）の安全を確保したり、サービス相互間の不要な干渉を排除するため、施設の空間構成、動線計画、防犯対策等に配慮します。

【TOPICS】

公共施設の再編手法について

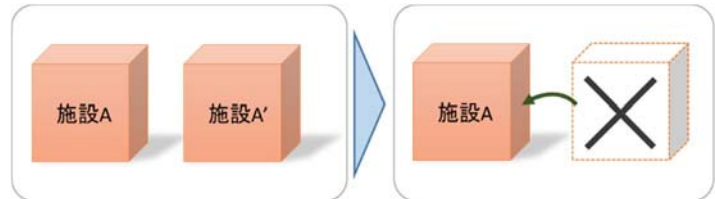
(1) 複合化・多機能化

用途毎に配置されていた施設を一つの建物に集約する手法です。なお、複合化の場合は施設毎にサービスの提供主体が別個であり、多機能化の場合は同一の主体が複数のサービスを提供することに違いがあります。



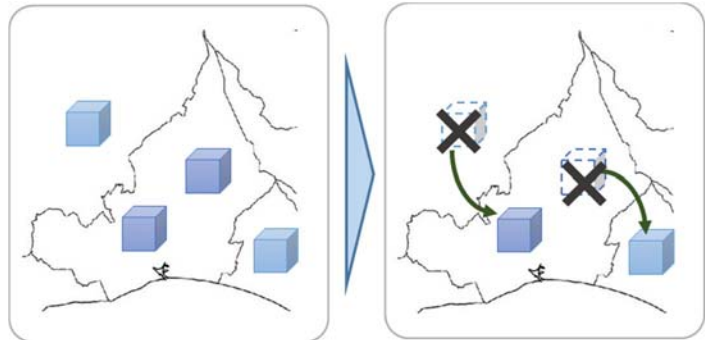
(2) 機能統合

同種のサービスを提供する複数の施設について、利用状況に応じて一つの建物にサービスを統合する手法です。



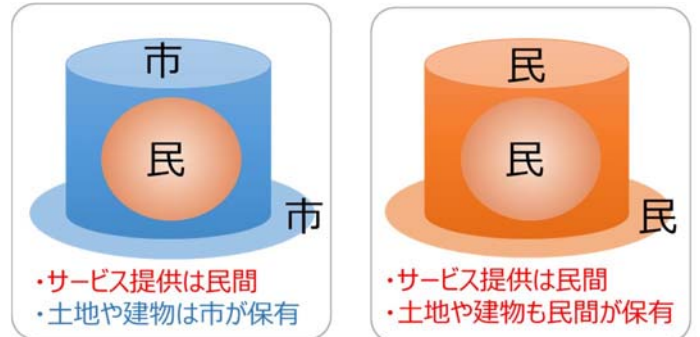
(3) 広域連携

現在は、各自治体が文化施設やスポーツ施設等、同種の施設をそれぞれ保有していますが、隣接市と役割分担する等、施設の相互利用や共同運用を行うことで建物を整理していく手法です。



(4) 民間移管

これまで公共施設は、政策上の要請から市が設置してきました。そして、主に、土地や建物は市が保有したままで、指定管理者制度等により管理運営を民間事業者に委ねることを民間移管と呼んできました。しかし、民間事業者のサービス提供分野が拡大している中、特に独立採算が可能な施設にあっては、土地や建物も含めて民間事業者に移管を検討していくことも必要となります。本計画においては、この土地や建物も含めて包括的に民間事業者に移管することを民間移管とします。



第3章 用途別再編計画

3.1.用途別再編計画

3.1. 用途別再編計画

本章では、「2.再編の考え方」に基づいて、市有の一般公共建築物における用途別の中長期的な再編の指針を『用途別再編計画』として示しています。

用途別再編計画は、「1) 施設の概況」、「2) 施設の評価」、「3) 再編内容」の大きく三つの項目で構成されています。以下に、本章で整理されている各項目の見方を示します。

用途別再編計画の見方

3.1. 小学校

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (m ²)	利用状況 (平成 27 年 5 月)		備考欄
				学級数	児童数	
富士市立吉原小学校	吉原	1980	8,750	20 (4)	608	
富士市立佐法小学校	佐法	2007	9,232	21 (2)	668	
富士市立今室小学校	今室	1978	10,205	21 (1)	668	遊地あり
富士市立青葉台小学校	青葉台	1998	7,518	17 (0)	472	
富士市立広見小学校	広見	1971	8,276	24 (3)	721	
富士市立百小学校	百	1973	8,408	27 (0)	849	
富士市立鹿沼小学校	鹿沼	1968	7,873	21 (1)	662	
富士市立天瀬小学校	天瀬	1979	6,341	12 (1)	361	
富士市立浪津小学校	浪津	1965	7,364	22 (2)	652	
富士市立栗小学校	浮島	1972	3,196	6 (0)	83	
富士市立吉永第一小学校	吉永	1975	6,647	12 (2)	360	
富士市立原田小学校	原田	1967	6,488	13 (1)	370	
富士市立元吉原小学校	元吉原	1970	6,534	12 (1)	300	
富士市立大淵第一小学校	大淵	1970	8,025	23 (9)	705	
富士市立大淵第二小学校	大淵	1980	2,510	5 (0)	49	
富士市立吉永第二小学校	吉永北	1988	5,122	6 (0)	159	
富士市立神戸小学校	神戸	1985	6,185	6 (0)	186	
富士市立富士見台小学校	富士見台	1977	7,388	12 (1)	491	
富士市立富士第一小学校	富士駅北	1966	9,760	22 (2)	734	
富士市立富士中央小学校	富士北	1993	7,358	17 (0)	499	
富士市立富士第二小学校	富士駅前	1958	7,698	21 (2)	672	
富士市立富士南小学校	富士南	1978	9,268	31 (1)	991	
富士市立田子浦小学校	田子浦	1963	7,927	29 (1)	918	
富士市立若松小学校	若松	1988	7,724	17 (1)	493	
富士市立若松北小学校	若松北	2009	7,828	23 (2)	678	
富士市立富士川第一小学校	富士川	1964	6,788	14 (3)	410	
富士市立富士川第二小学校	北野	1968	4,793	12 (0)	351	

【施設一覧】

施設の基本情報として、各用途に区分された施設の名称、地区、建設年、延床面積、利用状況等を一覧表で示しています。

なお、建設年は当該施設に分類される建物のうち、最も古い棟の建設年を記載しています。

また、延床面積は、複合施設の場合、主たる施設に一括して計上しています。

【施設配置図】

各用途に区分された施設の所在地を地図上で示しています。

なお、市有の施設以外にも、類似する民間施設等を表示している場合があります。

1) 施設の概況

各用途に区分された施設について、以下の概況を整理しています。

- ・法律や条例に基づく設置目的や、各施設で提供しているサービス内容
- ・サービスを提供するために、各施設に備えられた機能（空間構成、設備等）
- ・利用者数や稼働率等の現状や傾向
- ・老朽化に伴う建物の劣化等の状態
- ・各用途における国等による制度改正等の動向や関連する市の分野別計画等

なお、国等における制度改正等がある用途については、その概要を参考情報として整理している場合があります。

また、各用途に対する市民意向の調査として、平成 26 年度「第 43 回世論調査」や、平成 27 年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」の結果についても参考情報として示しています。

1) 施設の概況

- ・市立小学校は市内に 27 校あり、概ね 1 地区に 1 校配置されています（大淵地区のみ 2 校配置）。
- ・市内の児童に等しく普通教育を受ける機会を提供するため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項及び教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条の規定に基づき、設置されています。
- ・主に、児童への学校教育を提供するために必要となる普通教室、特別教室（音楽室、家庭科室、理科室、図工室、図書室等）、屋内運動場、給食室、職員室等で構成されており、文部科学省の設置基準に従った建物規模で建てられています。
- ・現状で既に単学級の小規模校もあります。
- ・現在、余裕教室を特別活動室、多目的教室等、多様な教育環境に対応するために活用していますが、平成 45 年には児童数が約 3 割減少すると予測されることから、今後、利用率はますます低下することが懸念されます。
- ・総延床面積は約 19.5 万 m² となっており、富士市の公共施設全体（約 57.9 万 m²）の 3 割以上を占めています。
- ・総延床面積のおよそ 7 割が建築後 30 年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や改築のコストが増えることが予想されます。
- ・富士市のコミュニティは、小学校区単位で形成されていることから、今後とも学校施設は地域の核としての役割が期待されます。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	学校教育法の規定では、学校の設置者は国、地方公共団体、学校法人とされており、小学校は、義務教育の機会を保障するため、行政が設置が必要な規模のサービスを継続的に提供する必要があります。	行政主体
	提供場所	小学校の学区区は、通学距離 4km 以内が基準に設定されており、現在はその基準に従い施設を配置しています。そのため、現行の施設配置を原則として、児童が安全に通学できるよう考慮しながらサービス提供場所を検討していく必要があります。	地域的
建物の視点	供給量	今後、異なる児童数の減少に伴い、学校の授業以外でも様々な用途で使用可能な特別教室など汎用性の高いスペースや余裕教室の増加が見込まれるため、適正な建物規模への見直しや有効活用を検討する必要があります。 人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや大きくなっています。	多い
	汎用性	教育上の目的や、児童の安全面の配慮から、専門の機能や閉鎖されたスペースは必要となりますが、特別教室や余裕教室などについては、特に児童が下校した後は、他の用途で利用することが可能であると考えられます。	やや高い

分野横断的な考え方

近年の児童数の減少を踏まえ、義務教育 9 年制を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、小学校から中学校へ進学する際の教育環境の連続性の観点から小中一貫教育の実施を進めていきますが、その過程で施設の再編が進んでいくことが考えられます。
学校施設の有効活用を行う場合は、多様な学習機会の創出、地域コミュニティの強化、地域の振興・再生に配慮し、小学校が地域の拠点となり多世代が交流する施設として複合化を検討していく必要があります。

2) 施設の評価

サービスと建物の適正化に関する評価結果を示しています（検討の視点や指標等については「2.1 再編の視点と評価方法」を参照ください）。

なお、サービスと建物の適正化に関する四つの視点のほか、再編を進めていくにあたり、施設用途を超えた取組が必要なものについては、分野横断的な考え方を示しています。

3) 再編内容

『地域で共に学び、見守る施設へ』

(1) 再編の手法

- 将来の各地区における児童数の減少や、各小学校の立地条件、周辺施設の状態などの諸条件を踏まえ、小中一貫教育による中学校との複合化、または多様な学習機会の創出や地域コミュニティの強化等を考慮した施設との複合化を行います。
- 複合化にあたっては、地域の生涯学習との連携を考慮し、地区まちづくりセンターや図書館などを受け入れ、又は子育てや教育環境の向上を図るため、保育園及び幼稚園を受け入れた複合施設とします。
- 小中一貫教育による中学校や他施設との複合化が困難な場合には、児童数の減少に合わせて近隣の小学校同士の統合や、適正な施設規模での整備を行います。
- 上記の再編手法により、今後 40 年間で約 17%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- 小中一貫教育や適正規模、配置については、教育的な効果の検証など多方面から検討を行い、平成 30 年度までに方針を定め、平成 32 年度までに文部科学省が関定を要請している長寿化に係る個別施設計画を策定します。
- 小中一貫教育による中学校や学校の統合を行う場合には、児童の通学条件を考慮するものとし、スクールバスの運行等を検討します。

(3) 再編時期

第1期 (平成30～32年度)	第2期 (平成33～35年度)	第3期 (平成36～38年度)
富士第二小学校	富士第一小学校	富士第三小学校
富士第一小学校	富士第二小学校	富士第四小学校
富士第三小学校	富士第五小学校	富士第六小学校
富士第四小学校	富士第七小学校	富士第八小学校
富士第五小学校	富士第九小学校	富士第十小学校
富士第六小学校	富士第十一小学校	富士第十二小学校
富士第七小学校	富士第十三小学校	富士第十四小学校
富士第八小学校	富士第十五小学校	富士第十六小学校
富士第九小学校	富士第十七小学校	富士第十八小学校
富士第十小学校	富士第十九小学校	富士第二十小学校
富士第十一小学校	富士第二十一小学校	富士第二十二小学校
富士第十二小学校	富士第二十三小学校	富士第二十四小学校
富士第十三小学校	富士第二十五小学校	富士第二十六小学校
富士第十四小学校	富士第二十七小学校	富士第二十八小学校
富士第十五小学校	富士第二十九小学校	富士第三十小学校
富士第十六小学校	富士第三十一小学校	富士第三十二小学校
富士第十七小学校	富士第三十三小学校	富士第三十四小学校
富士第十八小学校	富士第三十五小学校	富士第三十六小学校
富士第十九小学校	富士第三十七小学校	富士第三十八小学校
富士第二十小学校	富士第三十九小学校	富士第四十小学校
富士第二十一小学校	富士第四十一小学校	富士第四十二小学校
富士第二十二小学校	富士第四十三小学校	富士第四十四小学校
富士第二十三小学校	富士第四十五小学校	富士第四十六小学校
富士第二十四小学校	富士第四十七小学校	富士第四十八小学校
富士第二十五小学校	富士第四十九小学校	富士第五十小学校
富士第二十六小学校	富士第五十一小学校	富士第五十二小学校
富士第二十七小学校	富士第五十三小学校	富士第五十四小学校
富士第二十八小学校	富士第五十五小学校	富士第五十六小学校
富士第二十九小学校	富士第五十七小学校	富士第五十八小学校
富士第三十小学校	富士第五十九小学校	富士第六十小学校
富士第三十一小学校	富士第六十一小学校	富士第六十二小学校
富士第三十二小学校	富士第六十三小学校	富士第六十四小学校
富士第三十三小学校	富士第六十五小学校	富士第六十六小学校
富士第三十四小学校	富士第六十七小学校	富士第六十八小学校
富士第三十五小学校	富士第六十九小学校	富士第七十小学校
富士第三十六小学校	富士第七十一小学校	富士第七十二小学校
富士第三十七小学校	富士第七十三小学校	富士第七十四小学校
富士第三十八小学校	富士第七十五小学校	富士第七十六小学校
富士第三十九小学校	富士第七十七小学校	富士第七十八小学校
富士第四十小学校	富士第七十九小学校	富士第八十小学校
富士第四十一小学校	富士第八十一小学校	富士第八十二小学校
富士第四十二小学校	富士第八十三小学校	富士第八十四小学校
富士第四十三小学校	富士第八十五小学校	富士第八十六小学校
富士第四十四小学校	富士第八十七小学校	富士第八十八小学校
富士第四十五小学校	富士第八十九小学校	富士第九十小学校
富士第四十六小学校	富士第九十一小学校	富士第九十二小学校
富士第四十七小学校	富士第九十三小学校	富士第九十四小学校
富士第四十八小学校	富士第九十五小学校	富士第九十六小学校
富士第四十九小学校	富士第九十七小学校	富士第九十八小学校
富士第五十小学校	富士第九十九小学校	富士第一百小学校

3) 再編内容

評価結果及びシミュレーションを踏まえた、各用途における今後の中長期的な再編内容を示しています。

再編内容の前段として、各用途における再編の視点や目指す姿をキャッチフレーズ化し、枠内に記載しています。

(1) 再編の手法

- 具体的な再編方法（複合化、統合、民間活用、建替えの方法等）
- 再編による延床面積の削減見込み

(2) 再編にあたってのポイント

- 再編を実施する上で、事前に検討や調整が必要となる事項
- 再編を実施する際に、留意すべき施工上の配慮事項
- 再編によって、従来のやり方では公平性が確保されない場合において、検討が必要な代替サービスによる補償等

(3) 再編時期

- 再編の検討を開始する時期から事業完了までのおおよその期間を、施設毎に矢印で示しています（色の薄い矢印は、複合されている施設を示しています）。

次頁から、用途別の再編計画を示します。

[小学校]

3.1.1. 小学校

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 5 月)		備考欄
				学級数	児童数	
富士市立吉原小学校	吉原	1980	8,750	19 (4)	576	
富士市立伝法小学校	伝法	2007	9,232	21 (2)	667	
富士市立今泉小学校	今泉	1976	10,205	21 (1)	657	借地あり
富士市立青葉台小学校	青葉台	1998	7,518	17 (0)	463	
富士市立広見小学校	広見	1971	8,276	24 (3)	729	
富士市立丘小学校	丘	1973	8,408	26 (0)	831	
富士市立鷹岡小学校	鷹岡	1968	7,873	21 (1)	630	
富士市立天間小学校	天間	1979	6,341	12 (2)	351	
富士市立須津小学校	須津	1965	7,364	22 (2)	666	
富士市立東小学校	浮島	1972	3,196	6 (0)	80	
富士市立吉永第一小学校	吉永	1975	6,647	13 (2)	372	
富士市立原田小学校	原田	1967	6,488	12 (1)	366	
富士市立元吉原小学校	元吉原	1970	6,534	12 (1)	296	
富士市立大淵第一小学校	大淵	1970	8,025	22 (9)	694	
富士市立大淵第二小学校	大淵	1980	2,510	4 (0)	41	
富士市立吉永第二小学校	吉永北	1988	5,122	7 (0)	153	
富士市立神戸小学校	神戸	1985	6,185	6 (0)	177	
富士市立富士見台小学校	富士見台	1977	7,388	12 (1)	395	
富士市立富士第一小学校	富士駅北	1966	9,760	22 (2)	699	
富士市立富士中央小学校	富士北	1993	7,358	18 (0)	535	
富士市立富士第二小学校	富士駅南	1958	7,698	21 (3)	667	
富士市立富士南小学校	富士南	1978	9,158	31 (2)	984	
富士市立田子浦小学校	田子浦	1963	7,927	27 (2)	874	
富士市立岩松小学校	岩松	1988	7,724	17 (1)	511	
富士市立岩松北小学校	岩松北	1989	7,828	23 (2)	701	
富士市立富士川第一小学校	富士川	1964	6,788	14 (3)	402	
富士市立富士川第二小学校	松野	1968	4,793	12 (0)	356	

【備考】

- ・延床面積には、放課後児童クラブ等、複合する施設の面積を含みます。
- ・学級数の () は特別支援学級数 (外数) を示します。

施設配置図



1) 施設の概況

- ・ 市立小学校は市内に 27 校あり、概ね 1 地区に 1 校配置しています（大淵地区のみ 2 校配置）。
- ・ 市内の児童に等しく普通教育を受ける機会を提供するため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項及び教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条の規定に基づき、設置しています。
- ・ 主に、児童へ学校教育を提供するために必要となる普通教室、特別教室（音楽室、家庭科室、理科室、図工室、図書室等）、屋内運動場、給食室、職員室等で構成されており、文部科学省の設置基準に従った建物規模で建設しています。
- ・ 現状で既に単学級の小規模校もあります。
- ・ 現在、余裕教室を特別活動室、多目的教室等、多様な教育環境に対応するために活用していますが、平成 45 年には児童数が約 3 割減少すると予測されることから、今後、利用率はますます低下することが懸念されます。
- ・ 総延床面積は約 19.5 万㎡となっており、富士市の公共施設全体（約 57.9 万㎡）の 3 割以上を占めています。
- ・ 総延床面積のおよそ 7 割が建築後 30 年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えることが予想されます。
- ・ 富士市のコミュニティは、小学校区単位で形成されていることから、今後とも学校施設は地域の核としての役割が期待されます。
- ・ 他自治体では、小中一貫校の整備や、学校と公民館、地域図書館等との複合化の事例があります。国においても少子化に対応した学校づくりに向けて、小中一貫教育や学校と公共施設の複合化について検討を進めているところです。
- ・ 大規模災害時には、市指定の避難場所となります。

参考

●文部科学省の取組

□小中一貫教育の推進

・文部科学省では、義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、小学校から中学校へ進学する際の教育環境の連続性の観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進しており、平成28年度より「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が創設されることになりました。

□学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について

・同省では、少子化・高齢化に伴う社会全体の活力低下等を背景に、子供たちの多様な学習機会を創出し、地域コミュニティの強化や地域の振興・再生に資するよう、「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」の検討も行われています。



多様な学習機会の創出・地域コミュニティの強化・地域の振興・再生

出典：文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について（概要）」

●市民意向

□平成26年度「第43回世論調査」

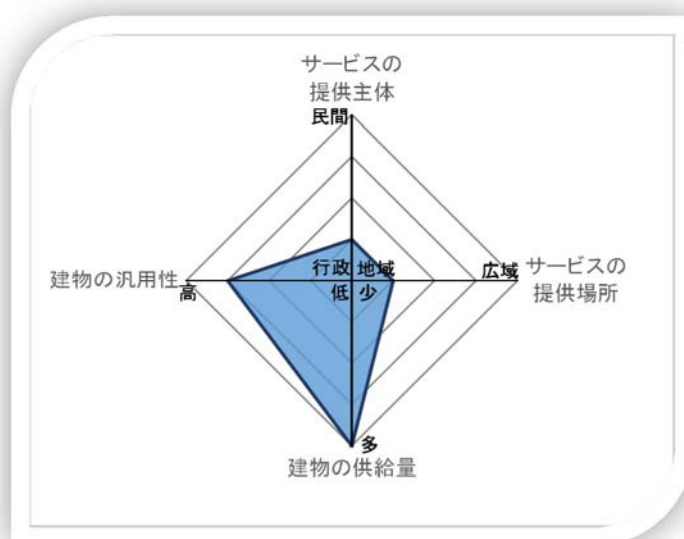
・「一つの施設に周辺施設の機能を集約し、不要になった施設を廃止する」との間には、「実施すべき」が約43%、「どちらかといえば実施すべき」が約35%であり、施設の複合化については肯定的な回答が多くありましたが、施設の必要性については「サービス、規模ともに現状維持すべき」が約50%、「サービスを維持すれば規模を縮小してもよい」が約15%であり、複合化していく場合には、特に教育サービスの維持が重要な課題であるといえます。

□平成27年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

・再編の意見として、「余裕教室に放課後児童クラブや保育園を移動して、利便性の向上や子育てを支援する」や「小学校とまちづくりセンターを複合化して、多世代交流機会を創出する」がありました。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	学校教育法の規定では、学校の設置者は国、地方公共団体、学校法人とされており、小学校は、義務教育の機会を保障するため、行政が直営で必要な規模のサービスを継続的に提供する必要があります。	行政主体
	提供場所	小学校の学区は、通学距離 4km 以内が基準に設定されており、現在はその基準に従い施設を配置しています。そのため、現行の施設配置を原則として、児童が安全に通学できるよう考慮しながらサービス提供場所を検討していく必要があります。	地域的
建物の視点	供給量	今後、更なる児童数の減少に伴い、学校の授業以外でも様々な用途で使用可能な特別教室等、汎用性の高いスペースや余裕教室の増加が見込まれるため、適正な建物規模への見直しや有効活用を検討する必要があります。 人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや大きくなっています。	多い
	汎用性	教育上の目的や、児童の安全面の配慮から、専門の機能や閉鎖されたスペースは必要となりますが、特別教室や余裕教室等については、特に児童が下校した後は、他の用途で利用することが可能であると考えられます。	やや高い
分野横断的な考え方			
<p>近年の児童数の減少を踏まえ、義務教育 9 年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、小学校から中学校へ進学する際の教育環境の連続性の観点から小中一貫教育の実施を進めていきますが、その過程で施設の再編が進んでいくことが考えられます。</p> <p>学校施設の有効活用を行う場合は、多様な学習機会の創出、地域コミュニティの強化、地域の振興・再生に配慮し、小学校が地域の拠点となり多世代が交流する施設として複合化を検討していく必要があります。</p>			



[小学校]

3) 再編内容

子どもの可能性を引き出す新しい教育環境のために

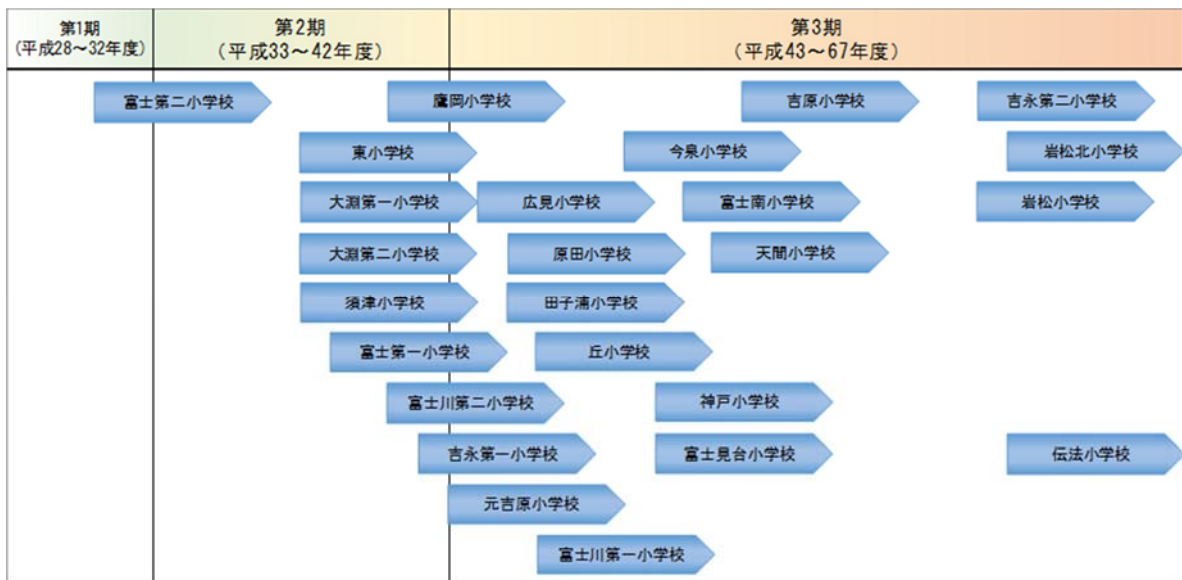
(1) 再編の手法

- ・ 将来の各地区における児童数の減少や、各小学校の立地条件、周辺施設の状況等の諸条件を踏まえ、教育的効果の向上を図りながら、小中一貫教育による中学校との複合化や近隣の小学校との統合、適正な規模による施設整備を行います。また、多様な学習機会の創出や地域コミュニティの強化等を考慮した他施設との複合化を行います。
- ・ 複合化にあたっては、地域の生涯学習との連携を考慮し、地区まちづくりセンターや図書館等を受け入れ、又は教育や子育て環境の向上を図るため、幼稚園や保育園及び児童館、児童クラブを受け入れた複合施設とします。
- ・ 上記の再編手法により、今後 40 年間で約 17%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・ 小中一貫教育や適正規模、配置については、教育的な効果の検証等、多方面から検討を行い、平成 30 年度までに方針を定め、平成 32 年度までに文部科学省が策定を要請している長寿命化に係る個別計画を策定します。
- ・ 施設一体型の小中一貫教育等により小学校の統廃合を行う場合には、児童の通学条件を考慮するものとし、地域の実態を踏まえ、適切な通学手段の確保を検討します。

(3) 再編時期



他自治体の取組事例

施設一体型小中一貫校の整備事例（静岡県沼津市）



【施設概要】

施設名称：沼津市立静浦小中一貫学校

延床面積：8,661㎡（4階建）

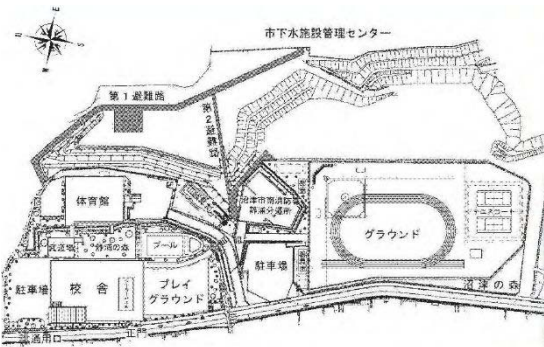
竣工年：平成25年12月校舎竣工(平成26年4月開校)

【再編内容】

市立小中学校4校を統合し、「大きな志を抱き挑戦し続ける人づくり」という学校教育目標の下、学校教育の9年間に4-3-2の3段階に区切り、「9年間の連続性」「ことば」「地域」の三つの柱による施設一体型一貫校を整備した事例です。

2階のメインエントランスより、9学年が同じ場所から出入りし、学校図書館を校舎の中心に据えるとともに、日常的な異年齢交流等を促進するための多様な交流スペースが各階に設置されています。

また、地震・津波等の災害対応として、4階建による高層化が図られており、1階部分は特別教室、2階がエントランス、最上階の4階がランチルームとなっています。また、校舎内（1階）には放課後児童クラブも設置されています。



出典：沼津市ホームページ「小中一貫教育」及び「沼津市立静浦小中一貫学校パンフレット」

小学校と公民館の複合化事例（静岡県焼津市）

【施設概要】

施設名称：東益津小学校・公民館

竣工年：平成16年完成

【再編内容】

コミュニティ活動や世代間交流を促進する学校教育・生涯学習等、地域活動の拠点として、小学校と公民館を複合化した事例です。

複合化に伴う共用（相互利用）部分については、防犯カメラを設置するほか、地域住民がパトロール等、見守りを実施することで、児童の安全性を確保しており、学校と地域の関係が向上しています。

<共用部分>

図書館・家庭科室：児童と地域住民が共に活用

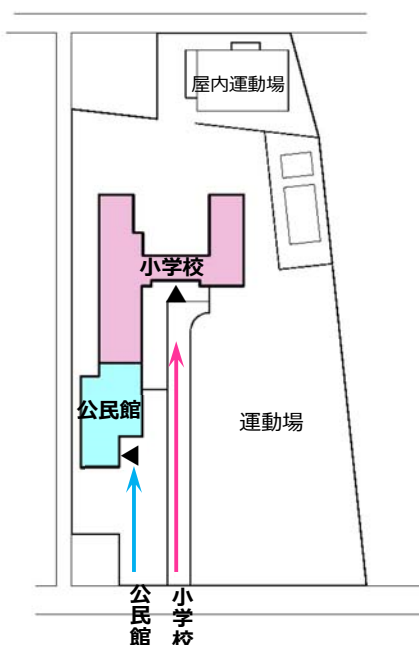
<相互利用部分>

（小学校）パソコン室・音楽室・図工室

：地域住民が授業以外に講座等で利用できるよう開放

（公民館）和室・ふれあいホール・会議室

：児童・教職員が学習活動で利用



出典：焼津市ホームページ「自治体等 FM 連絡会議 焼津市の取組について」及び「焼津市公共施設白書」（平成25年度）

[中学校]

3.1.2. 中学校

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 5 月)		備考欄
				学級数	生徒数	
富士市立吉原第一中学校	吉原	1961	10,873	19 (4)	638	借地あり
富士市立吉原第二中学校	今泉	1974	8,212	18 (2)	585	
富士市立岳陽中学校	丘	1974	10,937	24 (4)	823	
富士市立鷹岡中学校	鷹岡	1966	10,218	18 (1)	561	
富士市立須津中学校	須津	1977	9,205	13 (2)	371	借地あり
富士市立吉原東中学校	吉永	1954	3,456	6 (0)	154	
富士市立吉原第三中学校	原田	1989	8,130	9 (1)	260	
富士市立元吉原中学校	元吉原	1971	7,228	6 (0)	165	借地あり
富士市立大淵中学校	大淵	1966	9,156	12 (4)	409	
富士市立吉原北中学校	富士見台	1981	8,626	12 (1)	386	
富士市立富士中学校	富士北	1992	11,477	19 (3)	608	
富士市立富士南中学校	富士南	1962	10,764	23 (1)	760	
富士市立田子浦中学校	田子浦	1973	8,739	16 (1)	509	
富士市立岩松中学校	岩松北	1970	8,256	17 (1)	569	
富士市立富士川第一中学校	富士川	1962	6,708	7 (1)	209	
富士市立富士川第二中学校	松野	1976	6,067	6 (0)	173	

【備考】

・学級数の（ ）は特別支援学級数（外数）を示します。

施設配置図



1) 施設の概況

- ・市立中学校は、市内の26地区のうち16地区に16校配置されており、小学校よりも広い地域を対象区域としています。
- ・小学校と同様、学校教育法第2条第1項及び教育基本法第6条の規定に基づき、設置しています。
- ・主に生徒へ学校教育を提供するために必要となる普通教室、特別教室（音楽室、被服室、理科室、美術室、図書室、パソコン室等）、屋内運動場、給食室、職員室等で構成されており、文部科学省の設置基準に従った建物規模で建設しています。
- ・現在は小学校ほどの余裕教室は生じていませんが、平成45年には生徒数が約4割減少すると見込まれることから、今後余裕教室が増加すると考えられます。
- ・総延床面積は約13.8万㎡となっており、富士市の公共施設全体（約57.9万㎡）の約2割を占め、小学校に次いで大きな割合となっています。
- ・総延床面積のおよそ6割が建築後30年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えることが予想されます。
- ・他自治体では、小中一貫校の整備や、学校と公民館、地域図書館等との複合化の事例があります。国においても少子化に対応した学校づくりに向けて、小中一貫教育や学校と公共施設の複合化について検討を進めているところです。
- ・大規模災害時には、市指定の避難場所となります。

[中学校]

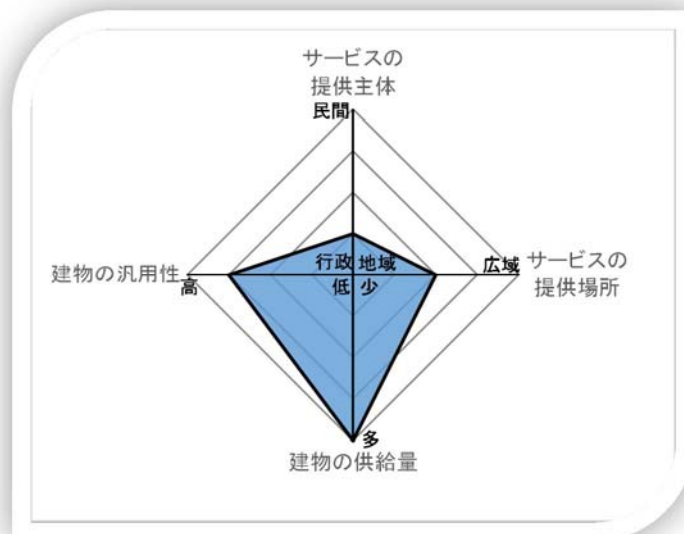
2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	学校教育法の規定では、学校の設置者は国、地方公共団体、学校法人とされており、中学校は、市内にも民間事業者による提供事例はありますが、義務教育の機会を保障するため、行政が直営で必要な規模のサービスを継続的に提供する必要があります。	行政主体
	提供場所	中学校の学校区は、通学距離 6km 以内が基準に設定されており、現在はその基準に従い施設を配置しています。そのため、現行の施設配置を原則として、生徒が安全に通学できるよう考慮しながらサービス提供場所を検討していく必要があります。	やや地域的
建物の視点	供給量	今後さらに生徒数は減少していく見込みとなっており、それに伴い特別教室等、汎用性の高いスペースや余裕教室が増加しているため、適正な建物設模への見直しや有効活用を検討する必要があります。 人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較して大きくなっています。	多い
	汎用性	教育上の目的や、生徒の安全面の配慮から、専門の機能や閉鎖されたスペースは必要となりますが、特別教室や余裕教室等については、特に生徒が下校した後は、他の用途で活用することが可能であると考えられます。	やや高い

分野横断的な考え方

近年の児童数の減少を踏まえ、義務教育 9 年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、小学校から中学校へ進学する際の教育環境の連続性の観点から小中一貫教育の実施を進めていきますが、その過程で施設の再編が進んでいくことが考えられます。

学校施設の有効活用を行う場合は、小学校の複合化と同様に、多様な学習機会の創出、地域コミュニティの強化、地域の振興・再生に配慮し、多世代が交流する施設として複合化を検討していく必要があります。



3) 再編内容

子どもの可能性を引き出す新しい教育環境のために

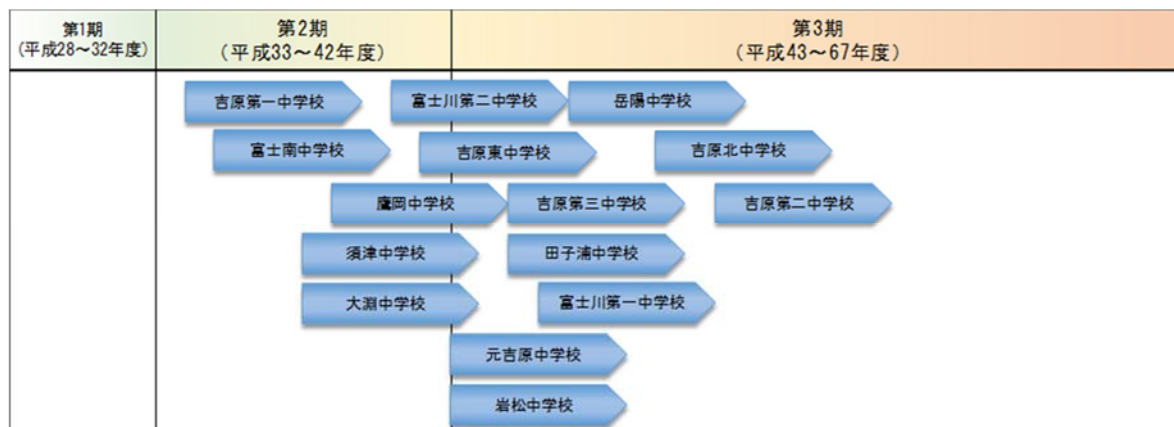
(1) 再編の手法

- ・将来の各地区における生徒数の減少や、各中学校の立地条件、周辺施設の状況等の諸条件を踏まえ、教育的効果の向上を図りながら、小中一貫教育による小学校との複合化、適正な規模による施設整備を行います。また、多様な学習機会の創出や地域コミュニティの強化等を考慮した他施設との複合化を行います。
- ・複合化にあたっては、地域の生涯学習との連携を考慮し、地区まちづくりセンターや図書館を受け入れ、又は子育て環境の向上を図るため、児童クラブを受け入れた複合施設とします。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約19%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・小中一貫教育や適正規模、配置については、教育的な効果の検証等、多方面から検討を行い、平成30年度までに方針を定め、平成32年度までに文部科学省が策定を要請している長寿命化に係る個別計画を策定します。
- ・施設一体型の小中一貫教育等により中学校の統廃合を行う場合には、生徒の通学条件を考慮するものとし、地域の実態を踏まえ、適切な通学手段の確保を検討します。

(3) 再編時期



他自治体の取組事例

学校図書室と地域図書室の一体化（山口県下関市）

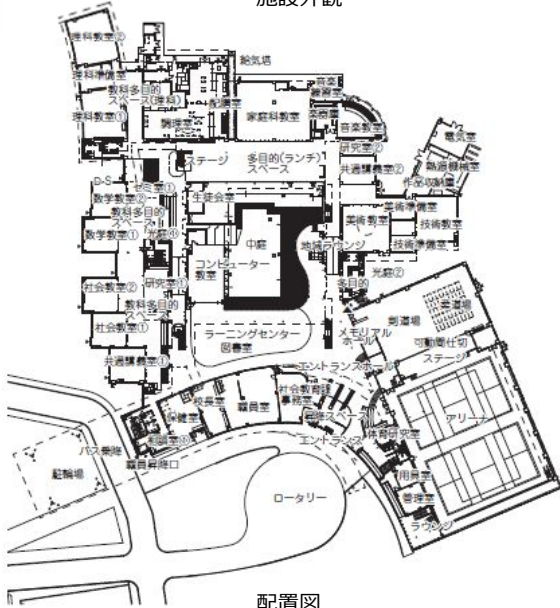


施設外観

図書館

【施設概要】

施設名称：下関市立豊北中学校
 延床面積：10,372㎡（2階建）
 竣工年：平成17年12月



配置図

【再編内容】

学校図書室と地域図書室を一体化して学校の中心に設置し、学校全体を地域の交流活動の拠点として整備した事例です。

図書室は市が管理し、学校が地域との接点になるよう図書室にはラウンジが併設されています。体育館・音楽室・美術室・技術室・家庭科室は地域開放ゾーンにまとめられ、音楽のレッスン、バレーボール大会等に開放されています。

また、地域の専門性の高い市民（人材）を外部講師として招き、ふるさとの教育環境を活かした取組が行われています。なお、開放空間や剣道場、アリーナ等、外部講師からの学びの場となる施設は、外部から利用しやすいよう、エントランス近くに配置されています。

このような地域交流により、地域全体で生徒を見守り育てていくという意識が高まる効果が得られています。

出典：文部科学省ホームページ「これからの小・中学校施設」

中学校と集会施設等との複合化（千葉県市川市）

【施設概要】

施設名称：市川七中行徳ふれあい館
 延床面積：14,902㎡（新築部分）
 竣工年：平成16年9月

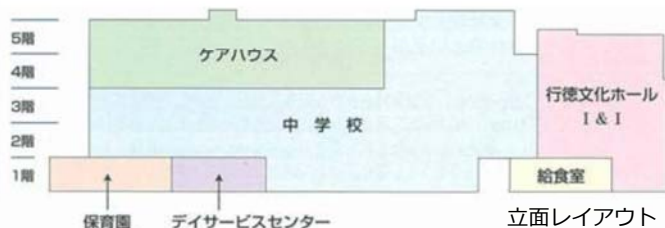
【再編内容】

老朽化した中学校校舎と給食室の建替えに際し、公会堂、保育園、デイサービスセンター、ケアハウスといった地域ニーズの高い施設を併設した複合施設を民間事業者からの提案により整備された事例です。

多世代が利用するため、施設利用者の動線が明確になっており、デザインや設計上の工夫で「ふれあい・交流」という施設のコンセプトが実現されています。



施設外観



立面レイアウト

出典：市川市ホームページ「市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 PFI 事業」

3.1.3. 高等学校・専門学校

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 5 月)		備考欄
				定員	生徒数	
富士市立高等学校	吉永	1975	16,689	720	711	
富士市立高等学校 第二グラウンド	吉永	2011	498			
富士市立高等学校 野球部寄宿舍	吉永	2009	702			
富士市立看護専門学校	富士北	1992	4,261	120	122	借地あり(運動場)

施設配置図



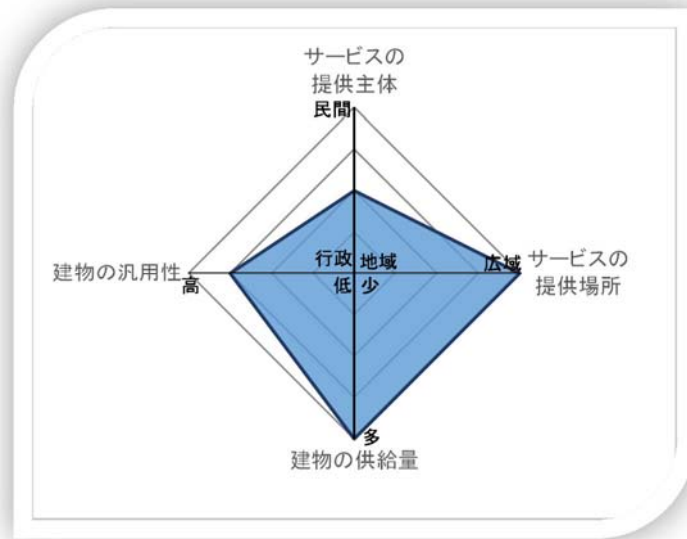
[高等学校・専門学校]

1) 施設の概況

- ・富士市立高等学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的として設置され、旧吉原商業高校の資産を継承して平成 23 年度に新たに開校しており、その後、教育環境の充実を図っています。
- ・富士市立看護専門学校は、学校教育法第 124 条に基づく、看護師として必要な知識及び技術を修得させることを目的とした専修学校として設置しています。
- ・総延床面積のおよそ 6 割が建築後 15 年以上 30 年未満となっており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。
- ・富士・富士宮地区には市が設置する施設以外に、高校にあつては県立高校が 8 校、私立高校が 2 校、看護専門学校にあつては私立校が 1 校あります。
- ・市立高校は、大規模災害時には市指定の避難場所となります。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	<p>高校は、民間事業者によるサービス提供が行われている事例もありますが、市立高校は、吉原商業高校から変革した経緯を踏まえ、当面は直営によるサービスを継続していきます。</p> <p>また、市立高校の施設のうち、寄宿舎等にあつては、民間事業者による提供が可能であると考えられます。</p> <p>看護専門学校は、民間事業者によるサービス提供が行われている事例もありますが、富士市においては、地域の医療を支える看護師の育成機関としての施設の設置目的から、継続的に行政が関与していく必要があります。</p>	行政主体 (一部民間)
	提供場所	生徒は市内外から公共交通機関を利用して通学可能であるため、サービスの提供場所は地域に限定されません。	広域的
建物の視点	供給量	<p>市立高校は、少子化に伴い対象年齢の人口が減少していく見込みであることから、圏域の他高校の動向に合わせて建物規模を見直していく必要があります。</p> <p>他自治体では高校や専門学校を設置している事例は多くありません(類似自治体中、市立高校を設置している自治体は約 2 割)。</p>	多い
	汎用性	施設を構成する空間は、主に教室であり、学校の授業以外でも様々な用途で使用可能であることから汎用性が高く、他用途での利用も可能であると考えられます。	やや高い



3) 再編内容

社会に貢献できる優れた若者を育成するために

(1) 再編の手法

- ・ 建替えの際には、生徒数の動向を踏まえ、適正な建物規模へと見直しを行います。
- ・ 当面は直営によるサービスを継続していきますが、教育に直接的な効果を与えない学生寮等は、民間移管を進めていきます。
- ・ 上記の再編手法により、今後 40 年間で約 14%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・ 自律する若者の育成に努め、富士市や社会に貢献できる人材を輩出するという市立高校の目指す学校像を尊重します。
- ・ 将来的には生徒数全体が減少していくことから、必要に応じて県立高校との統合も視野に入れて、市立高校のあり方を見直します。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)
		<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px 10px; background-color: #ADD8E6;">富士市立高等学校 (特別教室棟)</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px 10px; background-color: #ADD8E6;">野球部寄宿舎</div> </div>

[スポーツ施設]

3.1.4. スポーツ施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積(m ²)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
富士市立富士体育館	吉原	1991	7,075	102,732	指定管理
砂山公園プール	元吉原	1996	2,402	91,615	指定管理
富士総合運動公園体育館	大淵	1978	2,070	40,365	指定管理
富士総合運動公園弓道場	大淵	1986	208	6,483	
富士総合運動公園温水プール	大淵	1989	2,945	80,123	
富士総合運動公園陸上競技場	大淵	1990	4,266	83,253	
富士総合運動公園野球場	大淵	2007	237	24,504	
富士市立富士体育館附属富士柔剣道場	富士駅北	1990	501	18,087	指定管理
富士市立富士川体育館	富士川	1995	5,149	83,623	指定管理

施設配置図



1) 施設の概況

- ・スポーツ施設には、体育館（3 箇所）、プール（2 箇所）のほか、弓道場、陸上競技場、野球場、柔剣道場があります（合計 9 箇所）。
- ・スポーツ施設は、市民の健康の増進とスポーツの推進を図るために設置しており、一般利用者への貸出しのほか、各種スポーツ大会等に利用されています。
- ・体育館は、各種スポーツを行う体育室、トレーニング室、会議室等で構成されています。
- ・体育館の稼働率は比較的高い状況です。また、夜間・休日には、学校の体育館も地域に開放しています。
- ・砂山公園プールは、年間約 10 万人と多くの利用者が来場していますが、市外利用者が 7 割を占めています。
- ・総延床面積のおよそ 9 割が建築後 15 年以上 30 年未満となっており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。また、建築関連法規の改正への対応も必要となります。
- ・サービスの向上及び管理の効率化を図るため、すべての体育施設において、指定管理者制度を導入しています。
- ・市内には市営のプール以外に静岡県富士水泳場及び民間事業者が経営するスポーツクラブが設置した複数のプールが存在します。
- ・総合運動公園の温水プールは、環境クリーンセンターの老朽化に伴う移転により、熱源供給の停止が課題となります。
- ・富士川体育館は、大規模災害時には市指定の避難場所となります。

参考

●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・今後の必要性について、「サービス、規模ともに現状維持すべき」が約 35%、「サービスを維持すれば規模を縮小してもよい」が約 25%であり、サービスの維持を求める意見が多くありましたが、一方で体育館、温水プールについては、「過去 1 年間にほとんど利用していない」又は「一度も利用していない」という回答が約 90%を占めました。その理由としては、「利用する必要がない」という回答が 50%以上を占めており、サービスを求める意見とのギャップが生じています。

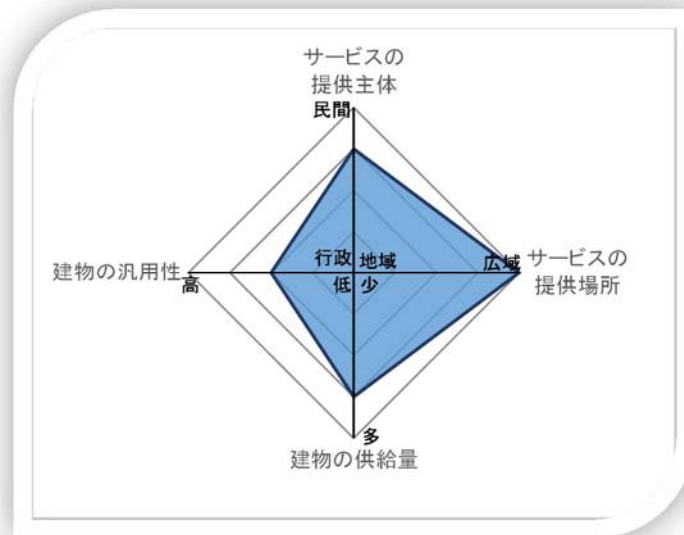
□平成 27 年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「体育館を民間で運営し、民間ノウハウを生かした専門的なサービスを提供する」や「体育館附属柔剣道場を中学校の体育館へ移設し、有効活用する」がありました。

[スポーツ施設]

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	<p>スポーツジム、プール等、民間事業者が提供するサービスも存在しますが、市民に運動の機会を提供し、体力向上や健康増進に資するためには、行政が一定の関与を継続していくことが望ましいと考えられます。ただし、砂山公園プールのようにレジャー性が高く、市場性や収益性が見込まれる施設は、積極的に民間活用を検討していくことが望ましいと考えられます。</p> <p>すべての施設において、指定管理者制度を導入しています。</p>	民間主体 (一部行政)
	提供場所	各施設とも市域全体から利用され、市外からの利用者も受け入れています。	広域的
建物の視点	供給量	施設毎に稼働状況は異なりますが、平均すると稼働率はやや高めとなっています。ただし、施設によっては時間帯や季節によって稼働にばらつきがある施設もあります。また、類似自治体と比較すると、体育館の人口あたりの延床面積やプールの水面面積は、やや大きくなっていることから、効率的な運営や適正な建物規模について検討する必要があります。	やや多い
	汎用性	会議室等、汎用性の高いスペースも一部には存在していますが、それぞれの施設が提供しているサービス内容に特化した専用機能や設備を有しており、汎用性はやや低いと考えられます。	やや低い



3) 再編内容

いつでもだれでもスポーツに親しむ機会を提供するために

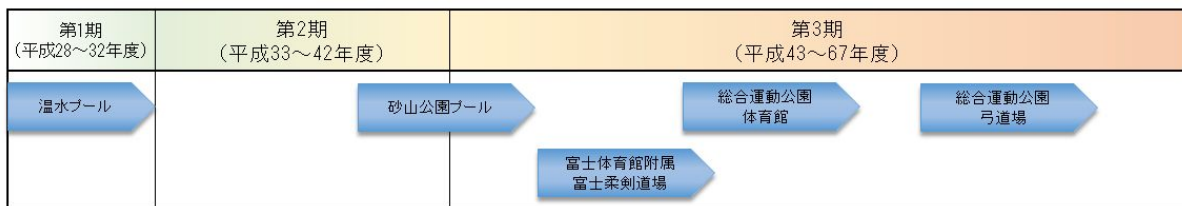
(1) 再編の手法

- ・利用状況や他施設での代替性等に応じて適正な建物規模へ見直しを行い、他の類似施設との機能統合を行います。
- ・砂山公園プールのように市場性や収益性が高いと考えられる施設にあつては、PFIの導入等、積極的な民間活用や周辺自治体との共同設置を検討します。
- ・温水プールは、熱源がなくなることや、代替機能として県富士水泳場が存在することから廃止を検討します。
- ・上記の再編手法により、40年間で約30%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・体育施設において、スポーツに親しむために実施されている各種教室等の事業は、他の公共施設や民間施設で提供されているサービスと重複するものもあると考えられるため、市が提供すべきサービス量、内容について検証していく必要があります。
- ・PFI等の積極的な民間活用を図る場合は、市場の動向等の調査を行うとともに、民間事業者が収益を確保できるような環境整備を行っていく必要があります。
- ・周辺自治体との広域連携についても検討を行う必要があります。その場合には、共同での施設整備、管理、運営等の具体的な方法について他自治体と協議を行う場を設けていきます。

(3) 再編時期



PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行うこと。

他自治体の取組事例

民間活用（PFI方式）による総合体育館の整備（東京都墨田区）

【施設概要】

施設名称：墨田区総合体育館
 延床面積：19,837㎡
 開館：平成22年4月1日



施設外観



屋内プール

5階 屋上	<ul style="list-style-type: none"> 多目的競技場（アーチェリーやフットサル等に対応） 多目的広場（フットサル等に対応）
4階	<ul style="list-style-type: none"> 観客席 1,500席 観客席周囲に1周約260mのランニングコース
3階	<ul style="list-style-type: none"> メインアリーナ(57m×38m) サブアリーナ(24m×38m) 会議室 2室
2階	<ul style="list-style-type: none"> 総合受付、更衣室、会議室 1室 武道場 トレーニング室・スタジオ カフェレストラン
1階	<ul style="list-style-type: none"> 屋内プール ①25m×7コース、②幼児用プール 駐車場（100台）

【再編内容】

旧体育館の老朽化、また、区民のスポーツに対する要望や多様化するニーズへの対応という背景の下、総合体育館をPFI手法により都市公園内に建設した事例です。

新しく整備された総合体育館は、地上5階建てで、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる施設として、大空間のアリーナや武道場、屋内プール等、スポーツへの多様な要望に対応しており、壁面や屋上緑化を設ける等、環境にも配慮した設計となっています。

民間活用（PFI方式）による事業を実施することで、従来に比べ、事業期間（平成19年3月～平成42年3月）を通じた区の財政負担額は、約26.4%縮減できることが見込まれています。

出典：墨田区ホームページ及び「墨田総合体育館」ホームページ

3.1.5. 社会教育施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
富士市立中央図書館	吉原	1995	7,378	493,437	
富士市立中央図書館分館	吉原	1993	2,985		
富士市立西図書館	富士駅北	2007	-	288,273	交流プラザ内
富士市立東図書館	吉永	1987	-	89,365	吉永まちづくりセンター内
富士市立富士文庫	鷹岡	1990	-	95,233	鷹岡市民プラザ内
富士市立中央図書館今泉分室	今泉	1965	-	31,550	今泉まちづくりセンター分館内
富士市立中央図書館田子浦分室	田子浦	1985	-	67,399	田子浦まちづくりセンター内
富士市立中央図書館大淵分室	大淵	1989	-	62,930	大淵まちづくりセンター内
富士市立中央図書館富士川分室	富士川	1985	-	29,834	富士川ふれあいホール内
富士市教育研修センター	吉原	2015	3,372	-	教育プラザ内
富士市特別支援教育センター				-	教育プラザ内
富士市青少年教育センター				-	教育プラザ内
富士市青少年相談センター				-	教育プラザ内
富士市立博物館	広見	1980	1,935	博物館本館：9,621 実習室：1,047	
富士市立博物館工芸実習室	広見	1987	243	9,593	
富士市立歴史民俗資料館	広見	1994	866	6,747	
富士市立少年自然の家	大淵	1974	3,583	18,605	指定管理
富士市立丸火青少年の家	大淵	2009	244	7,809	指定管理

【備考】

・博物館は平成 27 年 5 月より耐震補強及びリニューアル工事実施のため休館。利用者数は平成 26 年度実績。

施設配置図



1) 施設の概況

【図書館】

- ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条及び第 16 条の規定に基づき、図書等の資料を収集・保存して、市民への公開や貸出、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に設置しています。
- ・拠点館である中央図書館と地域館 3 館が市内に配置され、さらに、中央図書館の分室として 4 室を地区まちづくりセンター等に設置しています。
- ・図書館の資料貸出数は県内においてトップクラスの実績で推移しており、有効に機能していると考えられます。ただし、館によって貸出数に大きくばらつきがあります。
- ・中央図書館は、建築後 20 年以上経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。また、建築関連法規の改正への対応も必要となります。

【博物館】

- ・博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に基づき、主に郷土の歴史、文化に係る様々な資料の収集、保存、調査研究を行い、それら資料の展示や体験学習、講座等を行うことを目的に配置しています。
- ・資料の保存機能や展示機能を備えた本館と、工芸実習室、歴史民俗資料館で構成されています。
- ・建築後 30 年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、平成 27 年度に耐震補強及びリニューアル工事を実施しました。
- ・リニューアル後は、郷土の歴史と文化に加え、「富士山信仰」や「富士市に伝わるかぐや姫伝承」について広く紹介することから、富士山世界遺産関連の知的レクリエーション施設としての機能が向上します。

【少年自然の家、丸火青少年の家】

- ・少年自然の家、丸火青少年の家は、野外活動や集団生活を通じて少年たちの人間形成を図るための施設として、設置しています。
- ・主に宿泊機能や研修機能のほか野外活動が行えるスペースで構成されています。
- ・延べ利用者数の約9割が温暖期（5～11月）に集中し、寒冷期の利用が極端に少ないため、年間を通じての稼働率はあまり高くない状況となっています。また、利用の実態は、そのほとんどを小中学校の野外教室が占めており、一般団体の利用は約3割となっています。
- ・平成28年度に指定管理者制度を導入したため、今後の利用の動向を検証していく必要があります。
- ・少年自然の家は、建築後30年以上が経過し、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えていくことが予想されます。

【その他教育施設】

- ・教育プラザ内には、教育研修センター、特別支援教育センター、青少年教育センター、青少年相談センターがあり、教育に関する相談・支援、教職員研修や青少年の育成及び交流の推進等を行う施設として設置しています。
- ・教育プラザ内の施設は、各種支援に必要な相談室、学習室、研修室、会議室、多目的ホール等で構成されています。
- ・施設のリニューアル及び複合化により、これまで単独で設置されていた青少年相談センター等は、相談件数の増加等の成果が現れてきており、今後も継続して効果を検証していく必要があります。

参考

●市民意向

□平成26年度「第43回世論調査」

- ・今後の必要性について、「サービス、規模ともに現状維持すべき」が図書館では約55%、博物館では約25%ありましたが、最近1年間の施設利用状況について、「利用しない」又は「ほとんど利用しない」という回答が図書館は約70%、博物館では約90%でした。

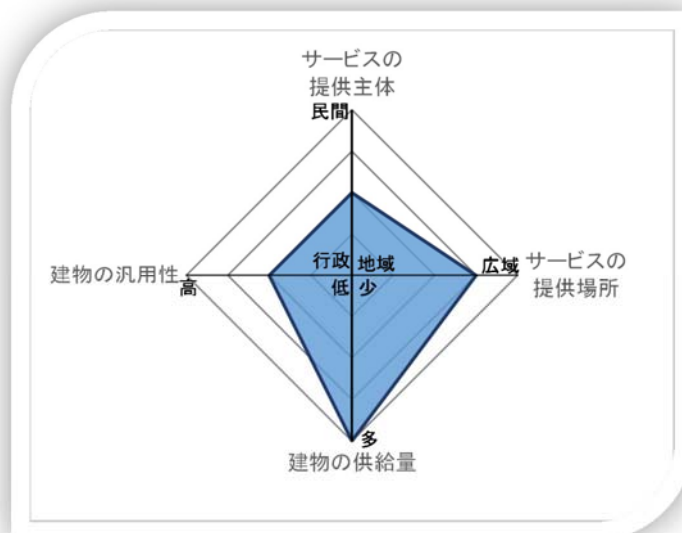
□平成27年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編にあたり、「図書の貸出サービスが重複しているため、機能統合する」という意見もありました。

[社会教育施設]

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	図書館、博物館、その他教育施設は、他自治体において指定管理者制度を導入している事例もありますが、一般的には採算性が低いサービスであるため、行政が一定の関与を行っていくことが望ましいと考えられます。	行政主体 (一部民間)
	提供場所	各施設とも市域全体で利用され、教育プラザ以外の施設については市外からの利用者也受け入れています。	やや広域的
建物の視点	供給量	<p>図書館は、貸出人数、貸出冊数を見ると、館によりばらつきはありますが、平均的には利用は多いといえます。一方で、類似自治体に比べて人口あたりの延床面積は大きいいため、図書館のあり方を見直し、適切な建物規模を検討していく必要があります。</p> <p>博物館の利用者数は伸び悩んでいましたが、平成 28 年のリニューアルオープンにより、今後は利用者の増加が期待されます。</p> <p>少年自然の家は、寒冷期の利用が極端に少ないため、年間を通じての稼働率はあまり高くない状況となっています。特に子どもの数が減っているため、小中学校の野外教室の受け入れが主である現在のような利用を継続していくと、利用者は減少していく見込みであることから、提供しているサービス内容を見直すとともに、適正な建物規模の検討を行う必要があります。</p> <p>なお、博物館や少年自然の家のような社会教育施設を保有している自治体は多くありません。</p>	多い
	汎用性	会議室等汎用性のあるスペースも一部存在していますが、各施設とも、図書館であれば開架書庫、博物館であれば展示・収蔵スペース、少年自然の家であれば宿泊機能等、それぞれが専門のサービス機能に特化しており、汎用性はやや低いといえます。	やや低い
分野横断的な考え方			
図書館については、多世代が集まる特性を踏まえて、学校図書館の機能拡充や図書館分室のあり方を含め、他施設との複合化を検討していく必要があります。			



3) 再編内容

市民が学び続けることができる環境を提供するために

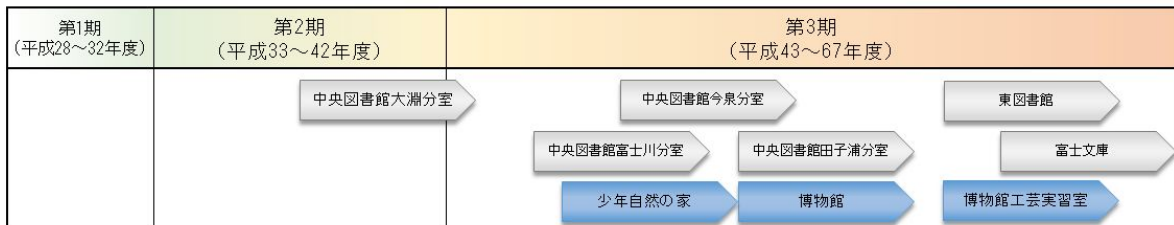
(1) 再編の手法

- ・図書館分室は、利用状況に応じ、学校の図書室機能の拡充による対応も含めて、学校と複合化を行います。
- ・図書館及び図書館分室で学校施設との複合化が困難な場合には、近隣の人が集まりやすい施設との複合化を行います。
- ・複合化を実施しないその他の社会教育施設については、利用状況に応じ、適正な建物規模で整備します。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約6%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・図書館は、再編を行うにあたって、レファレンスサービス等、既存の施設機能のあり方を検討します。また、図書のデジタル化等の新たな動きに合わせて規模の見直しを行っていきます。
- ・その他社会教育施設においては、博物館のリニューアル、少年自然の家での指定管理者制度導入によって、利用状況が変化することが予測されることから、今後の利用動向や市民ニーズを見極め、必要な機能を検討していきます。

(3) 再編時期



レファレンスサービス：図書館利用者が必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。

他自治体の取組事例

小学校と図書館等の複合化（東京都立川市）

【施設概要】

施設名称：立川市立第一小学校、
柴崎図書館、柴崎学習館、
柴崎学童保育所

延床面積：校舎棟 8,613㎡
学習館・講堂棟 3,228㎡

建設年度：平成24年度から平成26年度

【再編内容】

学校を子どもたちだけのものとせず、時間帯で分けて住民とシェアできる施設を目指し、小学校と学習館、地域図書館、学童保育所を複合化した事例です。

校舎棟に小学校と地域図書館や学童保育所、学習館棟にホールや体育館が配置されており、校舎棟と学習館棟は3階のブリッジで繋がっています。

学習館や地域図書館、学童保育所それぞれに入口を設け、小学校の正面玄関との動線が分けられており、3階のブリッジでは休日にボランティアスタッフが見守る等、防犯への配慮がなされています。

地域図書館と学校図書室は、一体的に整備されていますが、可動式の間仕切りによって、通常は一般市民が学校図書室へ進入できないようになっています。子どもたちは、地域図書館の本を閲覧できるようになったため、放課後に本を借りる児童が増えています。



外観（左：校舎棟、右：学習館・講堂棟、中央：3階ブリッジ）



図書館（右は学校図書室との可動間仕切り）



図書館(上)と学校図書室(下)の受付

1階平面図



健康サロン

校舎棟

学習館棟

柴崎図書館

出典：立川市パンフレット「市内初の学校と社会教育施設の複合化」

3.1.6. まちづくり施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積(m ²)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
吉原まちづくりセンター	吉原	1982	1,045	31,398	借地あり(駐車場)
伝法まちづくりセンター	伝法	2012	1,110	30,362	
今泉まちづくりセンター	今泉	1999	848	29,712	
今泉まちづくりセンター分館	今泉	1965	631		
青葉台まちづくりセンター	青葉台	2001	727	24,539	
広見まちづくりセンター	広見	1993	609	31,521	
丘まちづくりセンター	丘	1984	915	36,794	借地あり(駐車場)
鷹岡まちづくりセンター	鷹岡	2010	1,236	36,662	
天間まちづくりセンター	天間	1984	705	32,862	借地あり(駐車場)
須津まちづくりセンター	須津	1991	577	28,537	
浮島まちづくりセンター	浮島	1987	438	10,056	
吉永まちづくりセンター	吉永	1987	1,422	32,229	借地あり(駐車場)
原田まちづくりセンター	原田	1985	908	22,165	
元吉原まちづくりセンター	元吉原	1990	835	25,755	
大淵まちづくりセンター	大淵	1989	1,305	44,966	借地あり(駐車場)
吉永北まちづくりセンター	吉永北	1992	527	8,938	
神戸まちづくりセンター	神戸	1995	580	15,178	
富士見台まちづくりセンター	富士見台	1983	691	35,481	
富士駅北まちづくりセンター	富士駅北	2015	1,233	36,876	
富士北まちづくりセンター	富士北	2002	1,057	30,718	借地あり(駐車場)
富士駅南まちづくりセンター	富士駅南	1997	1,000	24,684	借地あり(駐車場)
富士南まちづくりセンター	富士南	1981	498	25,363	
田子浦まちづくりセンター	田子浦	1985	1,234	37,913	借地あり(駐車場)
岩松まちづくりセンター	岩松	1979	520	22,327	
岩松北まちづくりセンター	岩松北	1998	716	26,390	借地あり(駐車場)
富士川まちづくりセンター	富士川	1990	955	21,069	
富士川まちづくりセンター分館	富士川	1985	549		
松野まちづくりセンター	松野	1998	1,323	28,083	

【備考】

- ・今泉まちづくりセンター分館、吉永まちづくりセンター、大淵まちづくりセンター、田子浦まちづくりセンターの面積には、図書館又は図書館分室の面積を含んでいます。

施設配置図



1) 施設の概況

- ・地区まちづくりセンターは、住みよい社会と豊かな生活づくりのため、地区団体のまちづくり活動の拠点や地区と行政とのパイプ役として設置しています。
- ・地域の諸団体が活動する場であるとともに、地域に根ざした生涯学習を推進するため、従来公民館で実施していた社会教育事業も行っています。
- ・主に会議室や多目的室、和室等で構成されており、他施設と機能が重複しています。また、施設内には、諸証明書の交付を行う市民サービスコーナーや図書コーナーも併設しています。
- ・市内の26地区すべてに配置され、多くが小学校の近くに設置されており、子どもが集まりやすい環境にあります。
- ・各センターの年間利用者数は、地域によって差がありますが、概ね2~4万人前後となっています。なお、時間帯や部屋によっては、利用希望が集中することもあります。
- ・総延床面積の4割以上が建築後15年以上30年未満となっており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。
- ・一部の地区まちづくりセンターには借地が存在しており、財政的な負担となっています。
- ・災害時には、各地区の災害対策本部を設置することとなっており、防災拠点としても重要な施設となっています。

参考

●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・今後の必要性について「サービス、規模ともに現状維持すべき」という回答が約 45%でした。一方で利用状況については、過去 1 年間に「1 度も利用していない」「ほとんど利用しなかった」という回答が合計で 72%とあまり使われていない状況となっています。その理由としては「利用する必要がない」という回答が 63%でした。

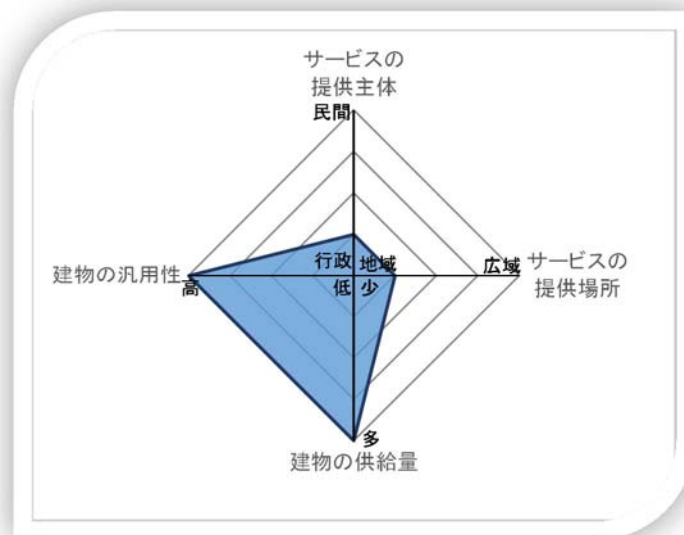
□平成 27 年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「地区まちづくりセンターは、多世代交流と効率化を図るため、小学校や子育て支援、高齢者福祉を複合化する」や「重複するサービスを廃止する」がありました。

[まちづくり施設]

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	地域と行政のパイプ役としての地区まちづくりセンターの設置目的を鑑み、当面は行政が直営でサービスを提供していく必要があります。ただし、全国的には生涯学習施設である公民館等の類似施設において、指定管理者制度により地縁団体が管理している事例等もあることから、将来的にはまちづくり活動の成熟等、社会的状況の変化に応じてサービスの提供主体を見直す必要があります。	行政主体
	提供場所	地域における行政の窓口としての機能や防災機能を有していることから、各地区でサービスを提供する必要があります。	地域的
建物の視点	供給量	時間帯や部屋によって利用希望が集中することもあります。平均的には稼働率はそれほど高くありません。また、人口あたりの延床面積は類似自治体の公民館と比較してやや大きくなっていることから、適正な建物規模を検討していく必要があります。	多い
	汎用性	会議室や多目的室、和室等で構成されており、様々な用途で活用でき、汎用性が高いため、利用状況等を踏まえた上で、他施設との複合化や多機能化を検討していく必要があります。	高い
分野横断的な考え方			
<p>文部科学省は、学校を地域コミュニティの強化や地域の振興・再生の核として複合化を推進する考え方を示していることから、地域コミュニティの拠点となる地区まちづくりセンターについても学校との複合化を優先的に検討すべきであると考えられます。</p>			



3) 再編内容

多世代交流とまちづくり活動を推進するために

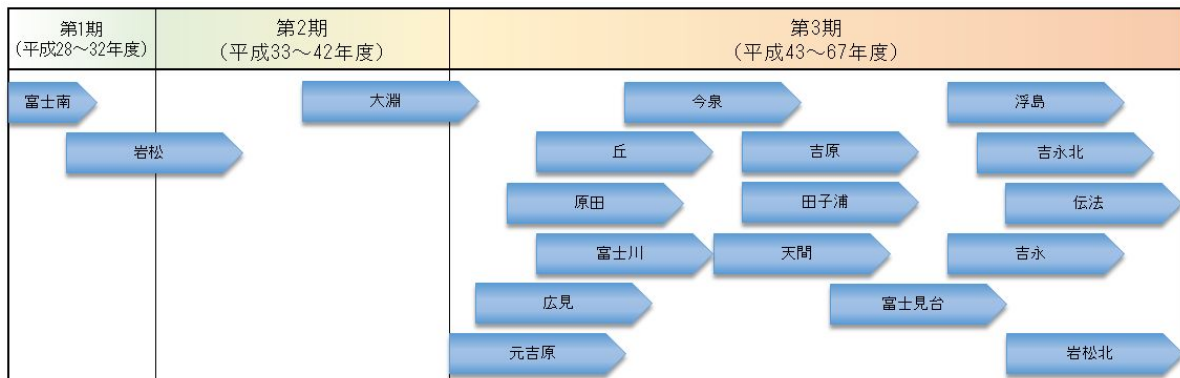
(1) 再編の手法

- ・地区まちづくりセンターは、地区のまちづくり活動の拠点、防災拠点等の機能を担っていることから、基本的に地域コミュニティの核として学校との複合化を行います。
- ・学校と複合化するには、多世代が集まりやすい環境を形成するため、学校の図書室、調理実習室等、相互に活用できる機能は、最大限共用化を図ります。
- ・地域の実情により、学校との複合化が困難な場合には、地域住民の交流を促進することを前提として、周辺の保育園や高齢者施設との複合化や適正な建物規模での整備を行います。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約13%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・各地区の人口に応じた建物規模や他施設との複合化の際に共用可能な機能等について精査し、平成30年度までに整備基準を定めます。

(3) 再編時期



他自治体の取組事例

小学校と生涯学習施設の複合化（埼玉県志木市）

【施設概要】

施設名称：志木市立志木小学校・

いろは遊学館・

いろは遊学図書館

延床面積：13,346㎡

竣工年：平成15年

（南校舎棟は昭和51年）

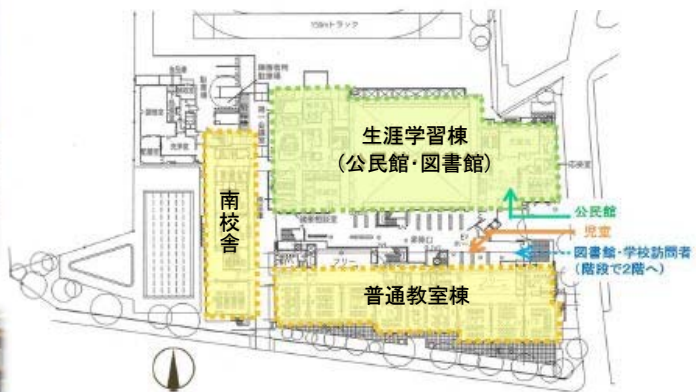
【再編内容】

小学校の既存校舎の一部(南校舎棟)を残し、小学校・公民館・図書館を含む複合施設として整備した事例です。

地域社会との直接的なふれあいを通して、子どもたちの知恵、知識、社会性を育み、子どもたちが自ら学び自ら考える教育（学社融合）が推進されています。

複合化にあたって、十分な安全性が確保されるよう配慮されており、警備員常駐の総合案内所を施設利用者が必ず通る場所に設置し、職員室を図書館と隣接する一般の人の出入りの多い場所に配置する等の工夫がされています。

《配置図》



出典：文部科学省ホームページ

「みんなの学校をながく・よく使い続けるアイデア
－既存学校施設の有効活用に向けて」



施設外観



中庭(スクールガーデン)



図書館

3.1.7. 文化施設、市民交流施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
富士市文化会館	富士駅北	1993	22,675	458,232	指定管理 借地あり
富士市交流センター	富士駅北	2007	5,722	109,821	指定管理 交流プラザ内
富士市富士川ふれあいホール	富士川	1985	3,171	35,538	指定管理
富士市国際交流ラウンジ	富士駅北	2007	-	-	交流プラザ内

【備考】

- ・ 富士市交流センターの面積は、国際交流ラウンジ及び西図書館の面積を含んでいます。
- ・ 富士市富士川ふれあいホールの面積は、中央図書館富士川分室の面積を含んでいます。

施設配置図



[文化施設、市民交流施設]

1) 施設の概況

【文化施設】

- ・文化施設は、市民文化の向上と芸術文化の振興を図るため、富士市文化会館を設置しています。
- ・富士市文化会館は、大ホール、中ホール、小ホール、練習室、会議室、展示室等で構成されており、各種イベント・会議・セミナー等を開催しています。
- ・大ホールや中ホールは、音楽、演劇等に特化した機能が備わっていますが、小ホールや会議室等は市民活動にも利用することが可能で、他施設と機能が重複している部分もあります。
- ・利用者数は、年間 40 万人以上にのぼりますが、時期や時間帯によっては稼働率が低い部屋もあります。
- ・建築後 20 年以上が経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。また、建築関連法規の改正への対応も必要となります。
- ・施設の管理運営には芸術文化の振興に関する専門的な技術や知識が必要であり、サービスの向上及び管理の効率化を図るため、指定管理者が運営を行っています。
- ・敷地の大部分及び駐車場は借地であり、借地料が財政的に大きな負担となっています。

【市民交流施設】

- ・市民交流施設は、コミュニティ活動や地域の文化活動等の場を提供することにより市民の交流を促進するため、交流センター及び富士川ふれあいホール（以下「交流センター等」という。）を設置しています。
- ・交流センター等は、多目的ホール・会議室・ギャラリー等で構成されており、貸館機能によって各種講座や運動教室も開催しています。また、図書館も併設しています。
- ・交流センター等は、サービスの向上及び管理の効率化を図るため、指定管理者が運営を行っています。
- ・交流センターは、建築後 10 年が経過しようとしており、今後、主に設備関係で計画的な保全が求められます。また、建築関連法規の改正への対応も必要となります。
- ・富士川ふれあいホールは、建築後 30 年以上が経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えることが予想されます。また、建築関連法規の改正への対応も必要となります。
- ・その他の市民交流施設として、外国人市民の相談、公的文書の翻訳、異文化交流イベント等を行う国際交流ラウンジがあります。

参考

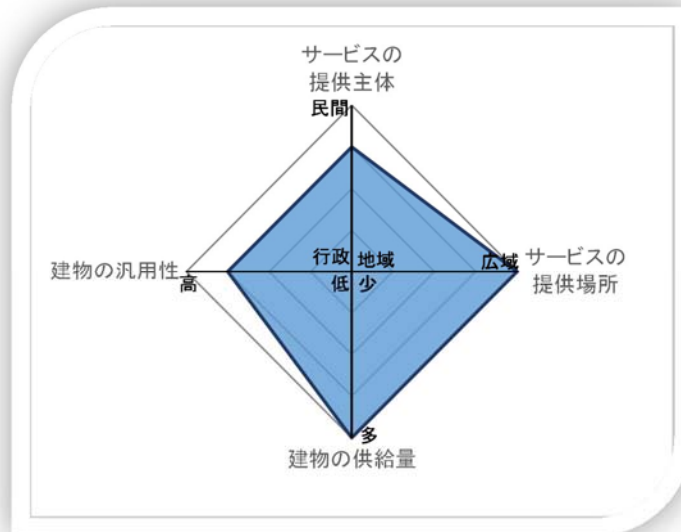
●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・文化会館、交流プラザともに今後の必要性について、「サービス、規模ともに現状維持すべき」という意見もありましたが、施設を過去 1 年間に「ほとんど利用しなかった（年 1 回程度）」、「一度も利用していない」という回答が 80%以上を占めました。その理由としては「利用する必要がない」という回答が文化会館では約 60%、交流プラザでは約 65%という結果でした。
- ・「機能が重複している施設は、統廃合する」との問には、「実施すべき」が約 50%、「どちらかというど実施すべき」が約 30%でした。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	文化会館が行う文化事業については、市民が芸術文化に触れ合う機会を提供するため、行政が一定の関与を継続していくことが望ましいと考えられます。 交流センター等で実施している各種講座や運動教室については、民間事業者が主催するカルチャースクール等でも提供されていることから、民間事業者でも運営していくことも可能です。	民間主体 (一部行政)
	提供場所	各施設とも市域全体から利用されており、市外からの利用者も受け入れています。	広域的
建物の視点	供給量	全体的に稼働率はそれほど高くはなく、特に富士川ふれあいホールの稼働率が低くなっています。また、人口あたりの延床面積は類似自治体の公会堂、市民会館等と比較して大きくなっています。 文化施設、市民交流施設ともにホール、会議室等の貸館機能は、他施設と重複していることから、施設のあり方を見直し、適正な機能や建物規模を検討していく必要があります。	多い
	汎用性	施設の機能のうち、舞台設備や客席が固定されたホールは汎用性はありませんが、会議室やギャラリー等は、様々な用途で活用できる汎用性が高い空間といえます。	やや高い



3) 再編内容

多くの市民が交流し、文化に親しむことができる機会を提供するために

(1) 再編の手法

- ・ホールや会議室の機能を有している施設は市内に多く存在していることから、利用状況や他施設での代替性等を踏まえて、機能統合を図ります。
- ・上記の再編手法により、今後 40 年間で約 9%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・文化会館は、ホールを維持していくために高額のコストを要するとともに、建替えコストは、将来の更新費用の試算に大きな影響を及ぼします。また、借地料が高額であり、財政的に大きな負担となっています。そのため、維持管理に係るコストまで考慮した改修計画を平成 30 年度までに策定します。
- ・周辺自治体との広域連携についても検討を行う必要があり、その場合には、共同での施設整備、管理、運営等の具体的な方法について他自治体と協議を行う場を設けていきます。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)
		富士川ふれあいホール

他自治体の取組事例

民間活用（PFI方式）による文化交流施設整備（福島県いわき市）

【施設概要】

施設名称：いわき市芸術文化交流館アリオス
 延床面積：約 27,547㎡
 （地下2階・地上6階）
 開館：平成20年4月（第1次オープン）
 平成21年5月（グランドオープン）

【再編内容】

地域活性化への貢献をテーマに、大・中・小の3ホールを中心として、市民が気軽に憩い、楽しめるにぎわいに満ちた空間を創出するため、民間活用（PFI方式）により、設計・建築・工事監理や維持管理及びテナント運営（飲食・物販）を行った事例です。

約40年にわたって市民から愛された旧平市民会館の跡地に整備した本館と、旧音楽館を改修した別館により構成されており、大ホール棟、交流ロビー棟、中劇場棟という三つの構造に分かれ、使い勝手に配慮しつつ、複合施設ならではの遮音・防振上の工夫が施されています。

交流ロビー棟には、誰もがいつでも憩い、くつろげる交流スペースがふんだんに設けられているほか、市民が日常的に利用する諸室群が集中的に配置されています。

民間活用で事業を実施することで、従来に比べ、事業期間（15年間）を通じた市の財政負担額は、約15.8%縮減できることが見込まれています。

本館	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール（通常時：1,705席） ・中劇場（最大時：687席） ・小劇場（233席） ・大・中リハーサル室 ・スタジオ（4部屋） ・カスケード（交流ロビー） ・カンティーン ・レストラン、ショップ、カフェ ・総合案内、運営事務室
別館	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽小ホール（200席） ・小練習室（4部屋） ・中練習室（2部屋） ・稽古場（4部屋）



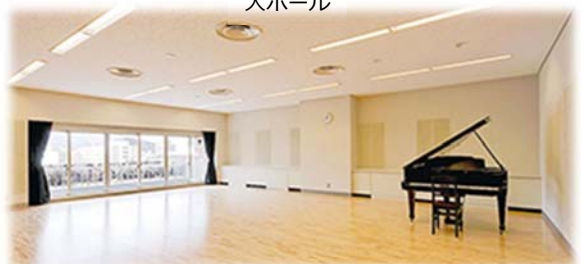
施設外観



大ホール



リハーサル室



練習室



カフェ



市民活動室

出典：いわき芸術文化交流館ホームページ及び内閣府ホームページ「PFI事業における先行事例集」

3.1.8. 庁舎・事務所

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	備考欄
富士市役所	吉原	1970	29,348	中央消防署含む
富士市高齢者就業センター	吉原	1993	1,028	
埋蔵文化財調査室	広見	2005	388	
富士市男女共同参画センター	富士駅北	1998	-	富士市庁舎内
新富士駅南整備課事務所	田子浦	2000	232	

【備考】

・富士市役所の面積は、富士市中央消防署の面積を含んでいます。

施設配置図



1) 施設の概況

- ・庁舎・事務所には、行政窓口、執務、議会の中核機能をもつ富士市役所と、その他に埋蔵文化財調査室、新富士駅南整備課事務所を設置しています。また、高齢者（55歳以上）の就業を促進するための富士市高齢者就業センター、男女共同参画に係る啓発活動等を行うための富士市男女共同参画センターを設置しています。
- ・庁舎・事務所は、主に執務室と会議室で構成されています。また、埋蔵文化財調査室においては、出土品の保管室もあります。
- ・市庁舎は、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、その更新コストは将来の更新費用の試算に大きな影響を及ぼしています。また、行政サービスの多様化により執務スペースが手狭になっています。
- ・高齢者就業センターは建築後20年以上が経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。また、シルバー人材センターの事務所として使用しています。

参考

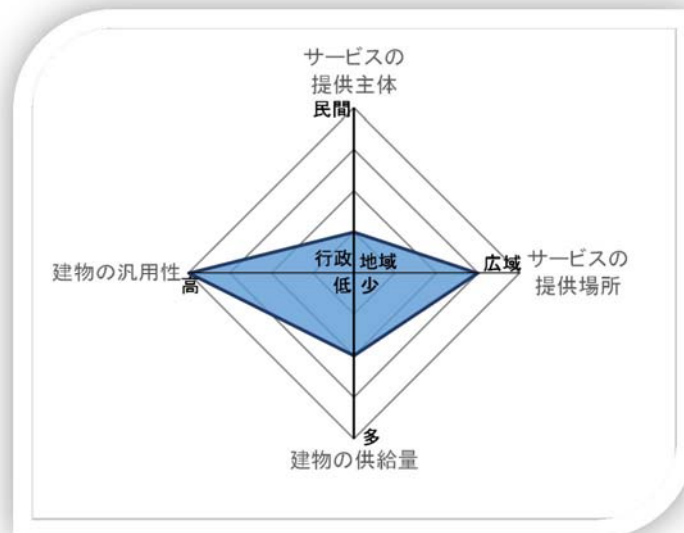
●市民意向

□平成27年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「庁舎にサービスを集約し、利便性を向上する」がありました。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	庁舎で提供するサービスは、行政手続等の窓口業務や各種自治体運営等に必要の執務を行っており、行政主体で提供していく必要があります。 なお、高齢者就業センターは民間団体の事務所として使用しています。	行政主体
	提供場所	市役所、高齢者就業センター、男女共同参画センターは、市域全体から利用されているサービスですが、その他の事務所は、業務内容に応じた施設配置が望ましいと考えられます。	やや広域的
建物の視点	供給量	庁舎の業務が地方分権等の影響で増加したことにより、執務スペースはやや手狭となっています。また、人口あたりの延床面積は、類似自治体の平均と比較してやや小さくなっています。 高齢者就業センターは、55歳以上の高齢者の就業支援という目的からは、事務所機能及び一定の作業スペースがあればよく、現在の供給量は多いと考えられ、今後適切な建物規模を検討する必要があります。	やや少ない
	汎用性	庁舎と事務所は、主に執務スペースと会議室で構成されており、様々な用途で活用できる汎用性が高い空間となっており、他施設との複合化や多機能化を検討していく必要があります。	高い
分野横断的な考え方			
市役所等、多くの市民が訪れる施設は、市民同士の交流や利便性の向上といった観点から、汎用性が高い執務スペースや会議室を有効活用し、他施設との複合化や多機能化について考えていくことも必要になります。			



3) 再編内容

市民にやさしく使いやすい庁舎とするために

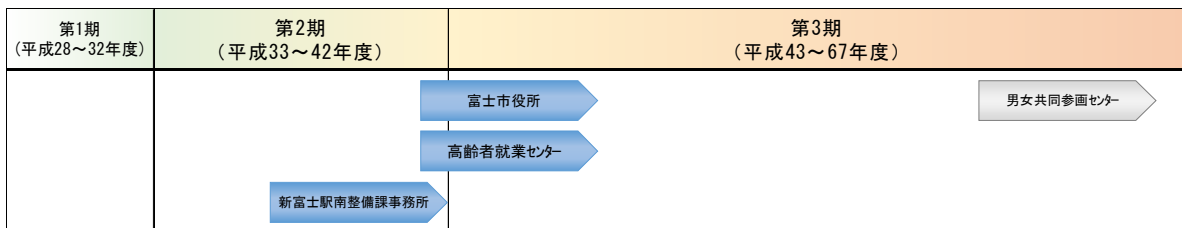
(1) 再編の手法

- ・庁舎は、行政サービスを継続的に提供していくために必要な建物規模へ見直しを図りながら、他施設との複合化や機能統合を行います。
- ・新富士駅南整備課事務所は、区画整理事業が終了すれば役割を終えるため、その際に施設を廃止します。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約8%の延床面積の増加を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・庁舎の建替えには巨額のコストを要しますが、維持改修にも多額のコストを要するため、更新時期を見極め、適切な更新計画を策定していくことが必要となります。
- ・庁舎の適正な建物規模については、将来的な職員定数や組織体制を勘案して検討していきます。

(3) 再編時期



他自治体の取組事例

県有遊休資産を活用し、市民に開かれた市役所新庁舎の整備（富山県氷見市）

【施設概要】

施設名称：氷見市役所庁舎
 延床面積：7,026㎡
 開庁：平成26年5月

【再編内容】

氷見市役所の旧庁舎は、津波浸水エリアに立地していたことから、防災拠点機能を確保するため、富山県の遊休施設となっていた旧県立高校校舎・体育館を改修し、新庁舎を整備しました。

既存の建物を活かすという方法によって、従来の建替えに比べ、約18億円という大幅なコストダウンが図られています（29.6億円→11.1億円）。また、所有者である県にとっても、遊休施設の売却や、維持管理経費の縮減等、財政的に大きな効果がもたらされています。

新庁舎は、旧体育館の大空間を活かして、市民利用の多い窓口がすべてワンフロアに配置されており、市民に開かれた庁舎となっています。なお、整備以前は、別庁舎に配置されていた部署は、新庁舎の整備に伴い、同庁舎内に集約されています。

また、広い駐車場を確保し、旧庁舎で問題となっていた駐車スペースの不足を解消しています。



庁舎外観



1階平面図



ワンストップ窓口



駐車スペース



旧体育館の構造を活かした内部空間

出典：氷見市ホームページ「市庁舎の移転と庁舎活用におけるFMの実践」及び「広報ひみ 2014年6月号」

他自治体の取組事例

市役所庁舎に市民会館を複合化（長野県長野市）

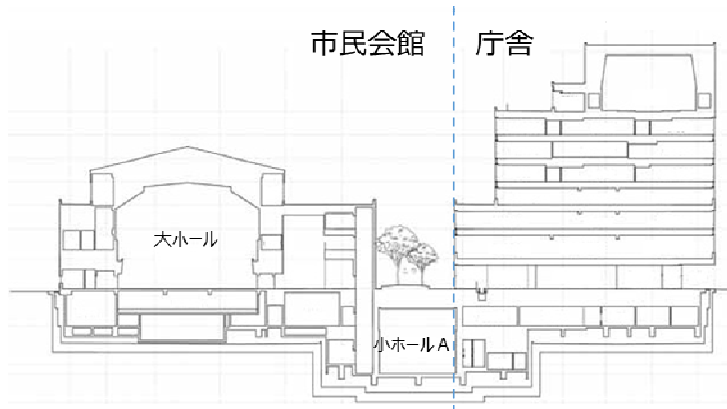
【施設概要】

施設名称：長野市役所庁舎、
長野市芸術館
延床面積：28,160㎡
庁舎：15,763㎡
芸術館：12,397㎡
開庁：平成28年1月
(市民会館：平成28年5月予定)

【再編内容】

長野市では、昭和40年建設の第一庁舎及び昭和36年建設の市民会館が耐震性や建物劣化に対応する必要が生じたため、経済性や利便性の観点から、庁舎と市民会館を複合化し、平成28年1月に新庁舎を開庁しました。

複合施設というメリットを活かしながら、新第一庁舎は市民の安全・安心を守る拠点として、新長野市民会館（長野市芸術館）は市の文化芸術活動の拠点として、市民が利用しやすく、にぎわいと交流のある施設を目指して計画されています。



庁舎棟と市民会館大ホールは、中庭で結ばれており、1階には庁舎と市民会館の共用ロビーとなる「市民交流プラザ」（市民交流スペース、カフェレストラン等）が配置され、庁舎総合窓口は、2階に設置されています。なお、大ホールは、1,300席が設置された音楽主目的の多機能ホールとして整備されており、リハーサル室、練習室、楽屋等は地階に設置されています。

1階平面図



庁舎総合窓口イメージ

2階平面図



3階平面図



出典：長野市ホームページ「市役所庁舎及び芸術館 基本構想、基本設計及び実施設計」、
「広報ながの 2015.12」

[消防施設]

3.1.9. 消防施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積(m ²)	備考欄
富士市中央消防署	吉原	2001	-	富士市役所消防防災庁舎に併設
富士市中央消防署吉永分署	吉永	1986	397	
富士市中央消防署臨港分署	元吉原	2005	468	借地あり
富士市中央消防署大淵分署	大淵	1985	397	
富士市中央消防署富士見台分署	富士見台	1981	377	
富士市西消防署	富士北	1978	813	
富士市西消防署南分署	富士駅南	1975	367	
富士市西消防署鷹岡分署	鷹岡	2012	539	
富士市西消防署富士川分署	富士川	1998	633	

施設名	地区	建設年	延床面積(m ²)	備考欄
富士市消防団第1分団	吉原	1984	116	
富士市消防団第2分団	吉原	1989	116	
富士市消防団第3分団(日吉)	吉原	1985	81	
富士市消防団第3分団(上中)	伝法	2010	117	
富士市消防団第4分団	今泉	2006	117	
富士市消防団第5分団	今泉	1984	81	借地あり(駐車場)
富士市消防団第6分団	神戸	2012	117	
富士市消防団第7分団	原田	1991	116	
富士市消防団第8分団	吉永	1992	186	
富士市消防団第9分団(中里)	須津	1987	116	
富士市消防団第9分団江尾車庫	須津	1977	58	借地あり(駐車場)
富士市消防団第10分団(今井)	元吉原	2011	117	
富士市消防団第10分団車庫	元吉原	1978	38	
富士市消防団第11分団	吉永北	1986	116	
富士市消防団第12分団	大淵	1989	116	
富士市消防団第13分団	富士駅北	2005	140	
富士市消防団第14分団	富士駅北	1985	116	
富士市消防団第15分団	富士駅北	1994	116	
富士市消防団第16分団	富士駅南	2014	117	
富士市消防団第17分団	田子浦	1985	116	
富士市消防団第18分団	田子浦	1981	150	
富士市消防団第19分団	岩松	1990	116	
富士市消防団第20分団	岩松北	1991	116	
富士市消防団第21分団	鷹岡	1987	116	
富士市消防団第22分団	丘	2011	117	
富士市消防団第23分団	鷹岡	1985	116	
富士市消防団第24分団	天間	1982	116	
富士市消防団第25分団	広見	1982	116	
富士市消防団第26分団	富士南	1987	116	
富士市消防団第27分団	富士川	1994	88	
富士市消防団第28分団	富士川	1980	83	
富士市消防団第29分団	富士川	1992	82	
富士市消防団第30分団	松野	1982	81	
富士市消防団第31分団	松野	1995	89	

施設配置図



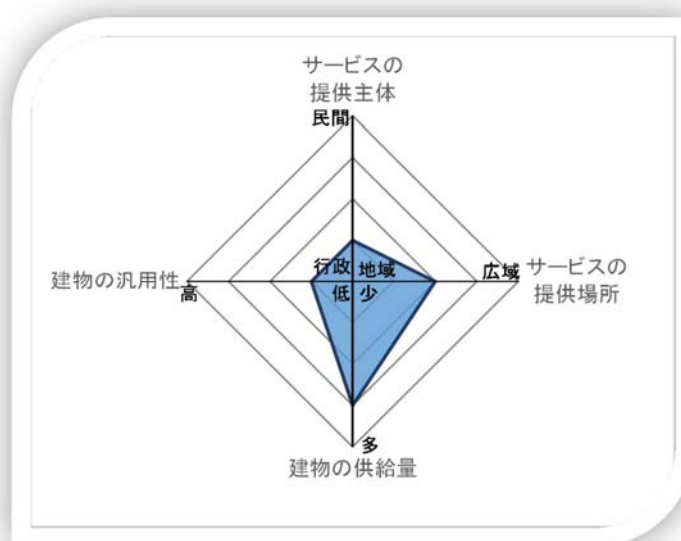
[消防施設]

1) 施設の概況

- ・消防本部、消防署及び分署は、市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、設置しています。また、消防団は、地域の安全・安心を守るため、火災等の災害対策活動に従事するように設置しています。
- ・消防本部、消防署及び分署は、災害時の本部機能（指令等）や緊急車両の設置等、特殊な機能を有しており、主に指令室や事務室、車庫等で構成され、市内に消防署 2 箇所及びその分署 7 箇所を配置しています。
- ・消防団詰所は、主に車庫と会議室で構成され、市内の各地区に 32 箇所の詰所と 2 箇所の車庫を配置しています。
- ・総延床面積のおよそ 4 割が建築後 30 年以上経過しており、西消防署南分署をはじめとして老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えていくことが予想されます。
- ・消防団詰所は、市街地の拡大や合併に合わせて拡充してきた結果、施設数が多くなっています。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	消防組織法の規定では、市民の安全と安心を守る消防事務を行うため、地方自治体が消防施設を設置しなければならないとされており、地域の安全と安心を確保するため、今後も行政が直営でサービスを提供する必要があります。	行政主体
	提供場所	消防本部は緊急時や災害時に市域全体に指令を出すことから広域的な位置付けとなりますが、消防署、分署及び消防団詰所は緊急時に速やかな消防活動を行うことができるよう、市全体のバランスを見ながら施設を配置していくことが望ましいと考えられます。	やや地域的
建物の視点	供給量	消防署及び分署の人口に対する可住地面積あたりの延床面積は、類似自治体の平均と比較してやや小さく、消防団詰所の市域面積あたりの設置数は、類似自治体と比較して大きくなっています。人口減少の推移も考慮しながら、計画的かつ効率的に建物規模や配置を見直していくことが望ましく、適切な維持保全を行っていく必要があります。	やや多い
	汎用性	消防施設は、災害時の本部機能（指令等）や緊急車両の設置等、消防活動に特化した機能や設備を有しており、施設の汎用性は低いといえます。	低い



[消防施設]

3) 再編内容

市民の安全安心を確実に守るために

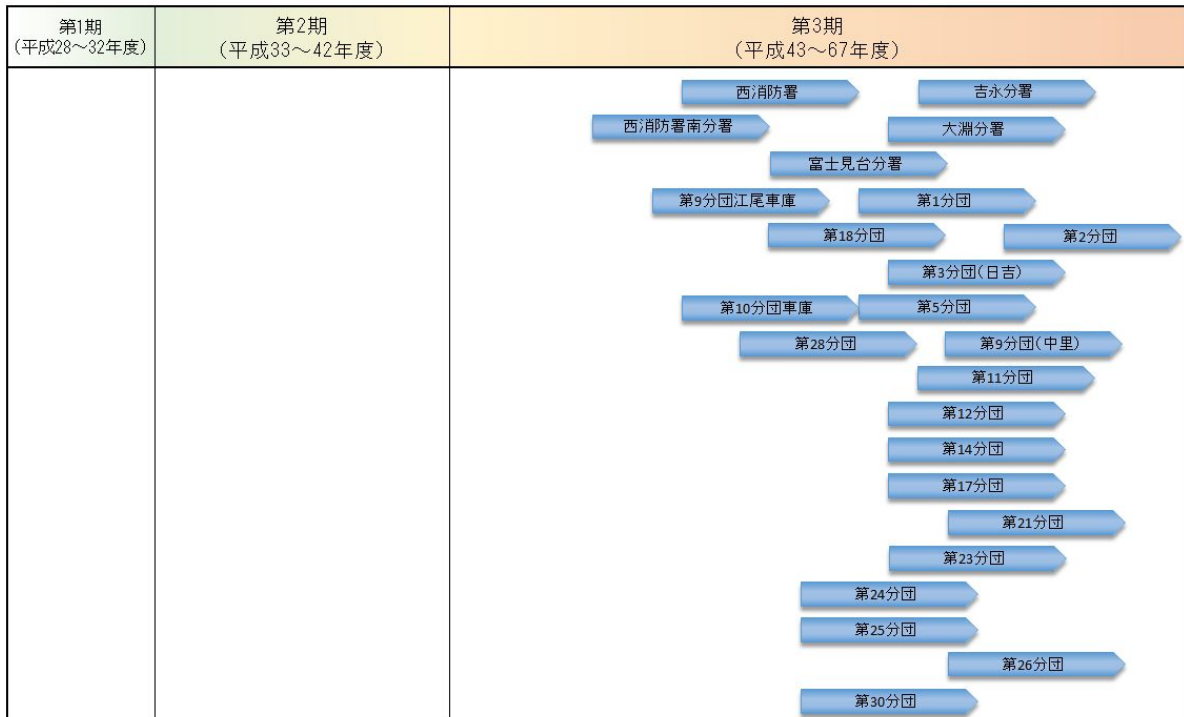
(1) 再編の手法

- ・分署と消防団詰所は、共通の機能を有していることから、地域の実情に合わせて、機能統合を行います。
- ・消防団詰所は、車庫、会議室等、必要な機能は共通であるため、統一基準の下、適正な建物規模で整備します。
- ・複雑多様化する災害等に対処するため、消防力の増強を図ってきた結果、一部の消防署や分署においては、施設が狭小となっている等、課題も多いことから、必要な機能を精査した上で適正な建物規模で整備します。
- ・上記の再編手法により、今後 40 年間の延床面積は現状維持と見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・消防団詰所の建物規模は明確な設置基準がないため、必要な機能を精査し、一定の面積基準を定めます。
- ・消防施設は、人口の増加に合わせて拡充されてきましたが、人口減少が予測される中で、消防力等を考慮した適正な施設配置を検証し、平成 30 年度までに整備計画を策定します。

(3) 再編時期



3.1.10. 保育園

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成28年4月)		備考欄
				定員	園児数	
富士市立第一保育園	吉原	2004	975	120	119	借地あり(駐車場)
富士市立杉の木保育園	伝法	1989	818	120	97	借地あり(駐車場)
富士市立第二保育園	今泉	1976	736	90	86	
富士市立広見保育園	広見	1990	886	120	123	借地あり(駐車場)
富士市立厚原保育園	丘	1986	844	140	129	借地あり(駐車場)
富士市立浅間保育園	鷹岡	1985	765	90	81	借地あり
富士市立鷹岡保育園	鷹岡	1993	758	90	88	借地あり(駐車場)
富士市立てんま保育園	天間	1995	500	60	51	
富士市立第三保育園	原田	1981	686	70	75	
富士市立柏原保育園	元吉原	1998	530	60	70	
富士市立中野保育園	大淵	1992	502	70	75	
富士市立蓼原保育園	富士駅北	1980	695	100	103	
富士市立なかじま保育園	富士北	1991	925	120	121	借地あり(駐車場)
富士市立南保育園	富士駅南	1984	811	130	118	
富士市立森島保育園	富士南	1978	572	80	78	
富士市立浜保育園	田子浦	1983	503	90	68	
富士市立岩本保育園	岩松北	2010	1,114	90	77	
富士市立岩淵保育園	富士川	1986	517	60	73	借地あり(駐車場)
富士市立松千代保育園	松野	2004	935	-	-	H27 年度未閉園
富士市立松野こども園	松野	2016	1,644	165	151	H28 年度開園

【備考】

・松千代保育園は、富士川第二幼稚園と統合し、平成28年度から松野こども園となりました。

[保育園]

施設配置図



【備考】

- ・私立の保育園及び認定こども園は平成 28 年 4 月時点の情報。

1) 施設の概況

- ・保育園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とした児童福祉施設です。
- ・市内には、市立では保育園が 18 園、認定こども園の保育園部分が 1 園、私立では保育園が 15 園、認定こども園保育園部分が 10 園あり、施設数は私立園の方が多い状況です。
- ・主に、乳幼児保育を行うためのほふく室、保育室、遊戯室等で構成されており、厚生労働省の設置基準に従った建物規模で建設しています。
- ・共働き世代の増加に伴い需要も増加しており、現在、定員を超える園児が入所している施設もありますが、今後子どもの数が減っていく見込みであることから、将来需要を注視していく必要があります。
- ・私立の認定こども園が増加してきており、公私を合わせるとサービスの供給量は増加の傾向にあります。
- ・総延床面積の 4 割以上が建築後 15 年以上 30 年未満となっており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。
- ・平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」により、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼稚園や保育所、認定こども園の設置、普及、改善等に関する様々な取組の支援が推進されています。
- ・平成 27 年 3 月に策定した「富士市子ども・子育て支援事業計画」において、保育園の配置及び供給量について、市域を 6 圏域に分割し、検証を行っています。
- ・柏原保育園、岩本保育園は、大規模災害時には市指定の避難場所となります。

参考

●子ども・子育て新制度

□制度の目的

・子育てをめぐる課題の解決に向けて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、以下三つの目的を掲げています。

1. 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」
2. 「保育の量的拡大・確保」
3. 「地域の子ども・子育て支援の充実」

□具体的な推進方策

①幼稚園と保育園の良さを併せ持つ『認定こども園』制度の改善、普及

・認定こども園は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設で、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる施設です。



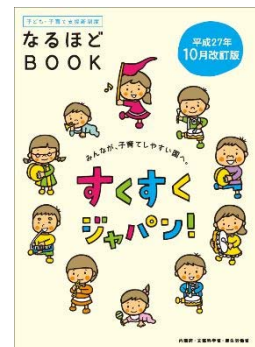
②地域のニーズを踏まえた保育環境の計画的な整備

・市町村は、地域のニーズを踏まえ、認定こども園、保育所、小規模保育等の地域型保育を計画的に整備することによって、多様な保育を充実させるとともに、都市部では待機児解消を、子どもが減っている地域では、保育機能の確保を図ります。

③地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

・すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やす等、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

出典：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK」



●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・今後の必要性について、「サービス、規模ともに現状維持すべき」が約 55%、「サービスを維持すれば規模を縮小してもよい」が約 20%であり、今後特にサービスの維持が求められます。
- ・「民間で運営できる施設は、民間に譲渡する」との間には、「実施すべき」が約 38%、「どちらかというを実施すべき」が約 35%でした。

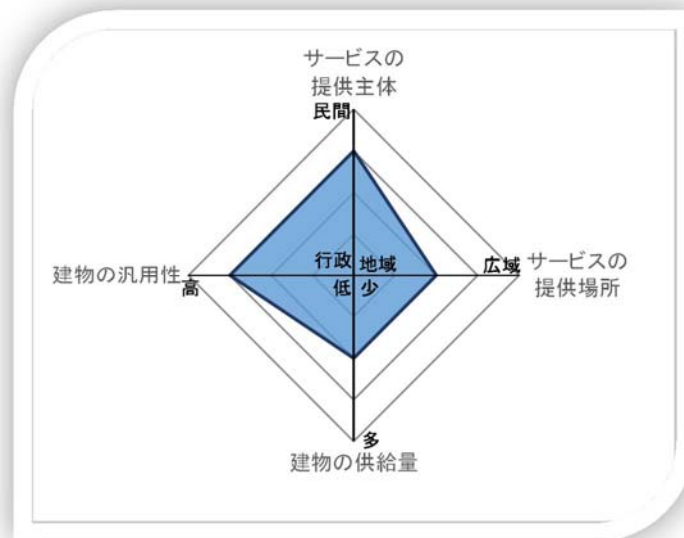
□平成 27 年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「小学校やまちづくりセンターへ複合化して、利便性を向上し子育てを支援する」がありました。

[保育園]

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	児童福祉法の規定では、保育所の設置者は地方公共団体、市町村、社会福祉法人等とされており、民間事業者が設置する保育園や認定こども園によるサービス提供が期待されますが、子育て世代の支援や障害児保育の対応等、行政が一定の関与をしていくことが望ましいと考えられます。	民間主体 (一部行政)
	提供場所	基本的には地域でのサービス提供が望ましいと考えられ、現在は民間施設を合わせると市内ほとんどの地区に配置されており、今後は需要を見ながらバランスのとれた配置を検討していく必要があります。	やや地域的
建物の視点	供給量	現在入園率が100%を超えている施設もありますが、子ども子育て支援事業計画上では、0歳児保育に係るニーズに対し、若干供給不足であるものの、その他の年代ではほぼ供給量は充足しています。ただし、今後園児数は減少していく見込みとなっており、将来的に適正な建物規模や施設配置の見直しを検討する必要があります。	やや少ない
	汎用性	設置基準に従い、ほふく室、保育室、遊戯室、幼児用トイレ等の機能を設けていますが、保育室、遊戯室等は他用途での利用も可能であると考えられます。	やや高い
分野横断的な考え方			
共働き世代の増加や地域のニーズへ対応し、富士市全体の子育て環境の向上を図るためには、幼稚園、子育て支援施設、小学校等、子どものための施設やサービスと連携した取組が必要になります。			



3) 再編内容

官民一体により保育と幼児教育を総合的に提供するために

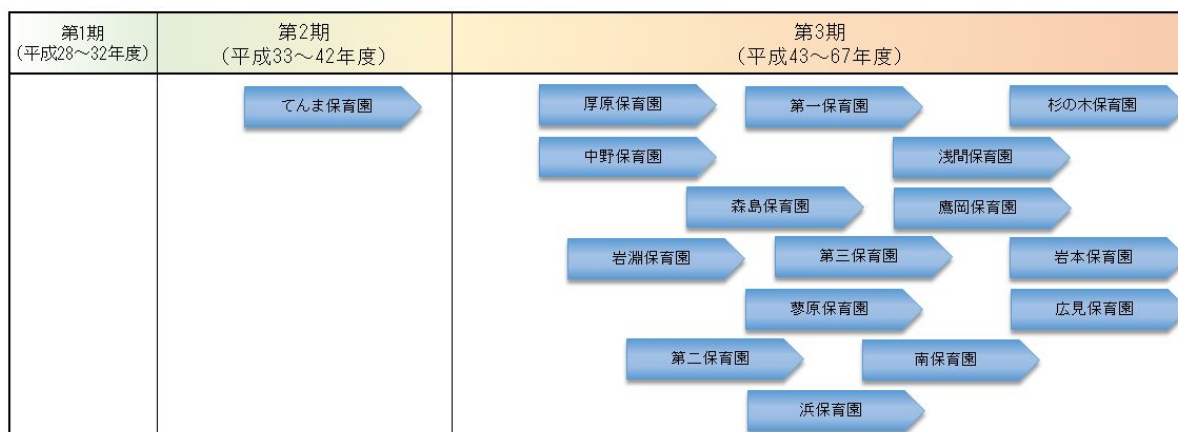
(1) 再編の手法

- ・拠点とすべき園や障害児保育の必要がある園等、市立保育園として継続すべき園については、近隣の市立幼稚園との複合化による幼保園化を進めます。
- ・幼保園化が困難な場合は、地域ニーズへの対応や子育て環境の向上が期待できる周辺施設と複合化を行います。
- ・複合化や単独施設として建替える場合は、園児数の動向や地域ニーズを踏まえて、適正な建物規模で整備します。
- ・将来的な園児数の動向に応じた適正な供給量や施設の配置バランスを検証しながら、民間移管について検討します。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約10%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・子どもの数の更なる減少を見据え、教育・保育環境の適正化を図りながら、定員や事業の見直しを含め、公私の役割分担を踏まえた公立の保育園、幼稚園、認定こども園のあり方について検討を行い、平成30年度までに個別計画を策定します。
- ・共働き世帯の増加等による一時的な需要増に対しては、当面は、地域型保育事業の拡充等による供給増により対応します。
- ・民間移管を行う場合には、保育サービスの低下を招かないことを前提に、在園児童のケアを図りながら進めていきます。

(3) 再編時期



地域型保育事業：地域における多様な保育ニーズに対応した、一定の質が確保されたサービスを提供するため、市が認可を行う保育事業のこと。
 家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業がある。

他自治体の取組事例

民間活用による保育環境の改善（神奈川県横浜市）

【再編内容】

横浜市では、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、民間活用による保育環境の改善等を図るため、市立保育所の民間移管を進めています。

平成 16 年度から市立保育所の民間移管を進め、平成 27 年度までの 11 年間に 40 園の移管が実施されています。

市立保育所の民間移管にあたっては、以下の条件が設定されており、従来の市営によるサービスから保育環境の向上が図られています。

■最低条件

- ・ 保育料は、市営による当初サービス提供時と同額とする
- ・ 障がい児保育を実施する

■新たに付加するサービス

- ・ 保育時間の延長
- ・ 土曜日の給食提供
- ・ 3 歳児以上への主食の提供（月曜から金曜）
- ・ 一時保育



園庭の様子



保育の様子

出典：横浜市ホームページ「横浜市の民間移管」

幼保一体型認定こども園の整備（東京都三鷹市）

【施設概要】

施設名称：三鷹市立ちどりこども園
 建物面積：610.41 m²（定員：58 名）
 開設年：平成 19 年 4 月



施設外観



世代間交流の様子



プール

【再編内容】

三鷹市では、景気低迷や減税の影響による厳しい財政状況の中、待機児童の解消を図るため、平成 13 年より公設民営による保育所の整備・運営を行っています。また、市立幼稚園 3 園の廃止が決定したことを受け、多様化する保育ニーズに対応するため、平成 19 年に幼保一体型認定こども園として、三鷹市立ちどりこども園を整備しました。

当園は、市立幼稚園のノウハウを継承しつつ、幼・保・小連携の取組に資する施設として開設されており、1～5 歳児までの一貫した保育と小学校教育を視野に入れた遊びを通じた幼児の教育活動が実施されています。

小学校が隣接するというメリットを活かして、異年齢保育による世代間交流、小学校への円滑な移行、保育相談、近隣幼児の園行事への招待、園庭開放、図書の貸し出し等の在宅子育て支援、預かり保育といった、民間事業者のノウハウを活用した保育サービスが実施されています。

出典：三鷹市ホームページ「三鷹を考える基礎用語事典」及び内閣府ホームページ「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム」資料

3.1.11. 幼稚園

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 5 月)		備考欄
				定員	園児数	
富士市立天間幼稚園	天間	1999	930	140	75	
富士市立昭和幼稚園	吉永	1988	1,294	210	87	
富士市立原田幼稚園	原田	1983	1,166	210	71	
富士市立元吉原幼稚園	元吉原	1985	898	140	6	借地あり
富士市立大淵幼稚園	大淵	1973	1,090	140	60	
富士市立南幼稚園	富士駅南	2004	932	140	48	
富士市立浜幼稚園	田子浦	1984	797	140	27	
富士市立田子浦幼稚園	田子浦	1986	1,429	210	114	
富士市立岩松幼稚園	岩松	1987	1,411	210	122	
富士市立富士川第一幼稚園	富士川	1964	-	210	48	富士川第一小学校内
富士市立富士川第二幼稚園	松野	1967	877	-	-	平成 27 年度末閉園

【備考】

・富士川第二幼稚は、松千代保育園と統合し、松野こども園になりました。(延床面積、利用状況は保育園施設に計上)

施設配置図



【備考】

・私立の幼稚園及び認定こども園は、平成 28 年 4 月時点の情報。

[幼稚園]

1) 施設の概況

- ・幼稚園は、学校教育法第 22 条の規定に基づき、幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。
- ・市内には、市立では幼稚園が 10 園、認定こども園の幼稚園部分が 1 園、私立では幼稚園が 9 園、認定こども園の幼稚園部分が 10 園あり、施設数は私立園の方が多い状況です。
- ・主に幼児教育を行うための教室や遊戯室等で構成されており、文部科学省の幼稚園設置基準に従った建物規模で建設しています。
- ・各地区の子どもの数や私立幼稚園の設置状況等により、施設毎に差がありますが、平均すると定員に対して園児数が 50%未済と供給過多になっており、保育園と比較すると利用率は非常に低くなっています。特に、園児数が定員の 7%程度と著しく低迷している施設もあります。
- ・総延床面積の 5 割以上が建築後 15 年以上 30 年未済となっており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。
- ・平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」により、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼稚園や保育所、認定こども園の設置、普及、改善等に関する様々な取組の支援が推進されています。
- ・平成 27 年 3 月に策定した「富士市子ども・子育て支援事業計画」において、保育園と同様に幼稚園の配置及び供給量は、市域を 6 圏域に分割し、検証を行っています。
- ・天間幼稚園は、大規模災害時には市指定の避難場所となります。

参考

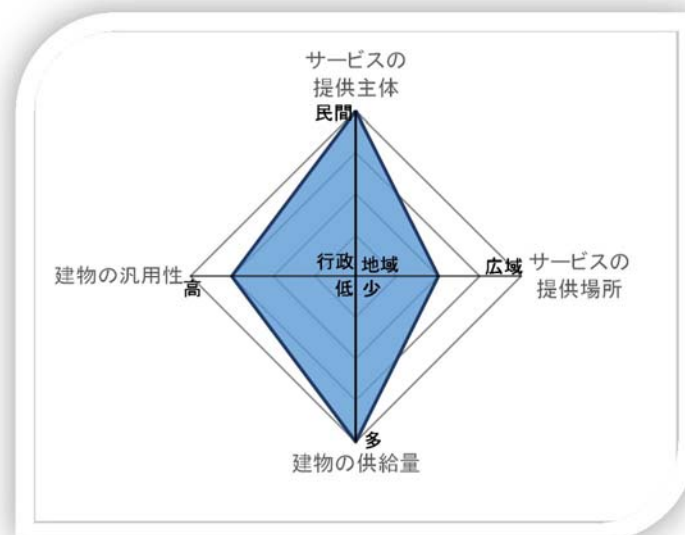
●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・今後の必要性について、「サービス、規模ともに現状維持すべき」が約 50%、「サービスを維持すれば規模を縮小してもよい」が約 15%と、サービスの維持を求める意見が多くありましたが、「今後の公共施設のあり方についてどう思うか」の間については、「人口や税収に見合った規模まで減らしていくべき」が約 56%でした。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	学校教育法の規定では、幼稚園の設置者は国、地方公共団体、学校法人とされていますが、私立幼稚園や認定こども園等の民間施設が多く存在していることから、積極的に民間活用を検討する必要があります。	民間主体
	提供場所	基本的には地域でのサービス提供が望ましいと考えられ、現在は民間施設を合わせると市内ほとんどの地区に配置されており、今後は需要を見ながら配置の適正化を検討していく必要があります。	やや地域的
建物の視点	供給量	入園率が著しく低下しており、私立幼稚園も定員割れしていることから、供給過多の状況にあるといえます。「富士市子ども・子育て支援事業計画」上でも供給量は過大と見込んでおり、今後、市として提供すべき適切な施設量を検討する必要があります。 少子化や、共働き世帯の増加による保育園へのニーズの移行により、ますます供給過多が進行する見込みです。 市立幼稚園を設置していない自治体も存在します。	多い
	汎用性	床面積の多くを占めている教室や遊戯室等は、他用途での利用も可能であると考えられます。	やや高い
分野横断的な考え方			
幼稚園は入園率が低下しているのに対し、共働き世代の増加に伴い、保育園のニーズが高まってきていることから、幼保一元化に向けた取組が必要になります。			



[幼稚園]

3) 再編内容

官民一体により保育と幼児教育を総合的に提供するために

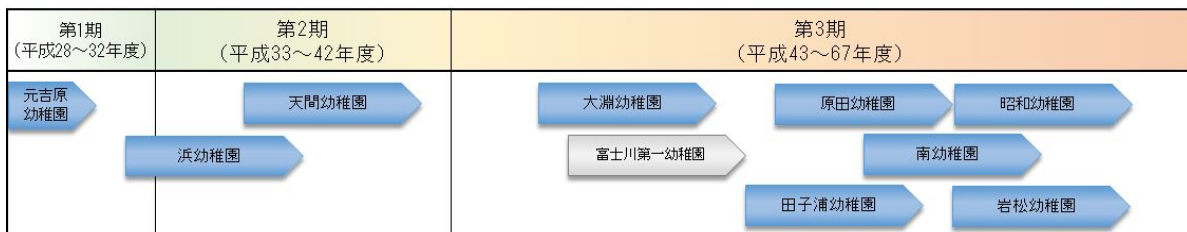
(1) 再編の手法

- ・ 将来の子どもの数の動向や、幼児教育に対するニーズの減少を考慮すると、市立幼稚園単独での運営は難しいことから、近隣の市立保育園と複合化し、幼保園化します。
- ・ 幼保園化において、民間事業者においても十分な幼児教育・保育サービスを提供できると判断された場合には、民間移管を進めます。
- ・ 周辺施設の設置状況等により幼保園化が困難な場合は、利用者や地域の状況を考慮した上で、施設の廃止や適正な建物規模への縮小又は他施設との複合化を行います。
- ・ 上記の再編手法により、今後 40 年間で約 57%の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・ 市立幼稚園の役割や廃止又は縮小の際の考え方等、保育園、認定こども園まで含めた今後のあり方について検討を行い、平成 30 年度までに個別計画を策定します。
- ・ 民間移管を行う場合には、サービスの低下を招かないことを前提に、在園児童のケアを図りながら進めていきます。

(3) 再編時期



自治体の取組事例

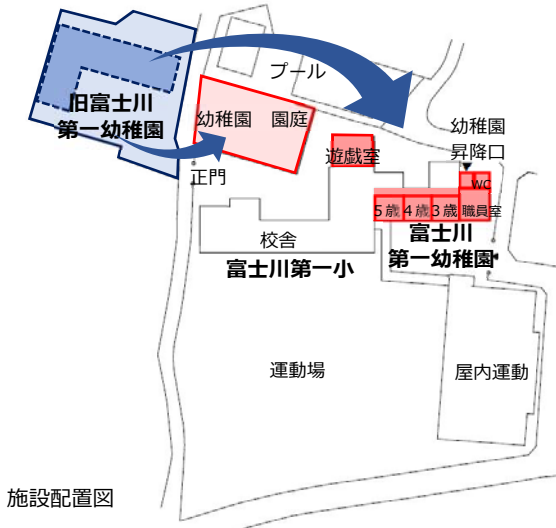
小学校の余裕教室へ幼稚園を移転（富士市）

【施設概要】

施設名称：富士川第一小学校・富士川第一幼稚園
 延床面積：富士川第一小学校 6,045 ㎡
 うち富士川第一幼稚園 560 ㎡(共用部分含む)
 移転年：平成 28 年 4 月



施設外観



【再編内容】

旧富士川第一幼稚園の園舎は、建築後 40 年以上経過し、老朽化が進行しているとともに、土砂災害危険区域に立地していたことから、児童数の減少により余裕教室のあった富士川第一小学校内に機能を移転し、幼・小併設施設として整備しました。

幼稚園の移転にあたっては、小学校と幼稚園の昇降口をわけることで、園児の保護者が直接幼稚園に出入りできるよう配慮しています。

また、園庭についても、小学校の運動場と校舎を挟んで分離することで、小学生と園児の安全性を確保しています。

幼保一体型認定こども園の整備（富士市）

【施設概要】

施設名：富士市立松野こども園
 延床面積：1,643.74 ㎡（定員：165 名）
 1 階 980.88 ㎡、2 階 662.86 ㎡
 開園：平成 28 年 4 月



施設外観

【再編内容】

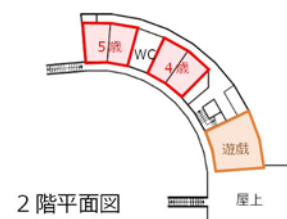
富士市立松野こども園は、第五次富士市総合計画及び合併基本計画に基づき、耐震不足の問題があった旧富士川第二幼稚園の建替えに合わせて整備されました。

建替えに合わせ、国の制度改正や認定こども園の普及等により幼保一体化施設の検討が進められ、旧富士川第二幼稚園と旧松千代保育園を統合した認定こども園として平成 28 年 4 月に開園しています。

建設地は富士川第二中学校屋内運動場の移転に伴い、その跡地に建設されており、定員 165 名が収容できる園舎と十分な広さの園庭や駐車場が確保されています。

園舎は、3 歳以下の乳幼児は 1 階、4～5 歳以上の幼児と遊戯室は 2 階に設けられ、安全性にも配慮しています。

当園は、3 学期制がとられ、主食を含めた完全給食の提供が行われています。



園児室



遊戯室

[子育て支援施設]

3.1.12. 子育て支援施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 4 月)		備考欄
				定員	利用者数	
よしわらっ子児童クラブ	吉原	1980	-	35	47	吉原小学校内
				35	43	
伝法児童クラブ	伝法	2007	245	32	49	
				45	53	
いまいずみ児童クラブ	今泉	2009	277	47	46	
				48	50	
青葉台児童クラブ A	青葉台	2005	112	41	56	
青葉台児童クラブ B	青葉台	2010	133	45	60	
広見こどもクラブ	広見	2016	379	63	67	
				63	68	
丘第 1 児童クラブ	丘	2001	113	36	45	借地あり
丘児童クラブ第二専用施設	丘	2013	298	48	55	
				48	55	
松風児童クラブ 1	鷹岡	2004	113	43	34	借地あり
松風児童クラブ 2	鷹岡	2014	149	50	48	
てんまっ子児童クラブ	天間	2008	128	42	50	
須津なかよしクラブ	須津	2004	112	45	37	借地あり
須津げんきクラブ	須津	1965	-	35	33	須津小学校内
須津スマイルクラブ	須津	2016	-	38	39	須津中学校内
浮島児童クラブ	浮島	1972	-	70	5	東小学校内
吉永第一児童クラブ	吉永	1975	-	56	57	吉永第一小学校内
はらだ児童クラブ	原田	2004	112	44	41	
元吉原児童クラブ	元吉原	1970	-	36	17	元吉原小学校内
大淵児童クラブ	大淵	1970	-	70	53	大淵第一小学校内
富士本児童クラブ	大淵	2012	79	24	16	
よしきた児童クラブ	吉永北	2008	107	40	35	
神戸児童クラブ	神戸	1985	-	35	40	神戸小学校内
富士見台児童クラブ	富士見台	1993	106	39	38	
富士かじま児童クラブ	富士駅北	2010	308	53	40	
				53	52	
富士かじま児童クラブ	富士駅北	2016	-	48	40	富士第一小学校内
富士北児童クラブ	富士北	2014	296	48	46	
				48	41	
小木の里子どもクラブ	富士駅南	2009	252	53	51	
				47	65	
ききょうの里子どもクラブ A	富士南	1998	140	106	70	
ききょうの里子どもクラブ	富士南	2011	298	48	60	
				48	50	

[子育て支援施設]

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 4 月)		備考欄
				定員	利用者数	
たごうら南児童クラブ	田子浦	2003	108	42	49	
たごうら北児童クラブ	田子浦	2010	146	49	56	
岩松かりがね学童クラブ	岩松	2013	291	47	38	
				47	36	
岩松北第 1 児童クラブ	岩松北	2003	112	88	71	借地あり
岩松北児童クラブ	岩松北	2012	300	50	50	
				50	50	
ふじかわスマイルクラブ	富士川	1989	-	77	43	富士川まちづくりセンター分館内
松野ハッピークラブ	松野	1968	-	38	39	富士川第二小学校内

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
富士市広見児童館	広見	1978	337	16,654	
子育て支援センタートライアングル	鷹岡	1985	-	6,790	浅間保育園内
				325	
富士市東部児童館	吉永	2013	407	20,151	富士市東部児童館内
子育て支援センタータンバリン				12,285	
				451	
子育て支援センターカスターネット	富士駅北	1988	-	26,818	富士市フィランセ内
ファミリーサポートセンター				753	
				1,689	
ぐるん・ぱ よねのみや	富士北	2003	246	32,109	
子育て支援センタールンルン	松野	2016	-	6,415	松野こども園内
				238	

【備考】

・子育て支援センターの利用者数は、上段：園庭開放利用者数、下段：育児相談者数を記載しています。

[子育て支援施設]

施設配置図



1) 施設の概況

【放課後児童クラブ】

- ・放課後児童クラブは、放課後帰宅しても保護者のいない児童を対象に育成指導を行うことを目的として、市内の小学校内及び小学校周辺に 36 箇所設置されており、すべて地域の運営委員会によって運営されています。
- ・主に児童が活動するスペースと事務室で構成されています。
- ・近年の共働き世代の増加に伴い、平成 27 年 4 月に施行された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき児童福祉法が改正され、対象児童が小学校 6 年生まで拡大されたため、一時的にニーズが増加しています。しかし、少子化の影響により、長期的な視点ではニーズは縮小していく見込みです。
- ・子育て支援施策の需要増加により、施設数は近年増加しており、総延床面積の 8 割以上が建築後 15 年未満と比較的新しい施設となっていますが、施設数が増えている状況から、施設管理コストは年々増加する傾向にあります。

【児童館・子育て支援センター・ファミリーサポートセンター】

- ・児童館は、地域において児童に健全な遊びを通して、健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、市内に 3 箇所設置しています。
- ・子育て支援センターは、育児不安等についての相談指導や子どもの遊び場の提供等、子育て家庭に対する育児支援を行っており、公立施設が 4 箇所、民間施設が 10 箇所設置されています。
- ・ファミリーサポートセンターは、子どもの世話について一時的な援助を受けたい依頼会員に対して、援助を行う提供会員の仲立ちを行う施設であり、市内に 1 箇所設置しています。
- ・児童館、子育て支援センターは、主に児童の遊び場、子育て交流スペース、相談窓口等の事務室で構成されています。
- ・全般に少子化の影響により、長期的な視点ではニーズは縮小していく見込みです。

参考

●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・児童館の利用について、子育て世代である 20 代～30 代でも「一度も利用していない」という回答が約 80%でした。その理由としては、「利用する必要がない」という回答が約 70%でした。

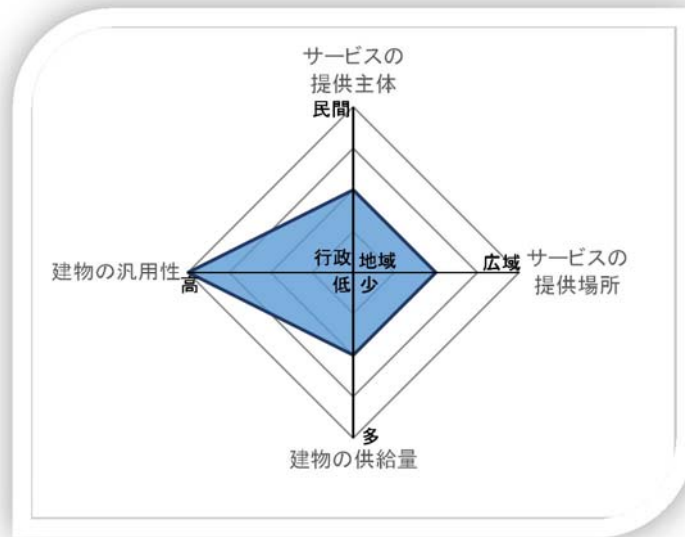
□平成 27 年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「小学校の余裕教室やまちづくりセンターへ複合化して、利便性を向上し子育てを支援する」がありました。

[子育て支援施設]

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	本市の放課後児童クラブは各地域の運営委員会により運営しており、児童館は直営で運営していますが、いずれも収益面で独立採算は困難です。また、児童福祉法の規定により、市は放課後児童健全育成事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないとされていることから、継続的に行政が関与する必要があります。子育て支援センターは、現状でも民間事業者で提供しており、民間移管が可能な分野であるといえます。ファミリーサポートセンターは、現在は直営により運営していますが、ノウハウがあれば民間事業者でも提供可能なサービスです。	行政主体 (一部民間)
	提供場所	放課後児童クラブは、共働き世帯の児童に対し、放課後の居場所を提供するため、学校単位で設置されており、各地域でサービスを提供していくことが望ましいと考えられます。児童館は、計画上、市内4箇所に設置することとしています。子育て支援センターは、民間保育園の協力を得て、市内各地域でサービスを提供しており、当面は現状の提供体制を継続していくことが望ましいと考えられます。ファミリーサポートセンターは、市域全体での利用が可能です。	やや地域的
建物の視点	供給量	児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象児童が6年生まで拡大されましたが、利用者数は定員内に納まっており、ニーズに合う供給量は確保されているといえます。将来的には児童数の減少に合わせて供給量を見直していく必要があります。その他子育て支援施設は、子育て世代への支援や児童の健全育成といった政策的な面から整備してきましたが、児童数の減少に合わせて供給量を検証していく必要があります。	やや少ない
	汎用性	子育て支援施設については、児童が活動するスペースや事務所機能が確保されていれば、特に専用の機能を要しないため、汎用性が高い建物（空間）となっており、他施設との複合化や多機能化を検討していく必要があります。	高い
分野横断的な考え方			
平成 27 年 3 月に策定した「富士市子ども・子育て支援事業計画」において、利用者の増加に対応するため、放課後児童クラブの施設整備等、放課後児童健全育成事業の機能強化を検討することとしており、今後の施設整備については、特に高学年の利用者の増加や夏休み等、長期休暇のみの利用に対応するため、小学校や中学校の余裕教室等の既存公共施設を利用することで提供体制の確保に努めることとしています。			



3) 再編内容

親も子も安心して過ごせる居場所づくりのために

(1) 再編の手法

- ・ 放課後児童クラブや児童館は、各地区のニーズや立地条件、周辺施設の状況等の諸条件を踏まえ、原則として単独施設としての建替えは行わず、小学校等、他施設と複合化します。
- ・ 上記の再編手法により、今後 40 年間で約 16%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・ 放課後児童クラブの一時的な需要の増加については、将来的な児童数の減少を見据え、専用の施設に頼らず、学校の余裕教室等、他施設の活用により対応します。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)	
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">富士本児童クラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">須津げんきクラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">浮島児童クラブ</div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">吉永第一児童クラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">元吉原児童クラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">大瀬児童クラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">長野ハッピークラブ</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">広見児童館</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">富士川スマイルクラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">よしわらっ子児童クラブ</div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">神戸児童クラブ</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">富士見台児童クラブ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">子育て支援センター トライアングル</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">子育て支援センター カスタネット</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">ファミリーサポートセンター</div> </div>

自治体の取組事例

小学校の余裕教室を放課後児童クラブへ転用（富士市）

【施設概要】

施設名称：よしわらっ子児童クラブ
 延床面積：127.5㎡
 竣工年：昭和55年（校舎棟）
 開設年：平成12年度



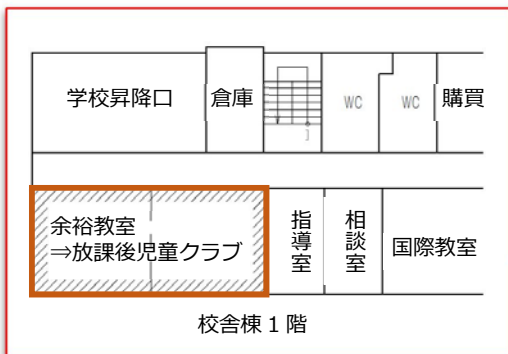
よしわらっ子児童クラブ外観

【再編内容】

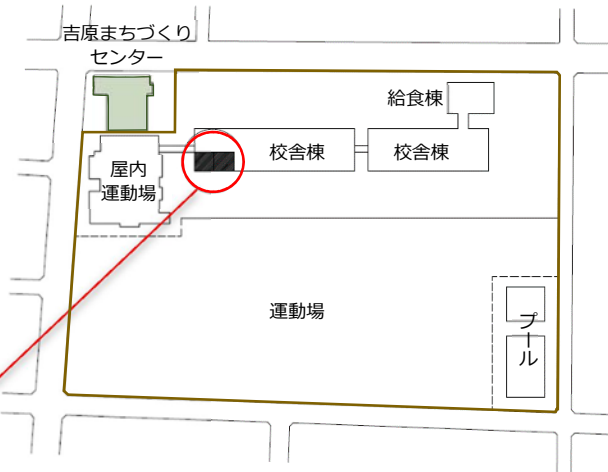
よしわらっ子児童クラブは、平成12年に吉原小学校の余裕教室を放課後児童クラブとして転用し開設しました。利用児童数の増加に合わせて、平成28年には活動室として使用されていた余裕教室を転用し、クラブ室を拡張します。

児童クラブの入口を廊下側ではなくグラウンド側に設置することで、児童や保護者等が外部から直接、放課後児童クラブに入出入りできるよう配慮されています。

なお、同様の取組は、富士市内の10校の小中学校で実施されています。



校舎棟1階



吉原小学校配置図

3.1.13. 高齢者福祉施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
社会福祉センター広見荘	広見	1972	1,301	42,980	指定管理
社会福祉センター鷹岡市民プラザ	鷹岡	1990	2,147	41,481	〃
社会福祉センター東部市民プラザ	吉永	1988	1,585	36,298	〃
ほほえみの家				2,824	平成 27 年度末で廃止
滝川福祉センター	原田	1975	575	10,572	運営委員会に委託
元町福祉センター	富士駅北	1973	250	13,451	〃
ふれあいの家	富士駅北	1991	114	1,672	社会福祉法人に運営を委託
社会福祉センター田子浦荘	田子浦	1980	989	36,212	指定管理
富士川地域福祉センター	富士川	1992	1,678	4,592	平成 28 年度民間移管

【備考】

- ・ 鷹岡市民プラザの面積には、富士文庫の面積を含んでいます。
- ・ ほほえみの家、ふれあいをの家の利用者数は平成 26 年度実績。

施設配置図



[高齢者福祉施設]

1) 施設の概況

- ・高齢者福祉施設には、高齢者の介護（通所）を目的としたデイサービスセンターや地域福祉の向上を図るための社会福祉センター等があり、市内に7箇所配置しています。
- ・高齢者福祉施設は、高齢者の健康増進やレクリエーションを行うための和室、広間、会議室等で構成されており、他施設と機能が重複しています。なお、施設の一部には、入浴や娯楽のための設備等が備わっています。
- ・いくつかの高齢者福祉施設は、福祉避難所に位置づけられており、一般の避難所での避難生活が困難な方を受け入れるための役割を有しています。
- ・各施設の利用者数は、施設によって差がありますが、高齢者人口が増加している割にはあまり多くありません。
- ・総延床面積のおよそ6割が建築後15年以上30年未満、3割以上が建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えることが予想されます。

参考

●市民意向

□平成26年度「第43回世論調査」

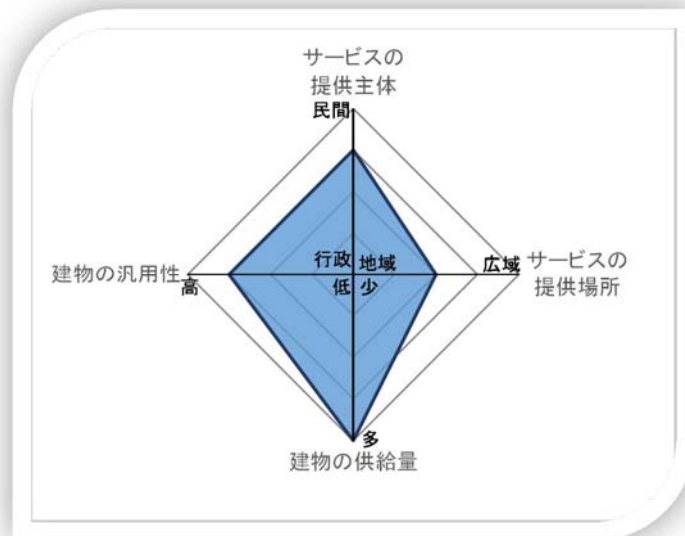
- ・過去1年間の施設の利用状況について、「一度も利用していない」という回答が、主な利用者層である60代で約84%、70代で65%という結果でした。そのうち利用しなかった理由については、「利用する必要がない」という回答が60代では約70%、70代では約62%であり、市民のニーズはかなり低いことがうかがえます。

□平成27年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「サービスを移動し、多世代交流を図る」がありました。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	社会福祉センターが行う健康増進、レクリエーション等のサービスは、他の公共施設や民間施設で広く提供されていることから、行政が継続してサービス提供を行う必要性は低いと考えられます。将来のニーズに応じて継続してサービス向上を提供していくため、民間移管や地域移譲を含めて積極的に民間活用を検討していくことが望ましいと考えられます。	民間主体 (一部行政)
	提供場所	一部には、下水処理施設の設置に対する地域への条件施設として設置されたものもありますが、特に利用者を限定していません。ただし、実際の利用者は、地域の高齢者の割合が多くなっています。	やや地域的
建物の視点	供給量	一定の利用者はいますが、高齢者の増加傾向や建物規模から考慮すると、利用者は少ないと考えられます。そのため、施設のあり方を見直し、必要な機能に見合った適切な建物規模を検討していく必要があります。	多い
	汎用性	浴場等の専門的な機能もありますが、主には和室、広間、会議室等で構成されており、汎用性が高いと考えられます。	やや高い
分野横断的な考え方			
<p>社会福祉センターは、地域福祉の向上を図るための施設ですが、特に利用者を限定せず、多目的に使用できる会議室や和室等を有しており、地域活動や生涯学習のため、各地区に配置されているまちづくりセンター等と機能が重複しています。そのため、これらの周辺施設も含めて、利用状況を踏まえつつ、高齢者福祉施設のあり方を見直していくことも必要になります。</p>			



[高齢者福祉施設]

3) 再編内容

官民協働による高齢者の生きがいづくりのために

(1) 再編の手法

- ・施設の利用者は多くありませんが、一定の利用者は存在することから、可能であれば民間移管を検討し、それが困難な場合は施設の廃止を検討します。
- ・一部の条件施設については、必要な機能を精査した上で、提供しているサービス内容や利用者が類似している近隣のまちづくりセンターへ複合化します。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約56%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・施設を廃止する場合には、必要なサービスは他の公共施設で提供している類似サービス等により継続されるよう配慮します。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)
滝川福祉センター 元町福祉センター	ふれあいの家	東部市民プラザ 鷹岡市民プラザ
広見荘		田子浦荘

3.1.14. 障害者福祉施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用状況 (平成 28 年 4 月)		備考欄
				定員	利用者数	
吉原つくし	吉原	1989	113	8	8	民間事業者により運営
みはら園	広見	1991	1,721	60	56	こども療育センター内
療育相談室				724		
富士市重度障害者生活訓練 ホームひかりの丘	丘	1992	257	20	23	平成 28 年度民間移管
富士市立そびな寮	大淵	1974	654	20	19	指定管理
富士市立あおぞら第 1 寮	大淵	2004	157	5	5	〃
富士市立あおぞら第 2 寮	大淵	2004	157	5	5	〃
富士市立くすの木学園	大淵	2005	2,757	50	38	
富士市立ふじやま学園	大淵	2005	1,437	50	36	

【備考】

- ・療育相談室の利用者数は平成 27 年度相談・指導対象児童数。
- ・ひかりの丘の利用者数は平成 28 年 3 月現在の実績。

施設配置図



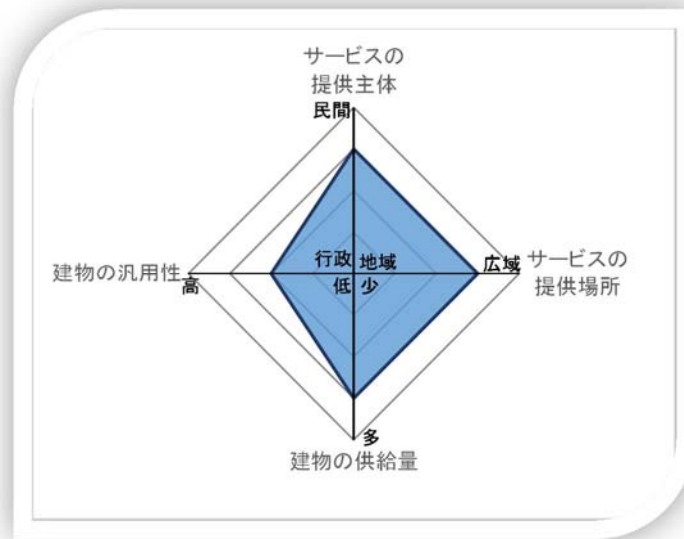
[障害者福祉施設]

1) 施設の概況

- ・くすの木学園、吉原つくしは、通所により就労支援等を行う施設です。
- ・ふじやま学園は、主に入所により 18 歳未満の知的障害を持つ児童に対して自立自活に必要な知識や技術を身につけ、社会適応できるよう支援していくための施設です。
- ・こども療育センターを構成するみはら園、療育相談室は、心身障害の早期発見と早期療育を目的とした通所、相談施設です。
- ・そびな寮、あおぞら寮は、障害者に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長するための生活訓練施設です。
- ・障害者福祉施設は、主に学習室、作業室、会議室、居住スペース等で構成されており、各種支援内容に必要な専門的な設備が備わっています。
- ・すべての施設で定員とほぼ同じ人数が入所（通所）しており、利用率は高い状態になっています。なお、ふじやま学園にあっては、同等の機能を有する施設が少ないこともあり、市外からの入所児童も受け入れています。
- ・総延床面積のおよそ 6 割が建築後 15 年未満と比較的新しい施設となっていますが、そびな寮は建築後 40 年以上が経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増加することが予想されます。
- ・指定管理や民間事業者による運営を行っている施設もありますが、事業形態的に収益性が低く、単独での経営が困難な施設があります。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	生活訓練、就労支援等の分野については、社会福祉法人等による民間市場も充実してきており、民間主体による提供も十分可能な分野であると考えられます。 ただし、心身障害の早期発見や早期療育のための相談事業や発達支援は、保育や教育との連携の確保のため、行政で行う必要があります。	民間主体 (一部行政)
	提供場所	地域に限らず市内外からの利用を想定しており、専門性や利便性、交通手段が確保できれば、サービスの提供場所は地域に限定されません。	やや広域的
建物の視点	供給量	利用状況は全般的に高い傾向にありますが、全国的に民間施設も充実してきていることから、供給量は充足していると考えられます。	やや多い
	汎用性	一部共用スペースもありますが、支援内容に応じて、専門的な設備や居室等が必要であり、また、利用者の安全や業務の特殊性等に配慮する必要があることから、汎用性はやや低いと考えられます。	やや低い



3) 再編内容

官民協働による障害者の社会参加を進めるために

(1) 再編の手法

- ・民間事業者において十分なサービスを提供できると判断された施設については、利用者へのサービス向上と安心した福祉サービスが提供される事を前提に、民間移管を行います。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約77%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・民間移管を行う場合には、事業採算性等の観点から、複数施設を包括的に移管したり、収益性の高いサービスを付随した提案を求める等、民間市場の状況を考慮した上で検討を行います。
- ・既存の施設利用者へ安心した福祉サービスを継続するために、民間移管する際には十分な移行期間を設定します。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)
<ul style="list-style-type: none"> そびな寮 あおぞら第1寮 あおぞら第2寮 くすの木学園 ふじやま学園 	<ul style="list-style-type: none"> 吉原つくし 	

他自治体の取組事例

障害者福祉施設の民営化（群馬県渋川市）

【施設概要】

施設名称：心身障害児通園施設ひまわり園
みかげデイサービスセンター
赤城デイサービスセンター

延床面積：心身障害児通園施設ひまわり園 485 ㎡
みかげデイサービスセンター 626 ㎡
赤城デイサービスセンター 832 ㎡

移譲年：平成 28 年 4 月（心身障害児通園施設）



心身障害児通園施設ひまわり園外観

【再編内容】

渋川市では、民間市場の充実により行政関与の必要性が希薄となっていた心身障害児通園施設（1 施設）、デイサービスセンター（2 施設）を民営化するため、移譲法人及び貸付法人を公募し、心身障害児通園施設について平成 28 年 4 月から民間事業者への移譲が決定しました。

民間事業者の選定においては、民営化後の安定的な事業運営が見込まれるとともに、サービスの拡大及び充実による地域社会の発展並びにサービスの効率化及び質の向上が図られ、障害福祉の増進に寄与することが期待できるといったことが評価されています。

なお、デイサービスセンターについては、引き続き民営化による有効活用を検討しています。

出典：渋川市ホームページ「社会福祉施設民営化」及び「渋川市公共施設等総合管理計画」

3.1.15. 観光・産業施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
富士市勤労者総合福祉センター	吉原	1990	5,351	153,478	指定管理
富士市産業支援センター	吉原	1993	-	4,205	中央図書館分館内
富士市産業交流展示場	富士駅南	2007	5,743	244,699	指定管理
富士市新富士駅都市施設	田子浦	1988	1,578	136,780	〃
富士市道の駅富士川楽座	富士川	2000	8,815	3,445,423	指定管理、借地あり
富士市道の駅富士	富士南	1993	351	-	平成 28 年度 市に移管

【備考】

・富士市産業支援センターの利用者数は、来場相談件数。

施設配置図



[観光・産業施設]

1) 施設の概況

【勤労者総合福祉センター】

- ・勤労者総合福祉センターは、勤労者の文化の向上と福祉の増進を図るための施設です。
- ・主に会議室、研修室、多目的ホール等で構成され、勤労者の福利厚生のための講座やスポーツ教室を行っています。対象者が異なるものの、類似のサービスは他施設でも実施されています。また、ホール等の機能も他施設と重複しています。
- ・建築後 20 年以上経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。また、建築関連法規の改正への対応も必要となります。

【産業支援センター】

- ・産業支援センターは、企業に対し、産業の垣根を超えて製品開発やマーケティング等の相談をはじめ、総合的なサポートを行う施設として、平成 20 年 8 月に中央図書館分館内に開設しました。
- ・年間約 4,000 件の相談を受け付けており、中小企業の支援に係るロールモデルとして注目されています。

【産業交流展示場】

- ・産業交流展示場は、市内の産業に関する情報、技術等の交流を促進し、地場産業を振興するための施設であり、主に会議室、展示ホール等で構成されています。
- ・周辺自治体が設置した類似施設と競合しており、施設運営面で課題があります。

【新富士駅都市施設】

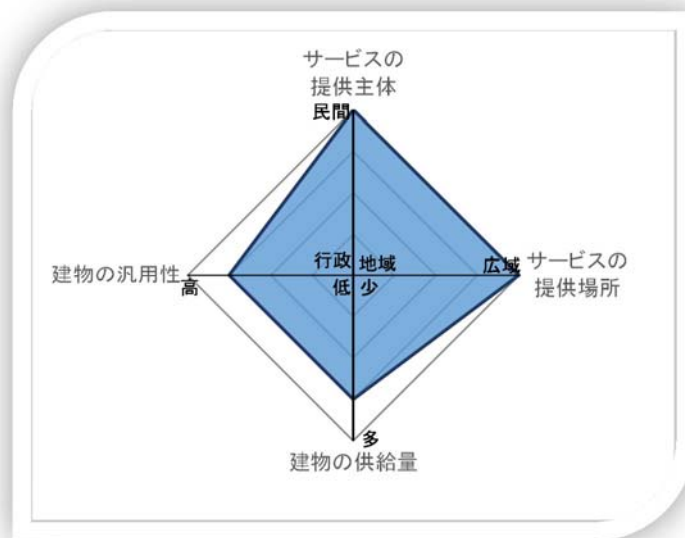
- ・新富士駅都市施設は、商工業や観光の振興のため、新幹線新富士駅構内に設置されている施設であり、会議室、展示・飲食スペース等で構成されています。
- ・建築後 20 年以上経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。

【道の駅富士川楽座】

- ・道の駅富士川楽座は、道の駅として道路利用者に休憩の場を提供するとともに、特産品の販売、地域情報の発信及び周辺地域との交流促進のための施設です。
- ・物産販売コーナー、会議室、飲食スペース等で構成されているほか、プラネタリウムや科学館等の専用機能も有しています。
- ・新東名高速道路の開通により利用者が減少しましたが、現状でも年間 300 万人を超える利用者がおり、賑わいを見せています。
- ・建築後 15 年以上経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	観光・産業施設は、ほぼすべての施設に指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理、運営を行っていますが、民間事業者の裁量を拡大することで、今後一層のサービス向上や収益性の向上が見込まれるものもあり、積極的に民間活用を検討する必要があります。	民間主体
	提供場所	各施設とも市域全体で利用しており、市外からの利用者も受け入れています。	広域的
建物の視点	供給量	勤労者総合福祉センター、新富士駅都市施設の稼働率はそれほど高くない状況であるといえます。特に、勤労者総合福祉センターは、他施設と機能が類似しており、供給量が多いと考えられ、今後は施設のあり方を見直し、適切な建物規模を検討していく必要があります。	やや多い
	汎用性	観客席を設置したホール等、一部に専用機能もありますが、主には物産販売、会議室、研修室等のスペースで構成されており、様々な用途で活用できる汎用性が高い空間であると考えられます。	やや高い



参考

●市民意向

□平成 26 年度「第 43 回世論調査」

- ・勤労者総合福祉センター、産業交流展示場、富士川楽座について、今後の必要性に係る回答は、「サービス、規模ともに現状維持すべき」が平均して 40%弱だったのに対し、利用状況に係る回答は、過去 1 年間に「一度も利用しなかった」が平均して 80%強とニーズと利用状況に大きな乖離があります。

3) 再編内容

民間活力を最大限活用したにぎわいと魅力の創出のために

(1) 再編の手法

- ・施設の機能を十分に発揮し、一層のサービス向上を図るため、積極的に民間活用を進めていきます。
- ・民間活用が見込めないものについては、必要な機能を精査した上で、他施設との複合化や機能統合を行います。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で市有財産として保有しない形でのサービス提供を目指します。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・民間活用を進める際には、民間移管、PFIの導入、指定管理者制度の見直しの順に検討を行っていきます。なお、検討においては、指定管理者や民間事業者等に十分意見を聴きながら進めていく必要があります。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)
富士川楽座		勤労者総合福祉センター
新富士駅都市施設		産業交流展示場

他自治体の取組事例

観光施設の民営化（法人化）（北海道ニセコ町）

【施設概要】

施設名称：道の駅ニセコビュープラザ
 （他、JRニセコ駅、コミュニティFM放送局舎）
 延床面積：665㎡（道の駅部分）
 設立年：平成15年9月

【再編内容】

ニセコ町の観光協会の事務局は、民営化を実施しても事業と財源の大半が行政依存の継続であり、観光事業者の収益に直結した事業を行うことができませんでした。また、自治体としても自主財源の確保につながる収益事業の展開にも限界があり、近隣町村との連携が難しく事業を町内でしか展開できない現状となっていました。

そのため、ニセコ町では、平成11年より事務局の民営化に向けた調査や会員・一般町民向けの説明会等を実施し、ニセコ町とニセコ町民が50%ずつ出資した株式会社を設立（平成15年9月）することで、観光事業を法人化しています。

法人化された株式会社ニセコリゾート観光協会では、町民の海外旅行や国内旅行、町外からの来訪者への地元旅行案内、特産品等の販売に加え、道の駅の管理運営、JRニセコ駅の発券業務等が行われています。



道の駅 ニセコビュープラザ



JRニセコ駅



コミュニティFM放送局舎

出典：株式会社ニセコリゾート観光協会ホームページ及び

観光庁観光地域振興部観光地域振興課「観光を活かしたまちづくりを推進する体制づくり」

3.1.16. 保健施設、医療施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積(m ²)	利用者数 (平成 27 年度)	備考欄
富士市保健センター	富士駅北	1988	8,776	146,051	借地あり 富士市フィナン
富士市救急医療センター	吉原	1988	887	31,682	指定管理

【備考】

- ・富士市保健センターの延床面積及び利用者数は、富士市フィランセの面積と利用者数であり、その内訳は、東館：80,535人、西館：58,820人、健康増進ホール：6,696人。

施設配置図



1) 施設の概況

【保健センター】

- ・保健センターは、健康相談、保健指導、健康診査等の地域保健に関する事業を行うために設置しています。
- ・保健事業や福祉事業を行う複合施設である「富士市フィランセ」を構成する施設の一つであり、主に事務室や相談室等があります。
- ・保健センターは保健事業を通じて、広く市民に利用されていますが、フィランセ全体では、会議室等、貸室部分の利用状況が低くなっています。
- ・フィランセの敷地のうち、主に福祉事業を行う東館部分とその北側駐車場が借地であり、借地料が財政的に大きな負担となっています。
- ・総延床面積のおよそ5割が建築後20年以上経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。

【救急医療センター】

- ・救急医療センターは、診療所等の医療機関が開いていない休日、夜間等における急病者に対し、応急的な治療を行うことを目的に設置されている医療機関です。
- ・年間を通じて応急的な治療を必要とする患者が受診に来ています。
- ・建築後20年以上経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。

参考

●市民意向

□平成26年度「第43回世論調査」

- ・今後の必要性について、「サービス、規模ともに現状維持すべき」が約35%、「サービスを維持すれば規模を縮小してもよい」が約20%であり、特にサービスの維持が重要となります。

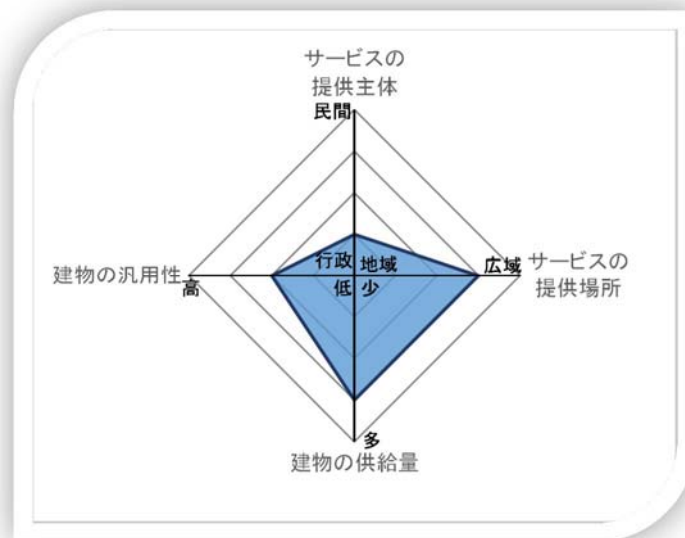
□平成27年度「富士市公共施設マネジメント 市民ワークショップ」

- ・再編の意見として、「重複する一般的なサービスは機能統合して効率化を図る」がありました。

[保健施設、医療施設]

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	保健センターは、市民の健康の保持及び増進等を図るため、継続的に行政が直営でサービスを提供していくことが望ましいと考えられます。 救急医療センターは、休日、夜間等における急病者に対し応急の医療を行うため、民間事業者によるサービス提供が少ないことから、継続的に行政が直営でサービスを提供していくことが望ましいと考えられます。	行政主体
	提供場所	市全域から広く市民が利用するサービスであることから、サービスの提供場所は地域に限定されないため、利便性や交通アクセス性が確保された場所に配置することが望ましいと考えられます。	やや広域的
建物の視点	供給量	保健センター単体で見ると健診等に必要な機能を適切に提供していると考えられます。ただし、複合施設として富士市フィランセ全体でみると、貸館機能等は他施設と機能が一部重複しており稼働率も低くなっていることから、供給量は多いと考えられるため、有効活用や適正な建物規模への見直しを検討する必要があります。 救急医療センターは、年間を通じて一定の患者がおり、感染症が流行する時期には繁忙期となります。	やや多い
	汎用性	富士市フィランセとして建物全体で捉えると、会議室、研修室、多目的ホール等については、様々な用途で活用できる汎用性が高い空間が多いといえます。 救急医療センターは、患者の待合や会議室等の汎用性の高い空間もありますが、専門的な医療設備が必要であり施設全体の汎用性は低いと考えられます。	やや低い



3) 再編内容

市民の健康づくりを支えるために

(1) 再編の手法

- ・保健センターを包含するフィランセは、構成する各施設の必要な機能を十分精査し、利用状況を踏まえた上で、適正な建物規模で整備します。
- ・救急医療センターは、提供しているサービスの専門性や市民の利便性を考慮し、適切な施設と複合化します。
- ・上記の再編手法により、今後40年間で約50%の延床面積の削減を見込みます。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・フィランセ（東館）は、借地料が大きな負担となっていることから、維持管理コストの削減のため、早期に再編に着手することが必要となります。

(3) 再編時期



3.1.17. その他施設

施設一覧

施設名	地区	建設年	延床面積 (㎡)	備考欄
富士市斎場	丘	1986	2,545	
富士市森林墓園	吉永北	2001	254	
富士市八代町防災倉庫	吉原	2016	496	
富士市五貫島防災倉庫	富士南	2008	325	
富士市富士川学校給食センター	富士川	1998	913	

施設配置図



1) 施設の概況

【斎場・墓園】

- ・ 斎場と墓園は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定により、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等を支障なく行うために設置しています。
- ・ 斎場は、年間を通して利用状況に変動がありますが、高齢者の増加に伴い需要が増加しています。
- ・ 斎場は、建築後 30 年以上が経過しており、全体的に老朽化が進んでいることから、今後、大規模改修や更新のコストが増えることが予想されます。
- ・ 墓園は、平成 19 年度に第 3 期工事が完了し、全面供用しています。

【防災施設】

- ・ 防災施設（防災倉庫）は、発災時の応急対策に必要な資機材を備蓄するために設置しています。
- ・ 各地区まちづくりセンター、学校等の施設にも防災倉庫が設置されており、同様の資機材を備蓄しています。

【富士川学校給食センター】

- ・ 富士川学校給食センターは、富士川地区への学校給食の調理及び運搬を行うことを目的として設置しています。
- ・ 建築後 15 年以上が経過しており、部分的に老朽化が進んでいることから、今後、設備機器を中心とした更新・修繕のコストが増えることが予想されます。

2) 施設の評価

評価項目		現状と課題
サービスの視点	提供主体	斎場は、設置にあたり県知事の許可や都市計画決定が必要であることから、民間事業者による設置、運営は困難であり、継続的に行政が関与していく必要があります。墓園、給食センターは、民間事業者による運営事例もありますが、設置の経緯を踏まえ、行政が関与していくことが望ましいと考えられます。
	提供場所	斎場、墓園は、市全域から広く市民が利用するサービスであり、サービスの提供場所は地域に限定されないため、利便性や交通アクセス性を確保した配置が必要となります。
建物の視点	供給量	斎場は、高齢者の増加に伴い需要が増加しており、供給量は不足傾向にあると考えられることから、適切な維持更新を行っていく必要があります。墓園の管理棟は、墓参り客が頻繁に利用するわけではないこと、給食センターは、児童数の減少により提供食数が減少してきていることから、需要に対して供給量が多い傾向にあると考えられ、今後、必要に応じて適正な建物規模へ見直していくことが望ましいと考えられます。
	汎用性	斎場、給食センターは専門性が高い機能を有していることや、墓園は立地条件から他用途での利用は困難であることから、いずれも汎用性は低いと考えられます。

3) 再編内容

(1) 再編の手法

- ・斎場は、高齢化率の上昇が予想されていますが、建替えを考慮する時期には高齢者人口も減少に転じる可能性もあることから、今後の需要を勘案しながら周辺自治体との施設の共用も考慮しつつ、適切な規模への更新を行います。

(2) 再編にあたってのポイント

- ・周辺自治体との広域連携についても検討を行う必要があり、その場合には、共同での施設整備、管理、運営等の具体的な方法について他自治体と協議を行う場を設けていきます。

(3) 再編時期

第1期 (平成28～32年度)	第2期 (平成33～42年度)	第3期 (平成43～67年度)
		富士市斎場

他自治体の取組事例

民間活用（PFI方式）による火葬場の施設整備・管理運営（大阪府泉佐野市）

【施設概要】

施設名称：泉佐野市火葬場
 延床面積：1,088.27㎡
 炉数等：火葬炉4基、補助炉1基
 開設年月：平成24年4月

【再編内容】

泉佐野市では、既設火葬場の老朽化に伴い、PFI手法を導入して新たな火葬場の整備運営事業を実施しました。

本施設は、民間事業者からの提案により、周辺からの視線の配慮、コンパクトで分かりやすい施設構成、トップライトによる採光・温度差換気等、自然の力を活かした省エネ対策等の工夫がされています。

また、運営面においても、泉佐野市の火葬需要のピーク及び緊急対応に配慮した運営計画が立案され、適切な日常・定期点検、予防修繕の実施や、自動燃焼制御システムの導入等による燃料使用量の削減等の工夫がされています。



正面玄関



エントランスホール



別れのホール



待合室

出典：泉佐野市ホームページ「火葬場 PFI 事業」

3.2. 再編後の施設延床面積見込み

再編シミュレーションの結果に基づく施設用途別の延床面積は、次の表に示すとおりで、当面の目標である20%の削減は、用途毎に示した手法により再編を進めていくことで達成可能であると考えられます。

ただし、シミュレーションは、将来の人口推計に応じて建物規模を見直したり、近隣する施設の機能を集約化する等の手法により、延床面積20%削減の可能性を検証したものですので、実際の再編時には、改めて様々な観点から再編手法を検証し、提供するサービス水準の維持向上に努めていきます。

施設用途	再編方針策定時 延床面積 (㎡)	再編後 延床面積 (㎡)	削減面積 (㎡)	削減見込み (%)
小学校	195,096	162,238	△ 32,858	△ 17
中学校	138,052	111,912	△ 26,140	△ 19
高等学校・専門学校	22,150	19,138	△ 3,012	△ 14
体育施設	24,853	17,335	△ 7,518	△ 30
社会教育施設	20,605	19,453	△ 1,152	△ 6
まちづくり施設	24,176	21,019	△ 3,157	△ 13
文化施設、市民交流施設	31,568	28,667	△ 2,901	△ 9
庁舎・事務所	30,996	33,461	2,465	8
消防施設	7,706	7,696	△ 10	0
保育園	14,072	12,625	△ 1,447	△ 10
幼稚園	11,457	4,963	△ 6,494	△ 57
子育て支援施設	6,464	5,448	△ 1,016	△ 16
高齢者福祉施設	8,639	3,776	△ 4,863	△ 56
障害福祉施設	7,423	1,721	△ 5,702	△ 77
観光・産業施設	21,487	0	△ 21,487	△ 100
保健施設、医療施設	9,663	4,799	△ 4,864	△ 50
その他施設	4,652	4,533	△ 119	△ 3
合計	579,059	458,784	△ 120,275	△ 21

第4章 進行管理

4. 進行管理

4.1. 取組の全体像

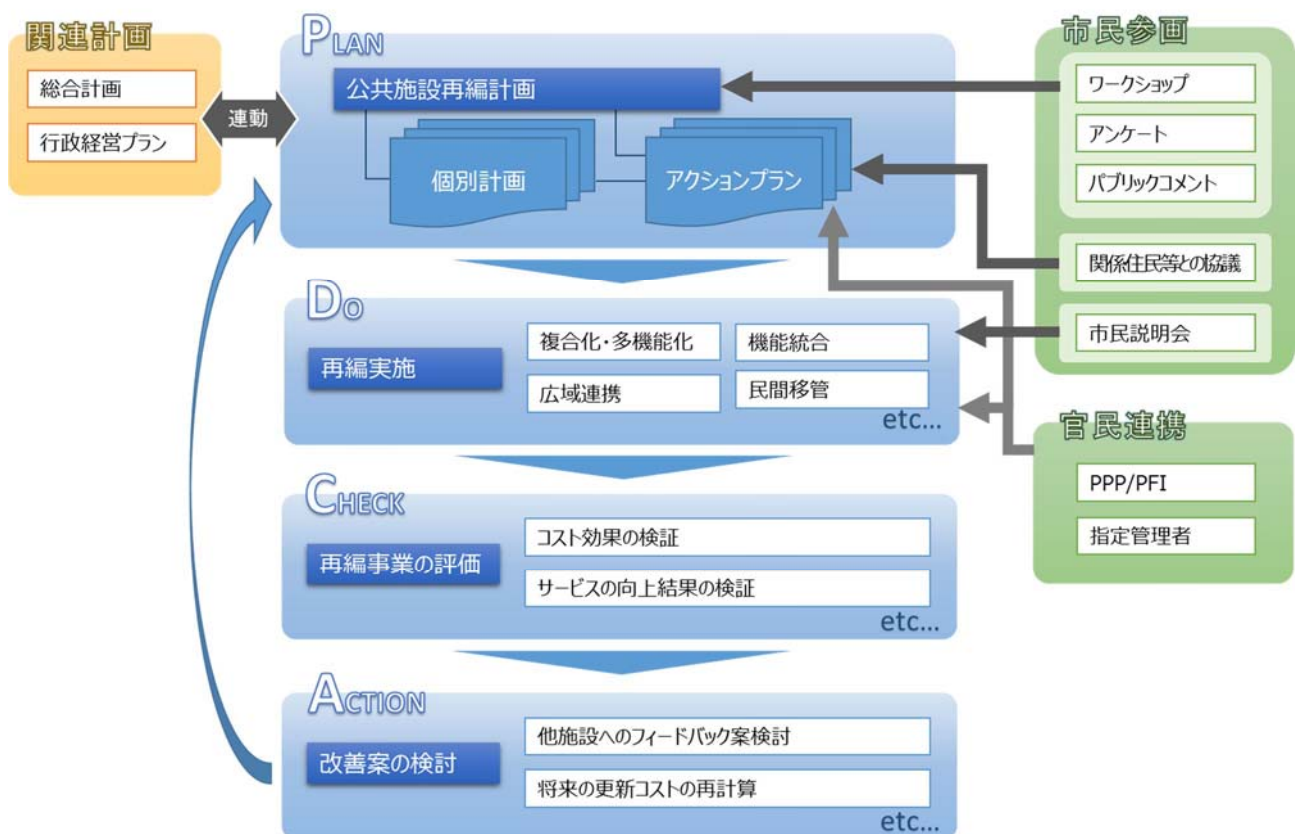
今後は、本計画に基づき、施設の再編に向けた具体的な検討を進めていくことになります。この取組の全体像は、次の図のとおりです。

本計画の下、施設の再編を進めていくにあたり、政策的な目的、効果をより明確化する必要があるものについては、個別計画を策定します。また、実際に施設を再編しようとするときは、その内容を具体的に示すアクションプランを策定します。このとき、関係住民等との合意形成が重要であることから、関係住民等と協議しながらアクションプランを策定していくとともに、実際に再編に着手する場合には、市民説明会を開催する等、市民参画の機会を設けていきます。

また、施設を民間移管したり、PFIを導入しようとする場合は、アクションプラン策定の段階から関係事業者意見に聴取して取組を進めていきます。

施設の再編後には、再編によるコスト削減額や利用者の満足度等、再編効果の検証を行い、その結果を他施設の再編の取組にフィードバックする等、PDCA サイクルによる改善に努めながら継続的に再編に取り組んでいきます。

なお、本計画に基づき行う施設の再編は、上位計画である総合計画や行政経営プランと密接に関連するため、相互に連動させながら取組を進めていきます。



PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

4.2. 個別計画及びアクションプラン

施設の再編は、更新費用の削減のためだけに行うものではなく、そこで提供する行政サービスの質や効率性を向上させることも重要な目的であるため、再編による政策的な効果を検証し、取りまとめる必要があります。

そのため、次の用途に係る施設にあっては、これらの事項について別途個別計画を策定するものとします。

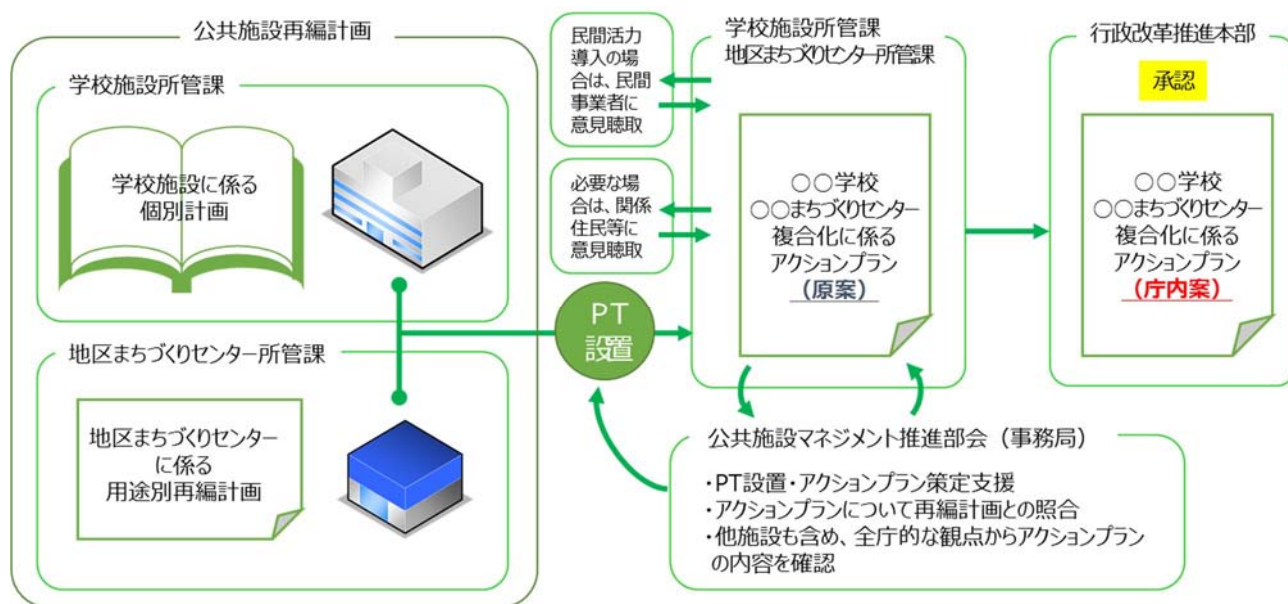
小学校・中学校・消防施設・保育園・幼稚園

用途別再編計画では、用途毎に行いうる再編手法を掲げていますが、用途によっては複数の再編手法を掲げているものもあり、個々の施設毎にどの再編手法を採用するかは個別に判断していく必要があります。施設所管課は、用途別再編計画や個別計画に基づき施設を再編する場合は、再編後の施設の仕様や利用予測、施設の跡地利用等を盛り込んだアクションプラン原案を策定するものとします。また、民間活力の導入を図るときは、関係事業者に意見を聴取し、実施可能性を探りながらアクションプラン原案を策定します。

このとき、複数の部署にまたがる施設を複合化する場合は、関係部署間でプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置し、構成施設のうち建物規模やサービス内容の面で主たる施設の所管課がプロジェクトリーダーとなり、アクションプラン原案の策定を進めていくこととします。なお、アクションプランの策定にあたっては、公共施設マネジメント推進部会が支援を行います。

施設の再編を効果的に進めていくためには、全庁的な合意の下で取り組んでいく必要があることから、施設所管課又はPTが策定したアクションプラン原案は、公共施設マネジメント推進部会において全庁的な観点で内容を精査した後、行政改革推進本部において承認を得て、庁内案とします。

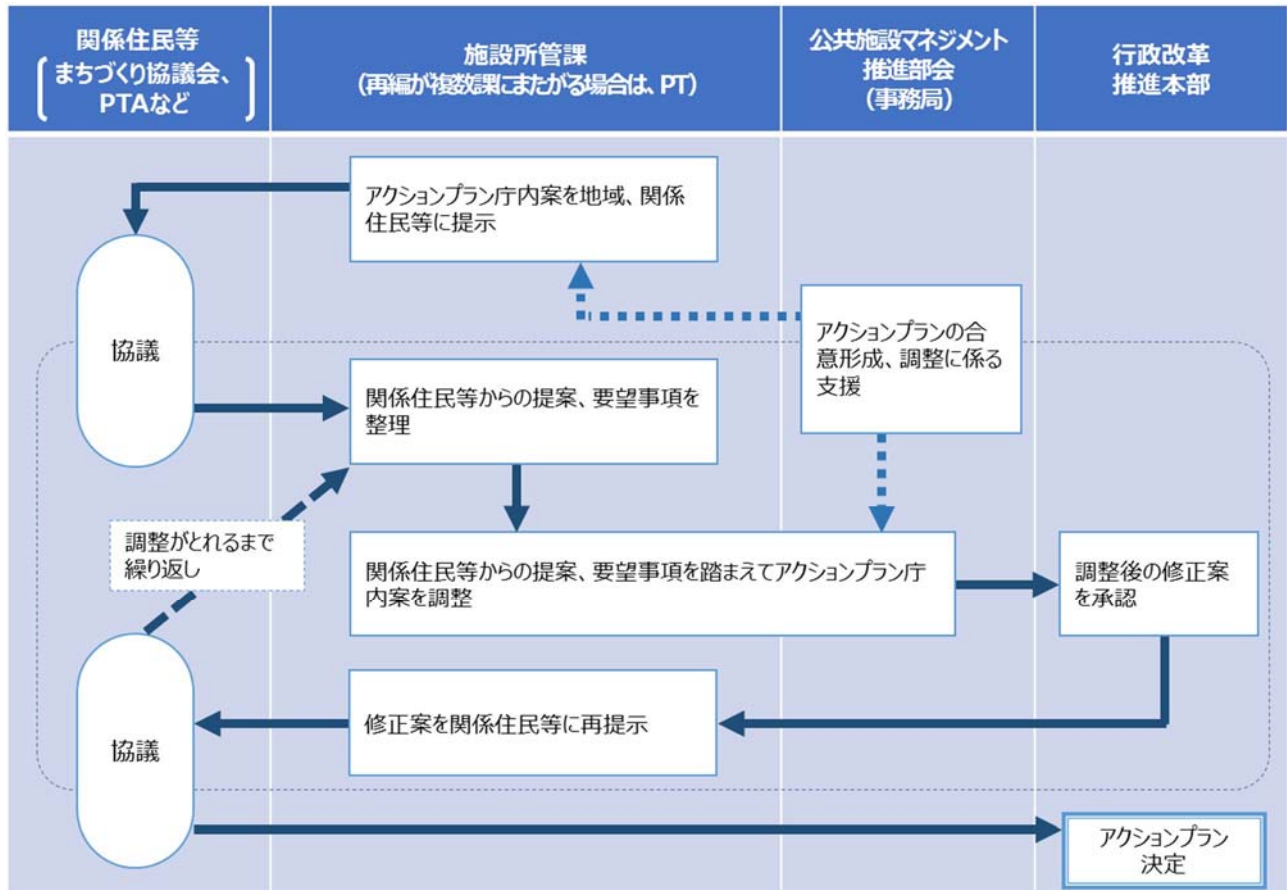
原則として、庁内で意思統一を図り、アクションプラン庁内案を策定後、関係住民等と協議を行っていくものとしますが、アクションプラン原案策定にあたり必要がある場合は、あらかじめ関係住民等から意見を聴取するものとします。



4. 進行管理

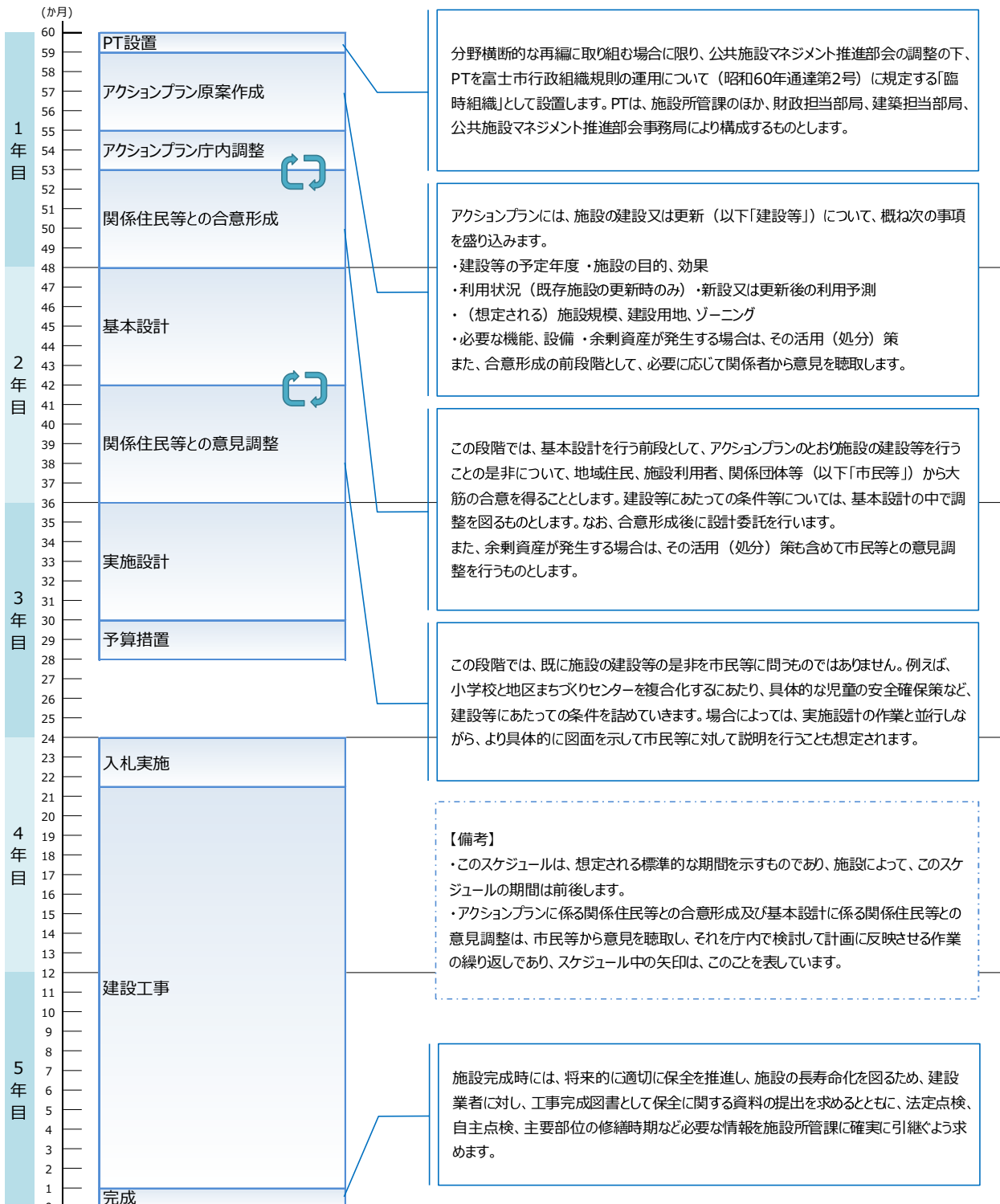
4.3. 関係住民等との合意形成

施設所管課又はPTが策定したアクションプラン原案について全庁的な合意が得られた後は、関係住民等と意見を調整し、アクションプランを成案とします。その際、市の窓口は、施設所管課（複合施設にあつては、関係課間で構成するPT）が対応するものとし、関係者からの意見は、行政改革推進本部において全庁的な判断の下、調整を行っていきます。また、施設の再編に伴い、余剰資産が発生する場合には、その活用策も含めて検討するものとし、余剰資産の活用策まで含めて関係者と意見を調整した後に、再編に着手するものとし、



4.4. 施設の更新スケジュール

今後、再編シミュレーションや個別計画に従い、個々の施設の再編に取り組んでいくにあたり、公設で施設を整備する場合の標準的なスケジュールは、次のとおりです。



【TOPICS】

公共施設マネジメント市民ワークショップの実施結果について

本計画策定にあたり、これからの公共施設のあり方の意見を聴くために市民ワークショップを開催しました。ワークショップには、無作為抽出により選ばれた一般市民、大学生が参加してくださいました。

参加者は、二つのモデル地区（富士地区、吉原地区）各2グループに分かれて、それらの地区にある実際の公共施設について、ゲーム形式で再編の手法を検討していただきました。共通意見としては、次のような結果となりました。



■ 再編手法の主な意見

複合化の組み合わせについて

複合化については、地域における多世代の交流を期待する意見が多くありました。

- ・ 保育園や児童クラブのサービスは、小学校やまちづくりセンターで提供できる。
- ・ まちづくりセンターのサービスは、小学校で提供できる。
- ・ 老人福祉センターのサービスは、まちづくりセンターで提供できる。

民間移管について

- ・ 体育館で提供されているサービスは、専門的なサービスが期待できる。
- ・ デイサービスセンターで提供されているサービスは、需要の増加が見込まれる。

機能統合について

- ・ 柔剣道場で提供されているサービスは、中学校の体育館を利用して提供できる。

■ 各グループのコンセプトと再編の考え方

グループ	コンセプト	再編の考え方
A-1 (富士地区)	世代間交流の活発な町	人生のステージが見えるサービスづくり
A-2 (富士地区)	コンパクトで多世代が盛んに交流できるまち	建物の機能改善を図り、集約型で有効利用することで、多世代が盛んに交流し、子育てしやすいまちを目指す
B-1 (吉原地区)	交通面でのスピード感	災害時の対応のしやすさ、公共交通機関の利用促進を重視。市のシンボル市役所の多機能化によって、市民がたくさん集まる施設に
B-2 (吉原地区)	one stop service FUJI	同じサービスは地域に一つ 可能な限り施設は複合化

参加者の皆様は、公共施設再編の難しさを実感されていましたが、公共サービスを維持しながら公共施設の保有面積を減らしていく手法について検討していただきました。今回のワークショップにより、市民目線によるサービスの組み合わせのあり方を捉えることができ、これらの意見を参考にしながら、公共施設の再編に取り組んでいきます。

資料編

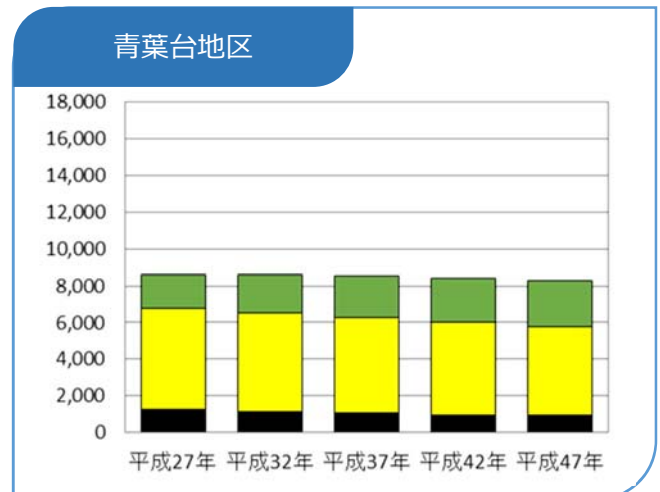
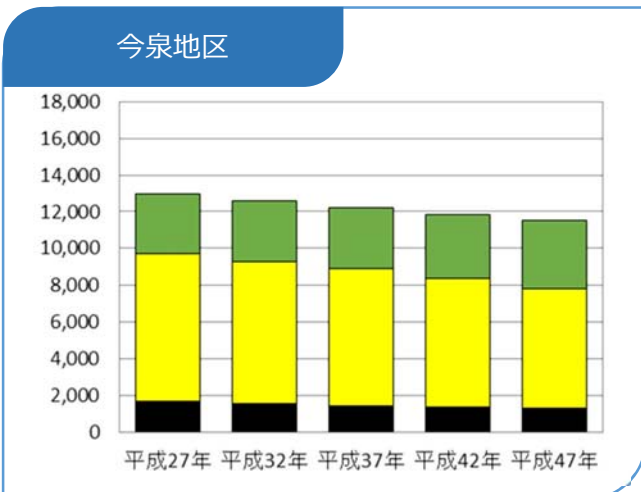
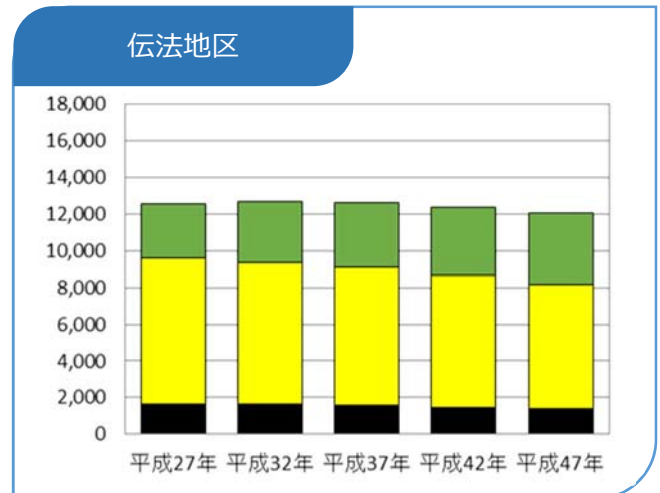
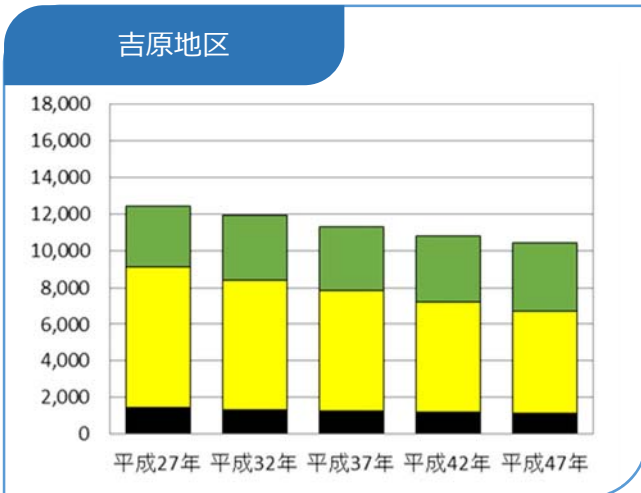
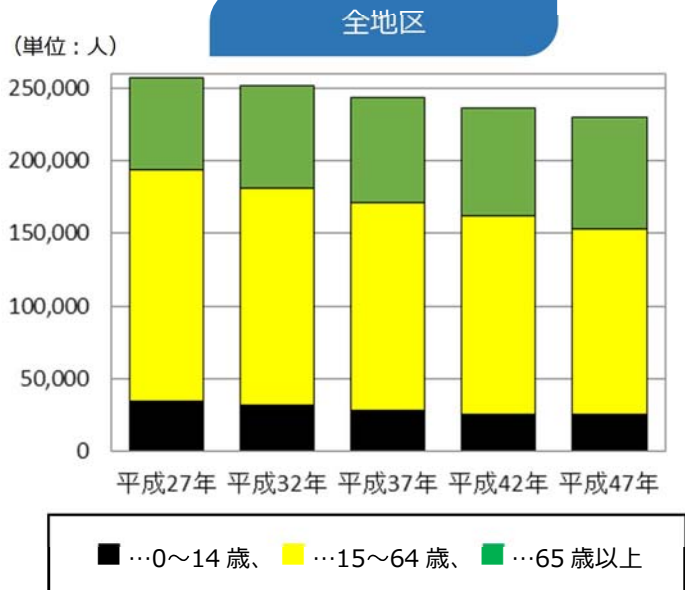
5.資料編

人口推計

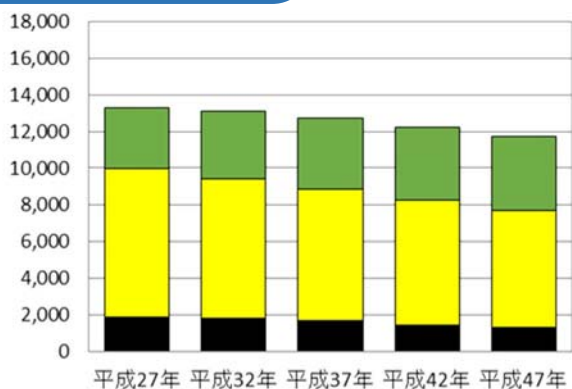
本計画における人口推計は、第五次富士市総合計画後期基本計画策定にあたり行った人口推計のうち、出生率は現状を維持し、転出超過に一定の歯止めをかける標準的なケースである中位推計を採用しました。

これによると、平成27年の人口に対し、平成47年の人口は約11%減少する見込みです。また、年齢層別では、0～14歳人口は約28%減少、15～64歳人口は約19%減少する見込みである反面、65歳以上の人口は約20%増加する見込みであり、高齢化が進行していくことが予測されます。

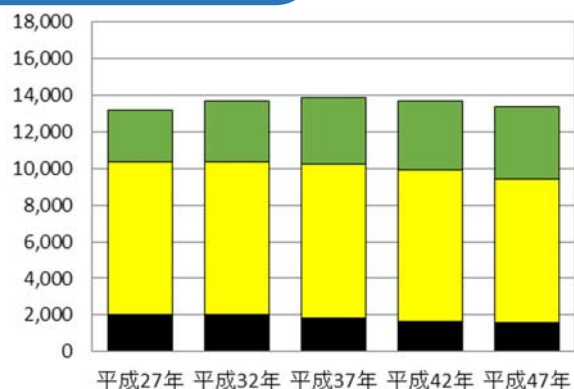
また、地区ごとの人口推計は、次のグラフのとおりとなります。



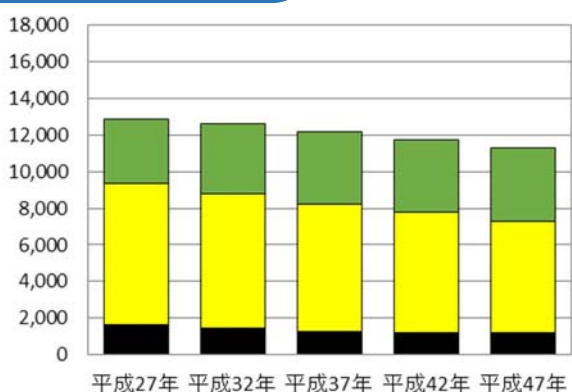
広見地区



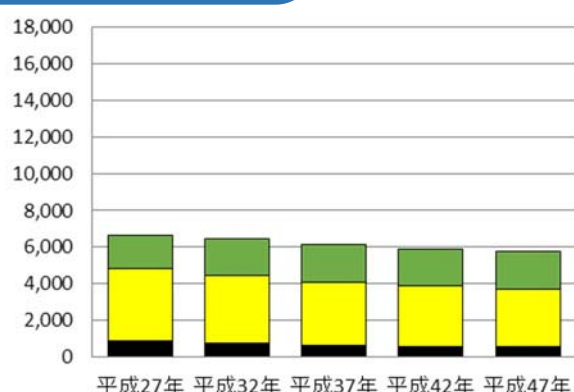
丘地区



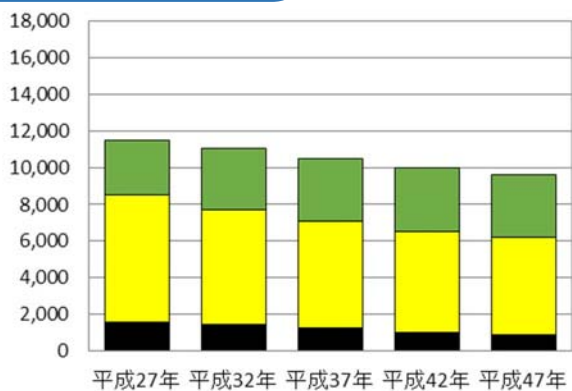
鷹岡地区



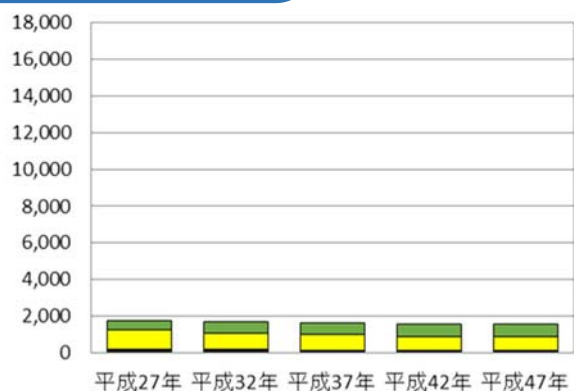
天間地区



須津地区

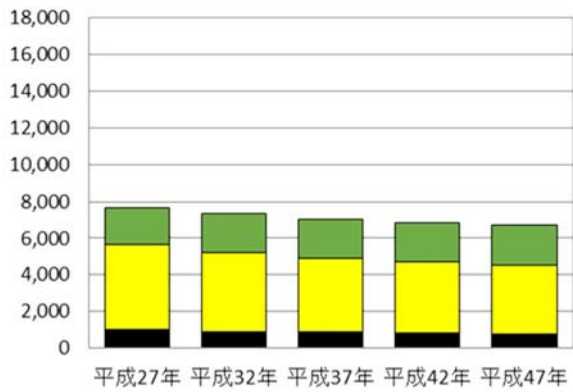


浮島地区

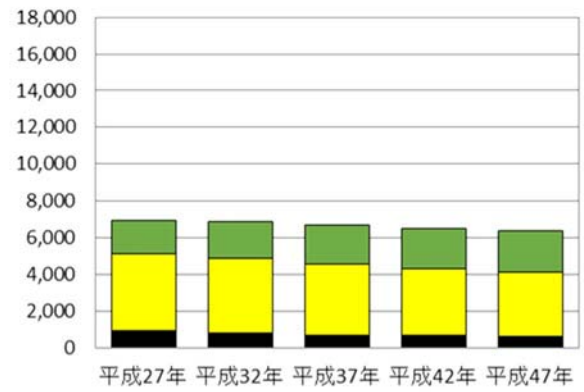


5.資料編

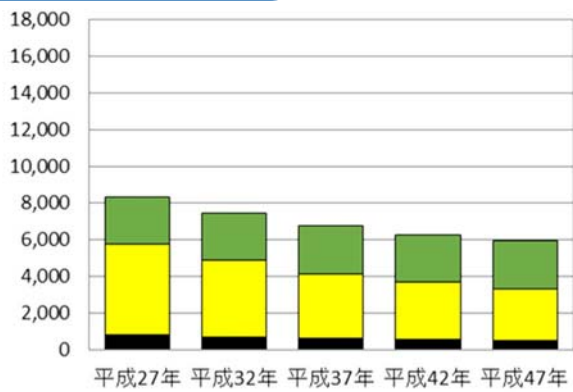
吉永地区



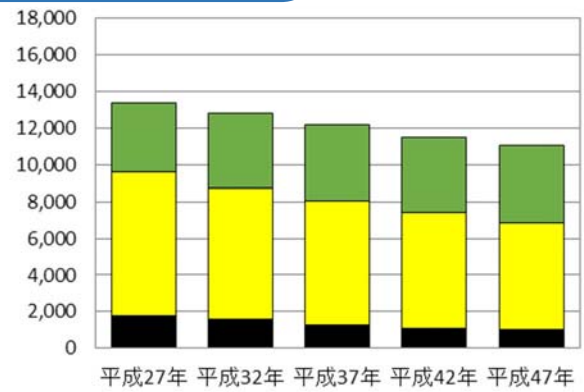
原田地区



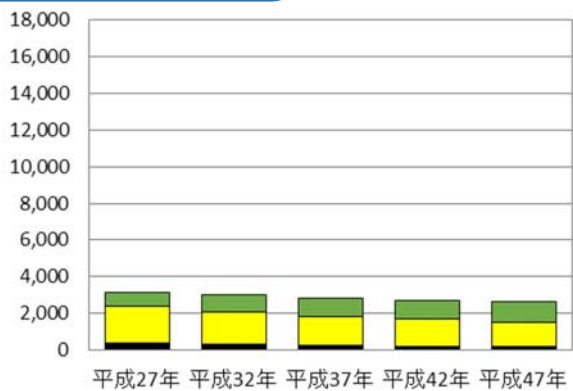
元吉原地区



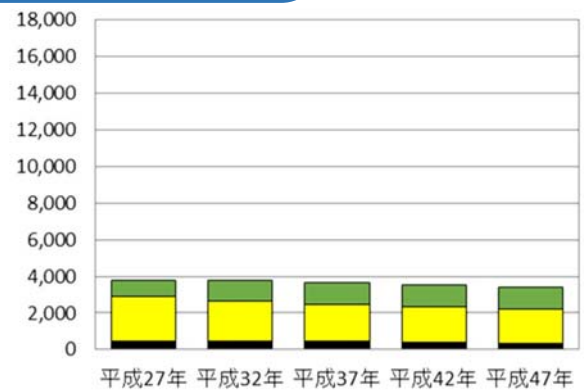
大淵地区



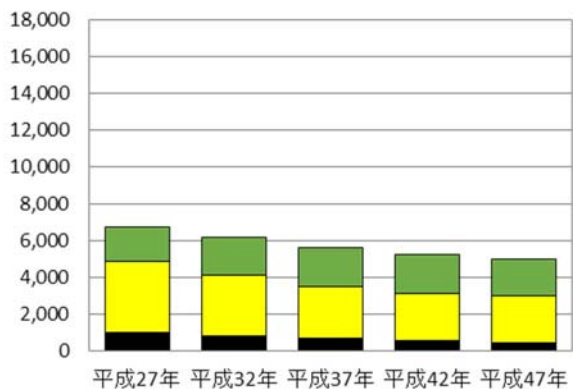
吉永北地区



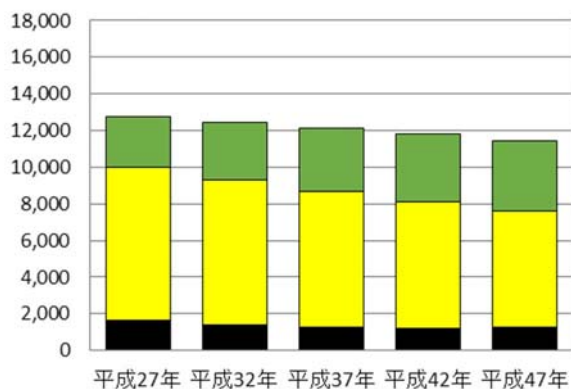
神戸地区



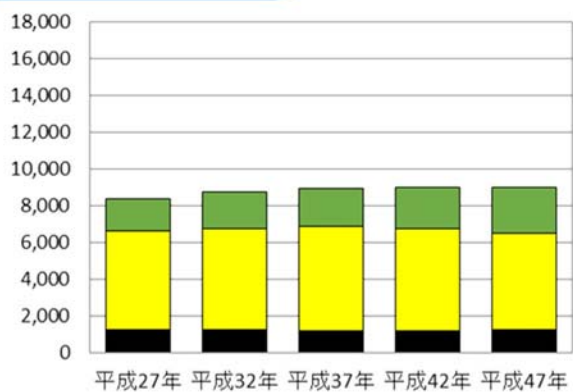
富士見台地区



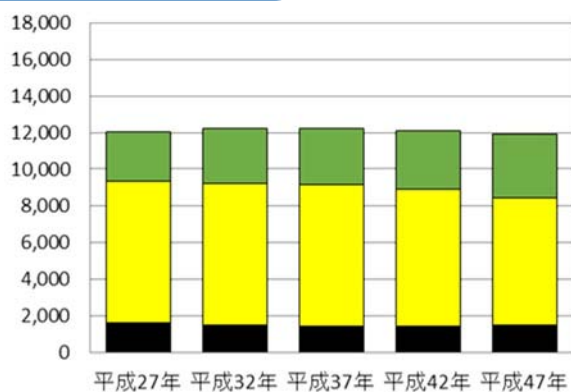
富士駅北地区



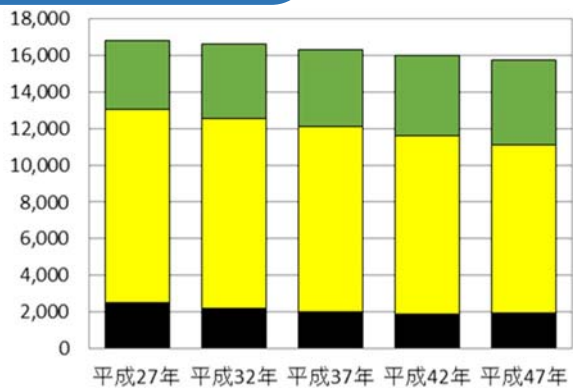
富士北地区



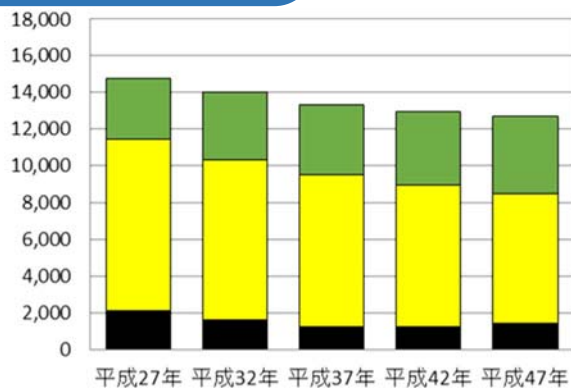
富士駅南地区



富士南地区

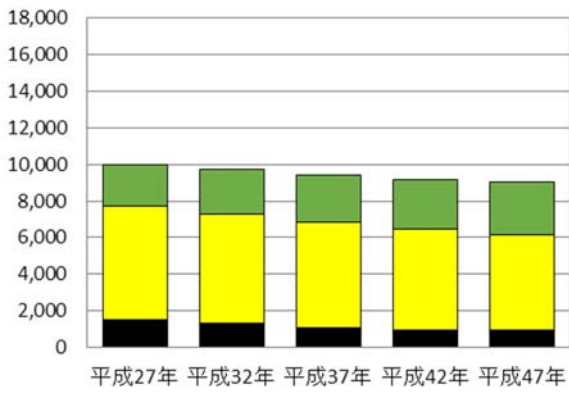


田子浦地区

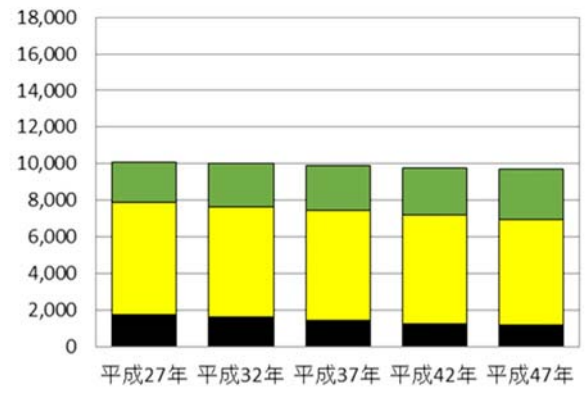


5.資料編

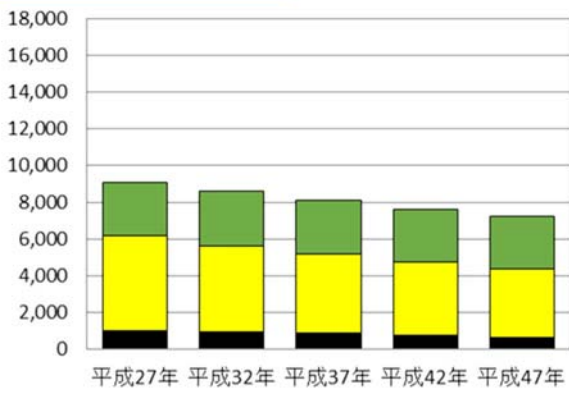
岩松地区



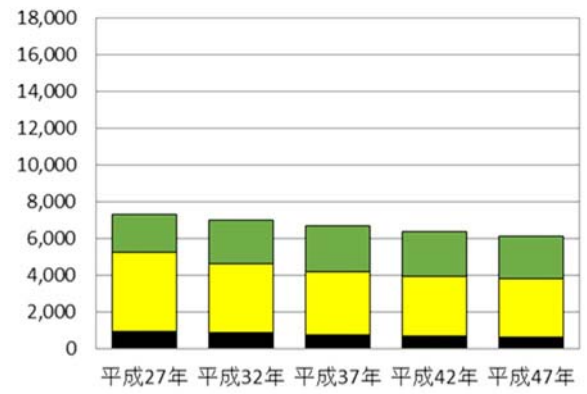
岩松北地区



富士川地区



松野地区



類似自治体との比較

公共施設の延床面積の比較は、7ページの「類似団体の考え方」に示すとおり、富士市と人口が類似する市のうち、平成元年以降、自団体を含め3団体以上の自治体と合併したものを除く、次に掲げる市を対象に行いました。

○比較基本自治体（上段：自治体名、下段：住民基本台帳人口（H25/3/31 現在））

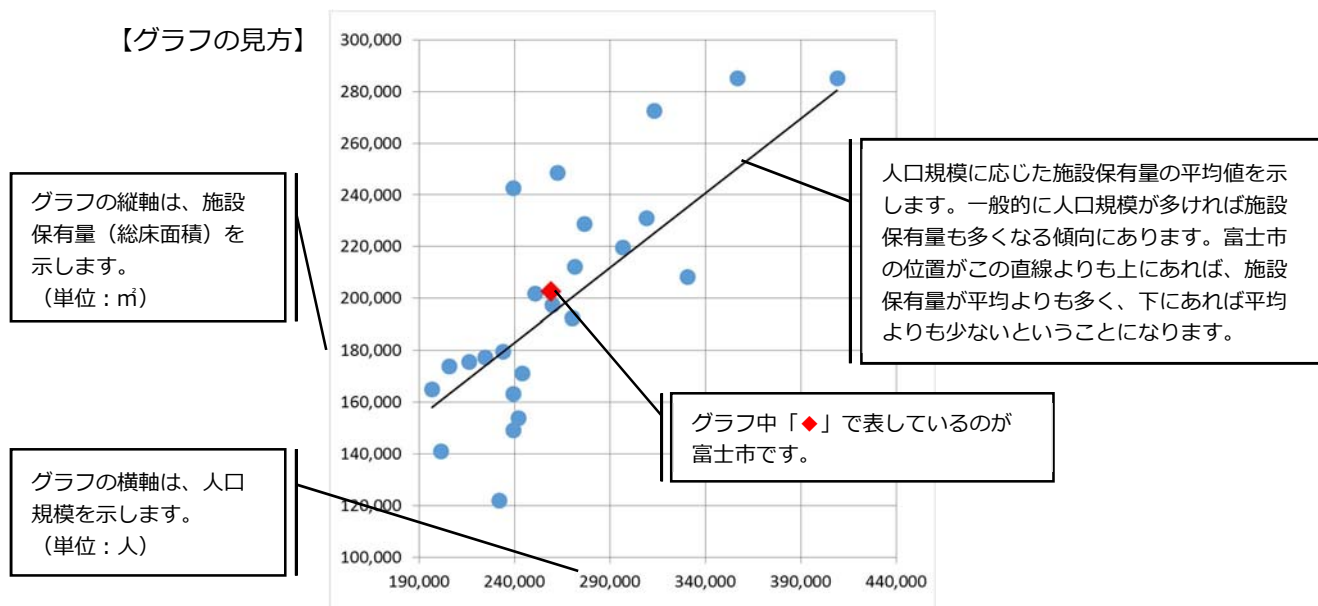
八戸市	山形市	つくば市	所沢市	春日部市
239,172	250,551	216,064	343,020	239,253
草加市	越谷市	平塚市	小田原市	茅ヶ崎市
243,978	330,428	259,640	196,809	239,272
厚木市	大和市	沼津市	春日井市	四日市市
224,624	231,822	205,887	309,119	313,195
岸和田市	吹田市	枚方市	茨木市	八尾市
201,467	356,768	408,966	276,662	270,029
寝屋川市	明石市	加古川市	宝塚市	佐世保市
242,087	296,512	271,637	233,967	262,441

また、各市の公共施設の保有量は、総務省が実施する市町村公共施設状況調査に基づく公共施設状況調査経年比較表の平成25年度データを用い、人口と保有量（延床面積）の相関を比較しました。ただし、その中で他の自治体と比べて目立って大きい値などの特異値が見られた場合には、当該自治体が公表している施設白書やウェブサイト等で実態を確認した上で、明らかに過大であるものは比較対象から除くなどの精査を行っています。

（対象から除いた例）

- ・ 体育館とコミュニティセンターが複合化されており、体育館の面積にコミュニティセンターの面積が含まれているもの
- ・ プールの延床面積に温浴施設の面積が含まれているもの

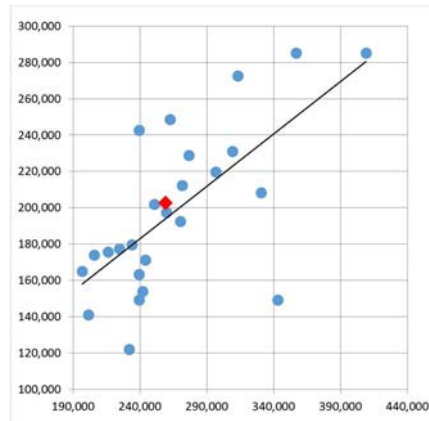
【グラフの見方】



5.資料編

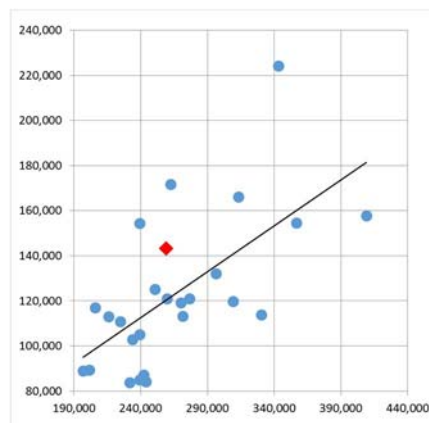
小学校

- ・小学校の人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや大きくなっています。



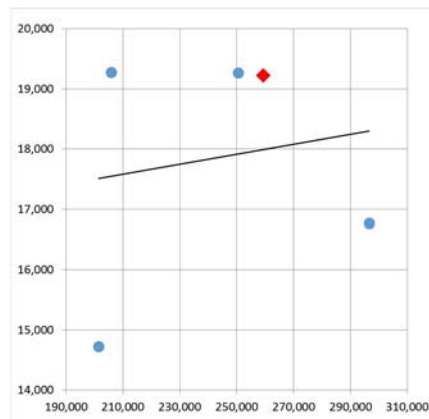
中学校

- ・中学校の人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや大きくなっています。



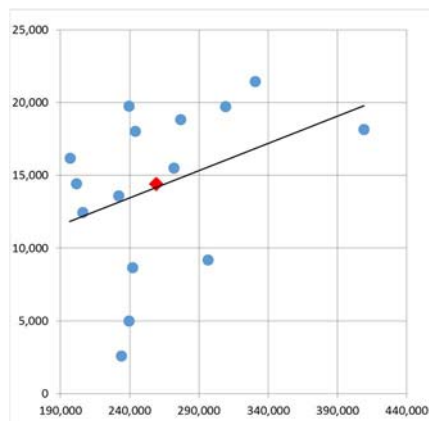
高等学校

- ・高校の人口あたりの延床面積は、サンプル数が少なく、ばらつきがありますが、類似自治体平均と比較して大きくなっています。
- ・類似規模の自治体で高校を設置している事例は多くないことがわかります。



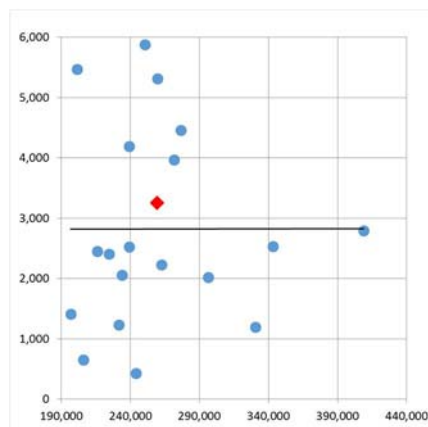
スポーツ施設（体育館）

- ・スポーツ施設のうち体育館の人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや大きいものとなっています。



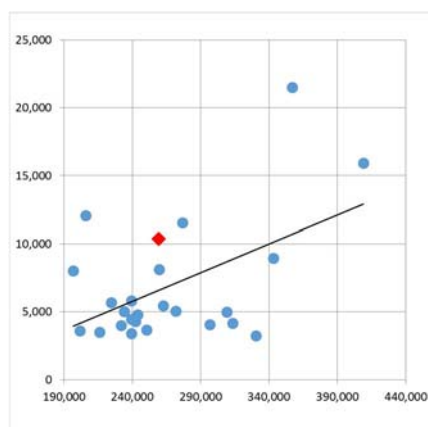
スポーツ施設（プール）

- ・スポーツ施設のうちプールは、人口規模に対する保有量の変動がほとんどありませんが、水面面積は、類似自治体平均と比較してやや大きくなっています。



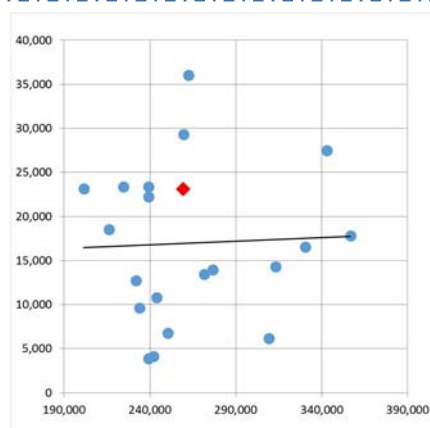
社会教育施設（図書館）

- ・図書館の人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較して大きくなっています。



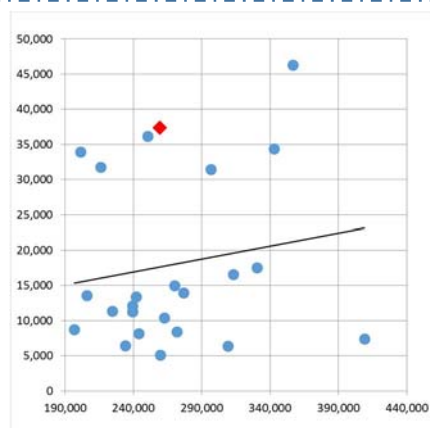
まちづくり施設（地区まちづくりセンター）

- ・地区まちづくりセンターは、他市の公民館と比較を行っており、人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較して大きくなっています。



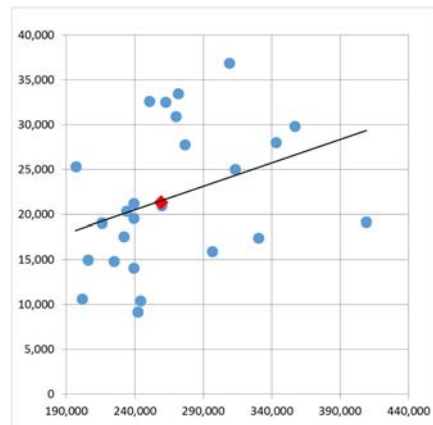
文化施設、市民交流施設

- ・文化施設、市民交流施設は、他市の市民会館、公会堂等と比較を行っており、人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較して大きくなっています。



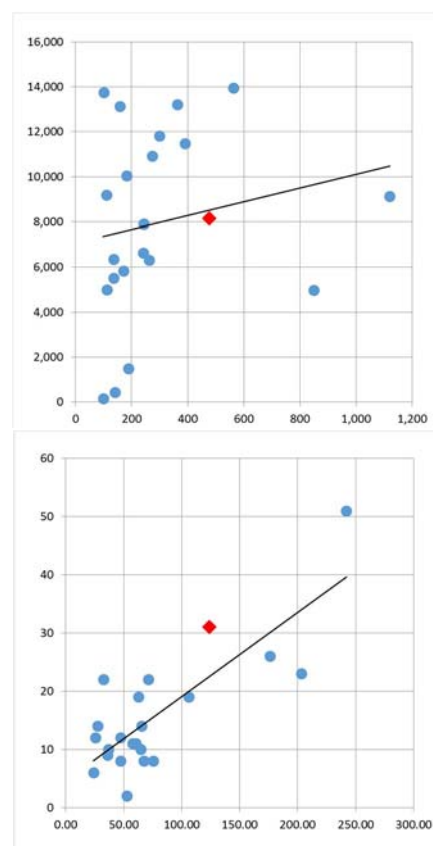
庁舎

- ・庁舎の人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや小さいものとなっています。



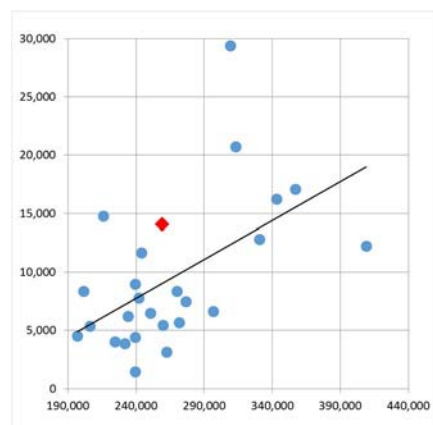
消防施設

- ・グラフ上段は、人口あたりの可住地面積（総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積）（横軸、単位： $\text{m}^2/\text{人}$ ）に対する施設保有量（縦軸、単位： m^2 ）を示しています。消防施設は火災等の災害対策活動を行う施設という性質上、原則的には市街地やその近郊に配置する必要があるため、施設保有量を比較する場合、単に人口規模だけではなく、可住地面積も考慮しました。消防施設の人口に対する可住地面積あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較してやや小さくなっています。
- ・グラフ下段は、可住地面積（横軸、単位： km^2 ）あたりの施設数（縦軸、単位：箇所）を示しています。可住地面積あたりの施設数は、類似自治体と比較して大きくなっています。



保育園

- ・保育園の人口あたりの延床面積は、類似自治体平均と比較して大きくなっています。



学校施設の複合化について

文部科学省における学校施設の複合化等に関する取組

学校施設の複合化については、昭和 63 年に、生涯学習体系への移行や情報化への対応等の観点から、当時の文部省が設置した有識者会議において、とりまとめた報告書「文教施設のインテリジェント化について」の中で、従来の単一的な利用形態を前提とした施設整備や運営・管理の在り方を発展させ、文教施設の相互間における有機的な連携等を推進させる一つの方策として提示されました。

その後も、社会状況や教育内容等の変化に応じて、学校の施設環境の向上を図る観点から、文部省は平成 3 年に「学校施設の複合化について」、平成 9 年に「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」、平成 11 年に「高齢者との連携を進める学校施設の整備について」を提示すること等により、設置者が行う学校施設の複合化を支援してきました。

近年では、教育基本法に基づく教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、良好で質の高い学びを実現する教育環境を整備する観点から、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することや、学びの場である学校を中心に地域コミュニティの拠点の形成を推進する観点から、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進することとされ、まちづくりや地域防災に関する政策等と連携して展開していくことが求められています。その後の取組については、次のとおりです。

- ・平成 27 年 1 月「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定

公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめたもの

- ・平成 27 年 11 月「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」の公表

近年増加傾向にある学校施設と他の公共施設等との複合化について、教育振興基本計画等を踏まえ、子どもたちの多様な学習機会を創出するとともに、地域コミュニティの強化や地域の振興・再生にも資するよう取りまとめたもの

5.資料編

学校施設の複合化の実施状況

・学校施設と複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設			社会福祉施設									文教施設・社会福祉施設以外の施設					計	
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設			障害者支援施設等*6	その他の社会福祉施設	病院診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫		民間施設
施設種別	図書館	公民館等*1	博物館等*2	プール	体育館等*3	放課後児童クラブ	保育所	児童館等*4	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等*5									
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11	3	32	99	4,036	5	16	11,553
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3	2	17	54	1,517	1	16	1,841
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14	5	49	153	5,553	6	32	13,394

・上記表のうち既存学校施設を活用して複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設			社会福祉施設									文教施設・社会福祉施設以外の施設					計	
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設			障害者支援施設等*6	その他の社会福祉施設	病院診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫		民間施設
施設種別	図書館	公民館等*1	博物館等*2	プール	体育館等*3	放課後児童クラブ	保育所	児童館等*4	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等*5									
小学校	11	203	13	2	15	5,076	65	299	0	83	6	2	0	20	34	3,171	1	8	9,009
中学校	0	17	3	3	21	23	8	4	0	10	1	3	0	11	15	1,261	0	14	1,394
計	11	220	16	5	36	5,099	73	303	0	93	7	5	0	31	49	4,432	1	22	10,403

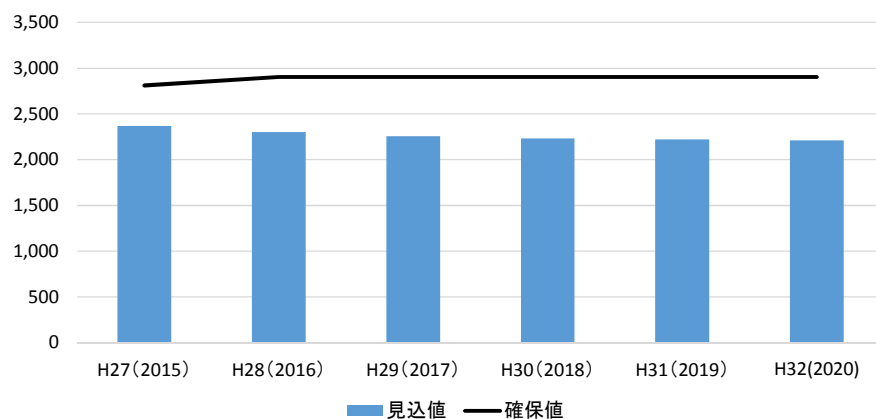
*1 公民館、集会所、コミュニティ施設等 *2 博物館、文化施設等 *3 体育館、武道館等 *4 児童館、児童発達支援センター等
*5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等 *6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」報告書より

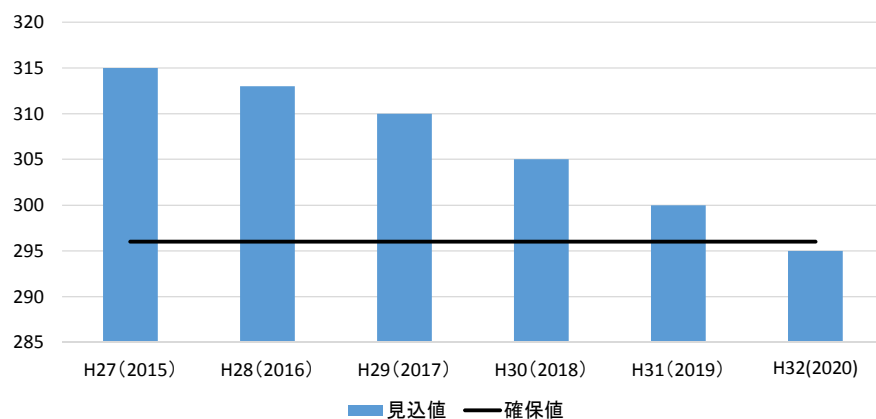
保育園・幼稚園を取り巻く環境

保育サービスの需給状況

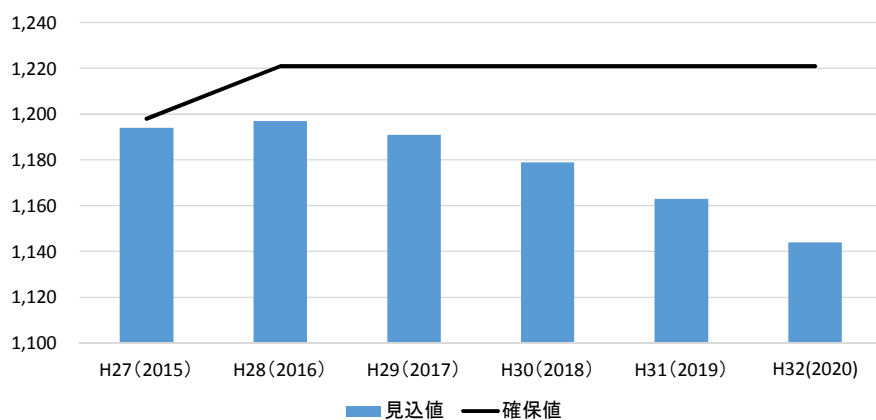
- 2号認定の子ども（満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども）



- 3号認定の子ども（満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども）のうち、0歳児の子ども



- 3号認定の子どものうち、1・2歳児の子ども

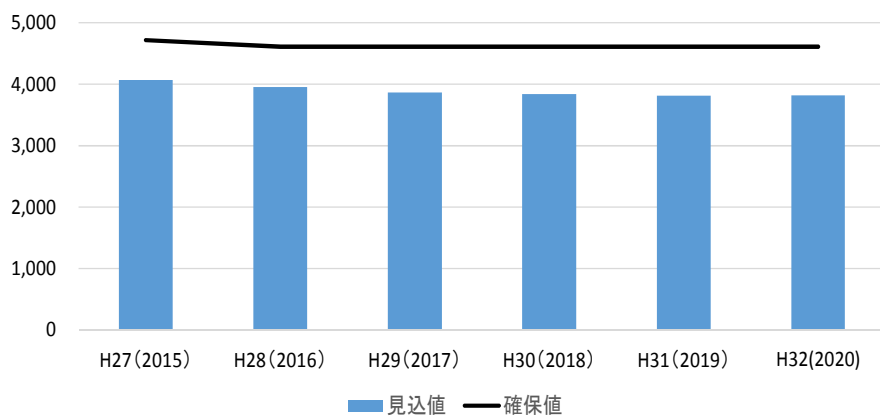


出典：富士市子ども子育て支援事業計画（平成27年3月策定）

※グラフ中、平成27年度の見込値及び確保値は、計画策定時の推計となります。

5.資料編

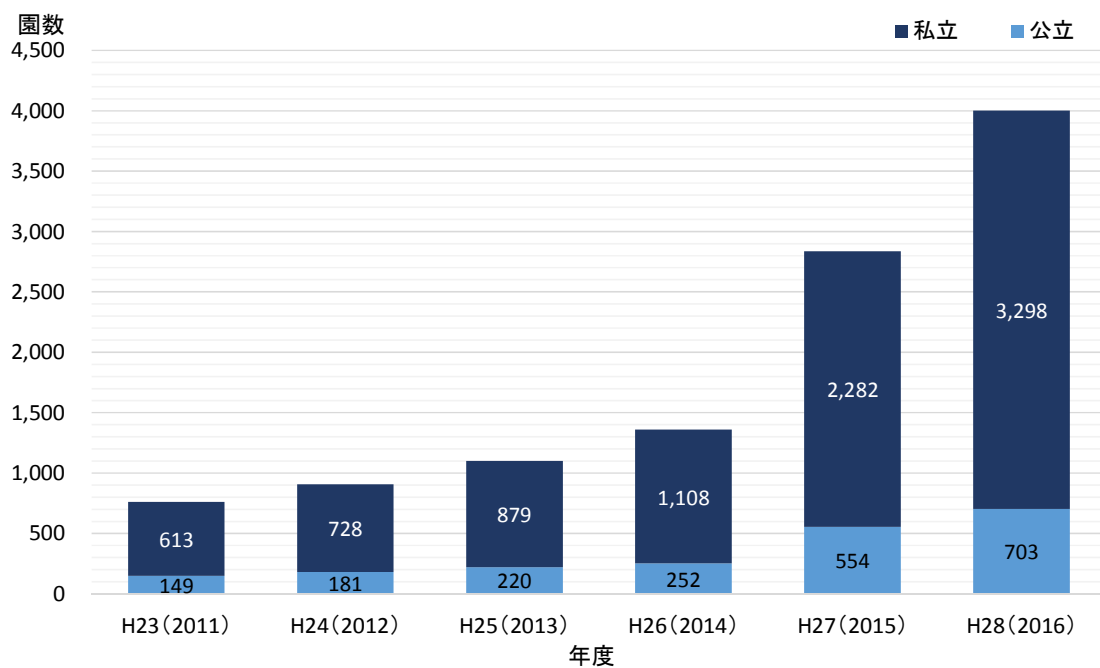
幼児教育の需給状況



出典：富士市子ども子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）

※グラフ中、平成 27 年度の見込値及び確保値は、計画策定時の推計となります。

全国の認定こども園数の推移



出典：内閣府子ども・子育て本部報道発表資料（平成 28 年 6 月）

共働き世帯の推移と割合



出典：総務省統計局労働力調査（※H23は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。）